

第 7 回臨時会

令和 6 年10月31日開会

令和 6 年10月31日閉会

第 8 回定例会

令和 6 年12月 2 日開会

令和 6 年12月16日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第7回臨時会

○10月31日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	議案第71号、議案第72号及び報告第11号の一括上程	3
日程第3	会期決定の件について	6
日程第4	質疑	6
日程第5	討論・採決	9

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和6年 第7回臨時会 (10月)	議案第71号	専決処分した事件の報告及び承認について（令和6年度三股町一般会計補正予算（第6号））	原案承認	10月31日
”	議案第72号	財産の取得について（令和6年度三股町地域公共交通車両購入事業）	原案可決	10月31日
”	報告第11号	専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）	/	/

◎第8回定例会

○12月2日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	15
日程第2	議案第73号から議案第79号までの7議案及び報告1件一括上程	15
日程第3	会期決定の件について	18

○12月4日（第2号）

日程第1	議案第80号から議案第86号までの7議案一括上程	22
------	--------------------------------	----

○12月5日（第3号）

日程第1	一般質問	26
------	------------	----

5番 田中 光子君	26
10番 内村 立吉君	39
6番 堀内 和義君	48
3番 上西 雅子君	61
5番 田中 光子君 (続)	71
6番 堀内 和義君 (続)	77

○12月6日 (第4号)

日程第1 一般質問	82
8番 楠原 更三君	82
2番 中原 美穂君	95
1番 岩津 良君	106
4番 西村 尚彦君	121
8番 楠原 更三君 (続)	131
1番 岩津 良君 (続)	134

○12月9日 (第5号)

日程第1 総括質疑	140
日程第2 常任委員会付託	140

○12月16日 (第6号)

日程第1 発議第1号の取り扱いについて	145
日程第2 常任委員長報告	146
日程第3 質疑 (議案第73号から議案第86号までの14議案)	151
日程第4 討論・採決 (議案第73号から議案第86号までの14議案)	152
日程第5 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	156
追加日程第1 発議第1号	157
追加日程第2 質疑・討論・採決 (発議第1号)	157
日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について	158
日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について	158
日程第8 閉会中における議会運営委員会の活動について	159
日程第9 議員派遣の件について	159

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和6年第8回定例会 (12月)	議案第73号	三股町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原可 案決	12月16日
〃	議案第74号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	原可 案決	12月16日
〃	議案第75号	令和6年度三股町一般会計補正予算(第7号)	原可 案決	12月16日
〃	議案第76号	令和6年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原可 案決	12月16日
〃	議案第77号	令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)	原可 案決	12月16日
〃	議案第78号	令和6年度三股町介護保険特別会計補正予算(第3号)	原可 案決	12月16日
〃	議案第79号	工事請負契約の変更契約の締結について(令和6年度町体育館改修建築主体工事)	原可 案決	12月16日
〃	議案第80号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原可 案決	12月16日
〃	議案第81号	町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原可 案決	12月16日
〃	議案第82号	三股町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原可 案決	12月16日
〃	議案第83号	令和6年度三股町一般会計補正予算(第8号)	原可 案決	12月16日
〃	議案第84号	令和6年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	原可 案決	12月16日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和6年第8回定例会 (12月)	議案第85号	令和6年度三股町介護保険特別会計補正予算(第4号)	原案 可決	12月16日
〃	議案第86号	令和6年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	12月16日
〃	発議第1号	議会・議員活動の豊富化、議員報酬の適正化に関する特別決議	原案 可決	12月16日
〃	報告第12号	教育に関する事務事業における管理執行状況の点検と評価にかかる報告について		

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	田中 光子	1 軟骨伝導イヤホンについて	<ul style="list-style-type: none"> ① 聞こえにくい人に対し窓口対応で苦慮していることは ② 聞こえにくい人へどのように対応されているのか ③ 個人情報保護の観点から対策は取られているか ④ 聞こえにくい人への窓口対応に軟骨伝導イヤホンの導入はできないか 	町 長
		2 ワクチン接種について	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どものインフルエンザ予防接種の必要性についての見解は ② 13歳未満の子どもは2回接種することが推奨されているため、2回で6,000～10,000円ほどの費用がかかる。インフルエンザワクチン接種費用の助成はできないか ③ 子宮頸がんの受診率と啓発は ④ 子宮頸がん検診時にプラスして、HPV検査単独法を検診助成できないか 	町 長
		3 通学路について	<ul style="list-style-type: none"> ① 合同点検を実施し、対策を進めていると思うが、現時点の取組状況は。また車両への交通事故防止のための注意喚起への啓発の徹底をどのように進めているのか ② 危険な箇所（県道に設置してあるような）通学路注意の立て札や路面に通学路表示などできないか ③ 通学路におけるトイレ問題の見解は ④ トイレ問題の解決のため、稗田公園のトイレを移設できないか 	町 長 教育長

2	内村 立吉	1 (農業について) WCS (稲発酵粗飼料) について	① WCS (稲発酵粗飼料) の交付金判定基準がどのように変わったか。 ② 検査方法、検査方法 (再調査) についてはどのようなものであるか。 ③ 令和6年度の作付面積、合格した面積、不合格面積はどのようなものであるか。また、判定基準の内訳はどのようなものであるか。 ④ 交付基金基準が変わったことにより変化があったか。	町 長
		2 (農業について) 町内の農用地について	① 町内の非耕作地 (遊休農地、荒廃農地) の面積、筆数はどのようなものであるか。 ② 10アール以上の非耕作地の面積、筆数はどのようなものであるか。 ③ 相続未登録農地の面積、筆数はどのようなものであるか。 ④ 10アール以上の相続未登録農地の面積、筆数はどのようなものであるか。 ⑤ 令和6年4月より、相続の義務化が決定したことによりどのようなものであるか。	町 長
		3 (農業について) 第65回県畜産共進会について	① 本町の出品牛はどのようなものであるか。 ② 平均枝肉重量、平均キロ単価、平均価格は前年度と比較してどのようなものであるか。	町 長

3	堀内 和義	1 勝岡・新坂の崖崩れ事故による慰霊碑建立について	<p>① 新坂の坂の上にある広場に交通安全地蔵尊は建立されているが、亡くなった4人の女子中学生を弔う慰霊碑はない。慰霊碑の建立はできないか</p> <p>② 事故から55年が経過し関係者も高齢化して、語り継ぐ人も少なくなり風化しつつある。事故当時の被害状況等を記した伝承碑の設置はできないか</p> <p>③ 交通安全地蔵尊に屋根の設置はできないか</p> <p>④ 広場南側の町道脇に産業廃棄物（古タイヤ）が投棄してあるが撤去できないか</p>	町 長
		2 選挙投票率の向上対策について	<p>① 第50回衆議院議員選挙の投票率が県内市町村でワースト3と低い。投票率向上の対策は検討されているのか</p> <p>② 町内投票所の投票率はどのようであったか</p> <p>③ 若者世代の投票率が極端に低いが、投票率を向上させる対策は検討されているのか</p> <p>④ 期日前投票の投票率はどのようであったか</p> <p>⑤ 長田地区にも期日前投票所を設置できないか</p> <p>⑥ 6地区分館の期日前投票所の時間延長はできないか</p> <p>⑦ 文化会館の期日前投票所の時間短縮はできないか</p> <p>⑧ 選挙投票日前の1週間は、町コミュニティーバスが昼間の全コース区間が無料となっているが利用者はどのようであったか</p>	選 挙 管 理 委 員 会

4	上西 雅子	1 町の子育て政策について	<p>① 町の子ども医療費助成制度について、その概要と目的、導入以降の効果について問う。</p> <p>② 子どもの医療費の助成が中学生までとなっている事から、高校生を迎える子を持つ親が、曾於市等に転居する事例をいくつか耳にしている。</p> <p>町長が「3つの無償化」の一つである高校生までの医療費無償化拡大に、早期に着手する必要があるのではないか。</p> <p>③ 保育料を昨年度より第一子のみ無償化したしたが、その効果について問う。</p> <p>④ 幼児を持つ親から、第二子まで無償化して欲しいとの要望がある。近隣市町と比較される事や、担当部署の事務負担（2分の1の計算・請求・徴収）、そして町長の掲げる「3つの無償化」の一つである事を鑑み、早期に着手する事が必要ではないか。</p>	町長
		2 町内小中学校教職員の働き方改革について	<p>① 町教育基本方針・教育施策（令和4年度・教育委員会作成）のうち、（6）学校環境と体制の改善の項目で、③学校における働き方改革の推進が打ち出されている。</p> <p>全国的にも、学校の教師の働き方が大変問題となっているが、町の改善施策について問う。</p> <p>② 同項目の教育施策のうち、教職員の月当たり時間外労働時間の把握については調査が行われたのか、その結果も含めて問う。</p> <p>③ 教育施策のうち、スクール・サポート・スタッフの配置は、どの程度行われ、充足しているのか問う。</p>	教育長

4	上西 雅子		④ 町内外の現教師や、早期退職した教師、体調不良で休職を経験した教師に聞き取りを行ったところ、スクールサポートスタッフの存在が大変ありがたい。そうした人員を、もっと充足して欲しいとの声を聞くが、教育長の考えは。	教育長
5	楠原 更三	1 郷土愛の育成について	① 公共施設などに三島通庸公名をつけることは考えられないか。 ② 郷土学習充実のための先生方の町内フィールドワークは実施されているか。 ③ 郷土史に触れる機会の提供として早馬公園内の石碑に説明版を。 ④ 西南戦争史跡整備は考えられないか。 ⑤ 定期的な町内の史跡巡りはできないか。(町民対象) ⑥ 文化財の町指定の動きはどのようなになっているか。	町長 教育長 教育長
		2 サイクルマップについて	① サイクリングコース選定時に、課を横断した話し合いはあったのか。 ② サイクリングロードの整備は計画されているのか。 ③ レンタサイクルの現状と今後の予定。	町長
		3 産学官連携について	① これまでの連携の目的と相手先、及び実績 ② 今後の予定(含、「学官連携」でのふるさと納税返礼品開発の試み)	町長

6	中原 美穂	1 スポーツ振興について	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和9年に国民体育大会が宮崎県で開催されるが、三股町としてスポーツ関連に関する取り組みを問う。 ② 宮崎県としてプロスポーツ団体の誘客に努めているが、三股町の目指す関わり（誘致を検討する競技）を問う。 ③ 都城市は法人を立ち上げ、プロスポーツ誘致を含めてスポーツ振興に力を入れているが、近隣地域として連携していく取組や、考えは。 ④ 山之口に総合運動場が完成するが、三股町としてスポーツ振興における、競技場の整備や設置を検討する考えは。 ⑤ 三股町内のサッカー人口も右肩上がりになっており、三股町出身のプロサッカー選手も誕生したが、三股町として、サッカー競技場の設置や整備を検討はしないのか。 ⑥ 三股町として、スポーツ振興についての総合的な見解を問う。 	教育長
		2 PTAについて	<ul style="list-style-type: none"> ① 教育上必要最低限な備品についての適数調査、不足分の対応はどのようにされているか。 ② 教育課の予算と、PTAの予算は別会計であると認識しているが、使用用途の違いについて問う。 ③ 教育上必要最低限な備品をPTAの予算で賄っている現状があるが、適正であると判断しているのか（今後の対応を問う）。 	教育長
		3 交流拠点施設整備事業について	<ul style="list-style-type: none"> ① 交流拠点施設の進捗状況について問う。 ② この事業による、地域経済への波及効果に関して、国の補助金や民間からの出資なども行われる予定だが、民間企業は何社が出資を検討されているのか。 ③ 交流拠点施設運営について、民間事業者がどの程度の収益予測を立て、取り組む計画なのか。 	町長

6	中原 美穂		<p>④ 交流拠点施設の運用に関して、三股町が年間を通じてどの程度の予算を充て、取り組む計画なのか。</p> <p>⑤ 予算を運用するにあたり、計画に沿わない出費が発生した場合、町としてどのように対応するのか。</p>	町 長
7	岩津 良	1 移住・二地域居住について	<p>① 移住者の推移は</p> <p>② 二地域居住促進法により、市町村が一定の区域を定め、二地域居住に関する基本的な方針や拠点施設の整備計画を定められるようになったが町としての見解は</p> <p>③ 関係人口拡大に向けた取り組みは</p>	町 長
		2 公衆無線LANサービス、Wi-Fiスポットの整備について	① 町内観光促進・ワーケーション・災害・タブレット自学習等々とWi-Fi整備はメリットがあるが、進めていく事に対する見解は	町 長 教育長
		3 学校図書・読書について	<p>① 学校図書館における蔵書の充足率についての水準は。また、読書教育についてはどのような取り組みをしているのか</p> <p>② 学校図書の古い本の扱い・廃棄については、どのように対応しているのか。また、古い書籍は電子化出来ないのか、廃棄の対象とならない図書の電子化は出来ないのか</p>	町 長 教育長

8	西村 尚彦	1 都市公園における遊具の維持管理状況について	<p>① 都市公園の整備状況 (数、種別、面積、一人当たり都市公園面積、経過年数他市町村との比較等)</p> <p>② 遊具の設置状況 (設置してある遊具の種類及び基数) (特にコンビネーション遊具、大型遊具の設置場所及び経過年数)</p> <p>③ 遊具の保守点検の状況 (どのような点検を行っているのか。また、その点検にかかる費用及び公園全体の管理にかかる費用のうち遊具にかかる費用の割合)</p> <p>④ 遊具の使用状況 (使用のできる遊具、使用のできない遊具の数、特に使用のできない遊具のその原因と使用できない期間)</p> <p>⑤ 上米公園遊具の使用状況</p> <p>⑥ 上米公園遊具の具体的な修繕計画及び今後の更新計画は (P a r k - P F I (公募設置管理者制度)の導入について検討をしてみてもどうか)</p> <p>⑦ 今後、使用できない遊具についての対応及び更新計画は</p>	町 長
---	-------	-------------------------	--	-----

三股町告示第72号

令和6年第7回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年10月28日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和6年10月31日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

○応招しなかった議員

令和6年 第7回（臨時） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

令和6年10月31日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和6年10月31日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第71号、議案第72号及び報告第11号の一括上程
日程第3 会期決定の件について
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第71号、議案第72号及び報告第11号の一括上程
日程第3 会期決定の件について
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員（10名）

1番 岩津 良君	3番 上西 雅子君
4番 西村 尚彦君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員（2名）

2番 中原 美穂君	5番 田中 光子君
-----------	-----------

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	石崎 敬三君
教育長	-----	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	----	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	----	鈴木 貴君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長	-----	福永 朋宏君
高齢者支援課長	-----	杉下 知子君	農業振興課長	-----	山田 正人君
都市整備課長	-----	田中 英顕君	環境水道課長	-----	岩元 勝二君
教育課長	-----	島田 美和君	会計課長	-----	瀬尾 真紀君

午前10時00分開会

○議長（指宿 秋廣君） ただいまから、令和6年第7回三股町議会臨時会を開会します。
休憩します。

午前10時00分休憩

午前10時01分再開

○議長（指宿 秋廣君） では、本会議を再開します。
ただいまの出席議員は10名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が会議において指名することとなっております。

本会期中の会議録署名議員に、4番、西村議員、10番、内村議員の2人を指名します。

日程第2. 議案第71号、議案第72号及び報告第11号の一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、議案第71号、議案第72号及び報告第11号を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 木佐貫 辰生君 登壇]

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。令和6年第7回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第71号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和6年度三股町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明申し上げます。

本案は、衆議院解散に伴う第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に要する経費について、所要の補正措置を行うため、去る10月10日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

歳入歳出予算の総額137億7,182万4,000円に歳入歳出それぞれ1,024万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億8,207万2,000円としたものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、衆議院議員選挙委託金1,024万8,000円を増額補正したものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

総務費において、衆議院議員選挙費の報酬、職員手当等、委託料などを増額補正したものであります。

予備費は、収支の調整額を補正したものであります。

次に、議案第72号「財産の取得について（令和6年度三股町地域公共交通車両購入事業）」についてご説明申し上げます。

本案は、本町の地域公共交通事業の新たな取組において、令和6年4月に開始したまちなかコースの2つのコースの運行を円滑に進めるため、国の事業を活用し、高齢者等に配慮した電動格納ステップや乗降用手すり等を備えた新車両2台を購入するものです。

購入に当たりましては、令和6年10月24日に、5者を指名し、競争入札を実施しましたが、納期限に間に合わない等の理由により、4者が辞退であったことから、入札を中止したものです。しかしながら、事業着手の関係から、契約方法を、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、応札のあった株式会社日産サティオ宮崎都城店と金額871万9,997円の随意契約に変更し締結しようとするものです。

買入れ価格700万円以上の財産を取得することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、今議会に報告1件を提出いたしております。

報告11号「専決処分した事件の報告について（損害賠償の決定及び和解について）」は、去る6月16日に植木公園で発生した遊具による対人賠償事故によるもので、関係法令の規定によ

り、議会に報告するものでございます。

以上、ご審議いただき、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここで、補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、総務課のほうから補足説明ということで、2つ説明をさせていただきます。議案第72号と報告第11号について説明をさせていただきます。

まず、議案第72号「財産の取得について（令和6年度三股町地域公共交通車両購入事業）」について説明いたします。

議案書の資料を御覧ください。

令和6年度三股町地域公共交通車両購入事業につきましては、去る令和6年10月24日、開札の指名競争入札に付したところでございますが、指名した5者のうち4者が納入期限に間に合わない等の理由により辞退となり、入札は中止となったところでございます。

本事業は、令和6年度の国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して、くいまーるバス事業のまちなかコースを運行させるために購入するものであり、現在運行しているレンタル車両の経費を考慮した上で、少しでも早く購入し運行させることが必要であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、応札のあった1者と随意契約に至ったものでございます。

その結果、予定価格1,072万2,000円に対し契約金額871万9,997円、落札率81.33%で、株式会社日産サテオ宮崎都城店と令和6年10月24日に仮契約をしたところであり、本議会の議決をもって本契約とするものでございます。

また、デマンド交通用車両1台——10人乗りでございますが——の入札につきましては、同日に同じ5者に指名競争入札に付したところでございますが、5者全てが納入期限、こちらは納入期限を令和7年2月28日としたところでございますが、5者全てが間に合わないということの理由により辞退となったところでございます。

したがいまして、このデマンド交通用車両につきましては、入札仕様書の見直しを図り、再度入札に付して進めてまいりたいと考えております。

次に、報告第11号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」説明いたします。

事故の内容につきましては、令和6年6月16日に植木公園に設置してあるコンビネーション遊具で乙が遊んでいたところ、遊具踊り場の床板の穴に足が落ち込み負傷したものでございます。

町は、事前に遊具の劣化状況を把握していたことから、使用中止の注意喚起札を貼り、簡易的な封鎖処置をしておりましたけれども、事故当時は雨風の影響により注意喚起札が剥がれ、遊具

に入れる状況となっていたものでございます。

このことから、町の管理が不十分であったことを認め、町が乙に2万2,946円の損害賠償金を支払うことで示談が成立したものでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 都市整備課から、続きまして対象遊具の事故後の対応についてご説明させていただきます。

今回対象となりました植木公園の大型コンビネーション遊具につきましては、今年度に工事が計画されておりまして、この事故の発生を受けまして、既設遊具の撤去までの期間、対象遊具の全体を厳重に封鎖いたしました。その後、7月20日頃から既設遊具の撤去を開始いたしまして、先週10月22日に新たな大型コンビネーション遊具の完成検査及び引渡しを受けたところであります。

現在は、既に多くの子供たちが新しいコンビネーション遊具を利用している状況でございます。

なお、他の公園の使用中止としているコンビネーション遊具につきましても、封鎖を強化いたしました。

以上です。

日程第3. 会期決定の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間とし、今回提案されました議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間とし、今回提案されました議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することに決しました。

なお、日程の詳細については、配付しております会期日程（案）のとおりであります。

日程第4. 質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、質疑を行います。

議案第71号及び議案第72号については一括して質疑を行います。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。また、くれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、全体審議の質疑は、会議規則第54条の規定により、1議題につき1人5回以内となっ

ております。

質疑ありませんか。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 72号についてですけれども、購入予定のコミュニティバス2台ですけど、デザインはどのようなになっているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） デザインについてでございますけれども、現在走っているくいまーるバスのデザインとほぼ同じような形式でしているんですけれども、ただ車の配色がどうしてもクリーム色というか、こちらのほうができないということでありまして、今発注したのはシルバーで今発注しています、車体がですね。それに今のデザインを貼り付けるような形なんですけれども、できるだけ色を変えたのも、現在走っているまちなかコースの部分と車体の色分けをしたほうがいいだろうというのも、一つの選択した理由でありますけれども、もう一つは、今のデザインに加えて、できるだけ分かりやすいような形で、文字等も含めて大きくはしていきたいなというふうには考えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） もう一点ですけれども、デマンド交通用車両の要件の見直しをされるということでしたけれども、どのような見直しなのか、教えていただけますか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） デマンド交通用車両1台につきましては、10人乗りということで発注をかけたわけなんですけれども、先ほど申しましたとおり、5者とも納期限に間に合わないということでした。

これらの事業につきましても、デジ田交付金も活用して事業をしております、これにつきましては一つの条件が、来年の3月までに実装しなさいと。実際に車を入れて、3月まで走らせなさいというのが一つの条件になっているので、非常にこちらのほうも時間がないという中で、今回新車でしたんですけれども、応札がないということでありましたので、県を通じて国のほうに確認したところ、中古車でもいいということでしたので、仕様書の内容を新車から中古車に変えて、今度また入札に付したいと思っています。

ただ中古車の要件というところをもうちょっと詰めた中で、キロ数も含めて、そういったものを調整しつつ、3月までの実装に間に合うように、入札の準備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） そのデマンド交通用車両ですけれども、ステップが足腰の弱い方

に対応したような内容で準備される予定でしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まちなかコースに装着しますステップですね、それと手すり、同じような仕様書の内容で進めていきます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ただいま質問がありました72号ですけど、関連性があるんですけど、これはリース方式は駄目だったのか。費用対効果がどうなのか。そこ辺は、リースは駄目だっという条件があるんでしょうか。それと、補助金をもらっているちゅうことですけど、それは対象にならないのか、リースの場合は。費用対効果が、私はリースのほうが安くなるんじゃないかと想像しているんですけど、ここ辺をお聞きしたいんですけど。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まず1点目です。リースという方法ということで、購入されなかったということなんですが、1つは今回の補助事業の観点からも、購入費ということでおっしゃるので、まずリースは対象にならないということ。

もう一つは、リースにした場合、もちろん利率というか、リース料はかかりますので、無駄なお金を払っていかねばいけないということがありましたので、購入にしたという点でございます。

それと、先ほど申しましたとおり、まず、我々が入札に付した車両、14人乗りなんですけども、こちらの車両自体が、先ほど納期に間に合わないということも含め、実際、今回日産の14人乗りを指定してしたわけなんですけど、これについても非常に受注生産ということもございまして、非常に納期までに時間がかかるというふうに聞いています。

もう一社、トヨタもあったんですが、最初、今現在走っているくいまーがトヨタ車なんですけれども、こちらのほうは全く製造時期が未定ということで回答が来ておまして、日産のほうに指定した上で、納期等も確認した上で、今回発注をかけたところでございます。

したがって、リースという点でいったときに、この14人乗りのミニバスという言い方をするんですけども、なかなかそちらのリースでも対応は厳しかったらうというふうに判断しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 内容は分かるんですけど、市町村でこういう車を走らせているところはありますが、外国製の電気自動車を利用して、金額は大分、半分以下で買われたとい

う報道も聞いておりますけど、今後、そういうことも検討せにやいかん時代になってきたんじゃないかなと思ってるんですけど、今は日本の車よりか外国のほうが安いんです。現在、県内でも電気自動車が走っているところがあります。そこ辺も今後考えていかないと、費用をできるだけ落とすように考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、質疑を終結します。

日程第5. 討論・採決

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第71号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和6年度三股町一般会計補正予算（第6号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第71号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり承認されました。

議案第72号「財産の取得について（令和6年度三股町地域公共交通車両購入事業）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第72号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。今臨時会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時25分休憩

〔全員協議会〕

午前10時27分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

----- . ----- . -----
○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、令和6年第7回三股町議会臨時会を開会いたします。

午前10時27分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 西村 尚彦

署名議員 内村 立吉

三股町告示第74号

令和6年第8回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月27日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和6年12月2日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

○12月4日に応招した議員

○12月5日に応招した議員

○12月6日に応招した議員

○12月9日に応招した議員

○12月16日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和6年 第8回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和6年12月2日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和6年12月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第73号から議案第79号までの7議案及び報告1件一括上程
日程第3 会期決定の件について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第73号から議案第79号までの7議案及び報告1件一括上程
日程第3 会期決定の件について
-

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長補佐	永田 祐樹君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	田中 英頭君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	島田 美和君	会計課長	瀬尾 真紀君

午前10時00分開会

- 議長（指宿 秋廣君） ただいまから、令和6年第8回三股町議会定例会を開会します。
 ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が会議において指名することになっております。
 本会期中の会議録署名議員に、5番、田中議員、12番、山中議員の2人を指名します。

日程第2. 議案第73号から議案第79号までの7議案及び報告1件一括上程

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第2、議案第73号から議案第79号までの7議案及び報告1件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

- 町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。令和6年第8回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第73号「三股町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、制度の開始から5年目を迎える会計年度任用職員の処遇において、現状に即した職務における責任、困難の程度に基づいた給与の改善を図るため、職務の級の分類の基準となる「等級別基準職務表」の一部を見直し、処遇改善を図るものであります。

次に、議案第74号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」

について、ご説明申し上げます。

本案は、第208回国会において成立し、令和7年6月1日に施行される「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」では、文中の「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに変えて「拘禁刑」を創設する等を内容とするものであることから、施行日までに関係条例等にある「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものがあります。

次に、議案第75号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第7号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、災害復旧事業費及び各種事業の変更、決定、実績見込みなど、当初予算以後に生じた事由に基づく経費等について、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額137億8,207万2,000円に歳入歳出それぞれ4億9,034万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億7,241万4,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

地方交付税は、特別交付税2,000万円を増額補正するものであります。

国庫支出金は、障がい者自立支援給付費負担金1,672万8,000円、施設型給付費負担金1億465万4,000円などを増減額補正するものであります。

県支出金は、障がい者自立支援給付費負担金836万4,000円、施設型給付費負担金4,459万2,000円、現年発生農地農業用施設災害復旧事業補助金1億8,064万4,000円などを増額補正するものであります。

諸収入は、障害者医療費国庫過年度収入267万5,000円などを増額補正するものであります。

町債は、現年発生農地農林施設等災害復旧事業9,370万円などを増額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、システム標準化に伴う帳票のテスト印刷製本に660万円などを増減額補正するものであります。

民生費は、社会福祉協議会消費税補助金2,325万8,000円、障がい者自立支援給付費3,345万6,000円、施設型給付費1億8,758万2,000円などを増減額補正するものであります。

衛生費は、出産・子育て応援交付金過年度返還金226万円などを増額補正するものであります。

農業費は、再造林率向上強化対策事業補助金364万6,000円などを増減額補正するものであります。

商工費は、企業立地促進事業補助金4,722万6,000円などを増額補正するものであります。

土木費は、道路補修委託料200万円などを増減額補正するものであります。

教育費は、学校ICTサポート用備品購入368万7,000円などを増減額補正するものであります。

災害復旧費は、台風10号等に伴う耕地災害復旧事業ほか2億4,594万9,000円などを増額補正するものであります。

諸支出金は、森林環境譲与税基金積立金364万6,000円を減額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表、繰越明許費補正については、大原地区雨水対策事業ほか1事業を追加するものであります。

次に、第3表、地方債補正については、現年発生農地農林施設等災害復旧事業ほか1事業を追加するものであります。

次に、議案第76号「令和6年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億1,930万6,000円に歳入歳出それぞれ8万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,939万5,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正するものであります。歳出については、総務費及び諸支出金を増額し、予備費を減額補正するものであります。

次に、議案第77号「令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億4,211万6,000円に歳入歳出それぞれ12万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,223万7,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正し、歳出については、総務費を増額補正するものであります。

次に、議案第78号「令和6年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額24億7,761万3,000円から歳入歳出それぞれ1億

5,956万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,804万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険給付費の減額補正に伴う保険料、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金等を減額補正するもので、歳出の主なものは、保険給付費を減額補正するものであります。

次に、議案第79号「工事請負契約の変更契約の締結について（令和6年度町体育館改修建築主体工事）」について、ご説明申し上げます。

本案は、令和6年度町体育館改修建築主体工事の工事請負契約において、老朽化したカーテンレール等の取替え、内壁ボード等に追加すべき工事が発生したため、変更の契約をするものです。本契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、7議案についてそれぞれ提案による説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告1件を提出いたしております。

報告第12号「教育に関する事務事業における管理執行状況の点検と評価にかかる報告について」は、関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここで、補足説明があれば許します。教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 議案第79号について補足説明をします。

本案は、令和6年度町体育館改修建築主体工事において、現行の契約金額1億2,688万9,400円を1億2,850万1,000円と、161万1,600円の増額をする契約変更をするものです。

変更内容につきましては、工事を設計する段階においてはカーテンレール等の取替え、内壁ボード等の部分補修工事については予定しておりませんでした。建築工事をするに当たって追加すべきと判断し、取り替えるものです。

建築主体工事で組まれている足場を利用して行うもので、今回の工事に含めることで大幅な経費削減が見込まれます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第3. 会期決定の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの15日間とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの15日間とすることに決しました。

なお、日程の詳細については、配付しております会期日程（案）のとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時17分休憩

〔全員協議会〕

午前10時18分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の前日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時18分散会

令和6年 第8回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和6年12月4日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和6年12月4日 午前10時30分開義

日程第1 議案第80号から議案第86号までの7議案一括上程

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第80号から議案第86号までの7議案一括上程

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君

高齢者支援課長	……………	杉下 知子君	農業振興課長	……………	山田 正人君
都市整備課長	……………	田中 英頭君	環境水道課長	……………	岩元 勝二君
教育課長	……………	島田 美和君	会計課長	……………	瀬尾 真紀君

午前10時30分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 議案第80号から議案第86号までの7議案一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、本日追加提案されます議案第80号から議案第86号までの7議案を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。本日、追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第80号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第81号「町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第82号「三股町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、令和6年11月29日に閣議決定のあった令和6年人事院勧告に関連するものでありますので、一括してご説明申し上げます。

議案第80号は、人事院勧告に基づいて、おおむね30歳代後半までの若年層の職員に重点を置きつつ、全ての職員を対象とした月例給の引上げ、ボーナス引上げを実施するとともに、扶養手当、管理職特別勤務手当等の諸手当の見直しを行うものであります。また、条例の一部改正に併せて、議案第74号で触れました法令の改正に従い、文中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

まず、人事院勧告に基づく主な条例の一部改正についてご説明申し上げます。

月例給は、令和6年4月1日を基準日とし、初任給をはじめ若年層に特に重点を置いて俸給表を引上げ改定し、さらに令和7年4月1日からの俸給表を改定するものです。

ボーナスは、令和6年12月1日を基準日として、期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.05月分引上げ、来年以降の手当調整のために改正するものです。

諸手当は、主に扶養手当において段階的に「配偶者」に係る手当を廃止し、「扶養親族たる

子」に係る手当額を引き上げるものです。

次に、議案第81号は、令和6年人事院勧告に関連して一般職の国家公務員の給与改定及び特別職の職員の給与に関する法律に準じて、特別職の期末手当を0.05月分引上げ、来年以降の手当調整のために条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第82号は、一般職の職員の給与に関する条例、「給与条例」により、職員の給与の額等に改定があった場合に、職員の例により会計年度任用職員の給与等を改定する必要がある場合の当該給与改定時期について、給与条例の改正によって適用を受ける職員の例とする、新たな条文を定めるものです。

次に、議案第83号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第8号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく経費等について所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額142億7,241万4,000円に歳入歳出それぞれ6,158万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億3,399万8,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

地方交付税は、特別交付税6,000万円を増額補正するものであります。

国庫支出金、県支出金及び特別会計繰入金は、人事院勧告による重層的支援体制整備事業に係る歳入を増額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、人事院勧告に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費などを増減額補正するものであります。

民生費の操出金については、各特別会計の人事院勧告に伴う負担額を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、議案第84号「令和6年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億1,939万5,000円に、歳入歳出それぞれ297万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,237万4,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正し、歳出については、人事院勧告に伴う人件費を増額補正するものであります。

次に、議案第85号「令和6年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、ご

説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額23億1,804万8,000円に歳入歳出それぞれ519万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,324万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、人事院勧告に伴う人件費の増額に係る保険料、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金等を増額補正するものであります。

歳出の主なものは、人事院勧告に伴う人件費を増額補正するものであります。

次に、議案第86号「令和6年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2,202万6,000円に歳入歳出それぞれ127万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,330万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増額に関わる一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出の主なものは、人事院勧告に伴う人件費を増額補正するものであります。

以上、7議案についてそれぞれ提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここで、補足説明があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時40分休憩

〔全員協議会〕

午前10時40分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時40分散会

令和6年 第8回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和6年12月5日(木曜日)

議事日程(第3号)

令和6年12月5日 午前10時00分開義

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君

高齢者支援課長	……………	杉下 知子君	農業振興課長	……………	山田 正人君
都市整備課長	……………	田中 英頭君	環境水道課長	……………	岩元 勝二君
教育課長	……………	島田 美和君	会計課長	……………	瀬尾 真紀君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。

また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができるとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、田中議員。

〔5番 田中 光子君 登壇〕

○議員（5番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。質問順位1番、田中光子です。通告に従って行ってまいります。

人間が音を通常聞いているのは気道と言います。500年前に骨伝導というのが発見されました。それは頭蓋骨を振動させて、その振動で音になります。500年間この2つだけだったのですが、2004年に第3の聴覚として、新しい音の伝わり方を発見され、軟骨伝導と名付けられました。そもそも軟骨は、骨の一種ではありません。軟骨伝導は、骨は振動しません。耳の軟骨が振動して、その耳の中に音をつくって、その音が鼓膜、中耳を通して聞こえる音ですから、骨伝導とは全く関係のないメカニズムになっています。軟骨は、骨ではなく触ると少し柔らかくて、弾力がある部分です。耳の周りにたくさんある軟骨の振動で、音を聞く仕組みです。

資料1を御覧ください。

整理すると、一番左の図は、普通の私たちが聞いている耳で直接音を聞く気道です。真ん中の図は、頭蓋骨を振動させて、それが音として脳に届く骨伝導です。一番右の図が、軟骨の振動で音を聞く軟骨伝導です。この軟骨伝導を、新たに奈良県立医科大学、細井裕司学長が発見されました。

本庁の窓口対応に、聞こえにくい人もいらっしゃると思います。

そこで、質問要旨1、聞こえにくい人に対し、窓口対応で苦慮されていることはどういうことなのでしょう。あとは質問席にて行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 軟骨伝導イヤホンについて。役場窓口における聞こえにくい人に対する窓口の対応状況について、まずお答えいたします。

ご質問を受けました聞こえにくい人に対する窓口対応の事案、対応について、各部署に調査を実施したところです。事案ありとの回答のあった部署は、5部署ございました。

まず窓口対応の頻度でありますけれども、町民保健課では年間に数人程度、都市整備課では町営住宅居住者が年2回程度、福祉課では補聴器等の装着者や帯同により、来訪される方が主で、それ以外は月に1名程度との回答でありました。高齢者支援課では、週に二、三人程度、ただ聞こえにくい方はほとんど家族が同席しているとのことでありました。税務財政課では、窓口での頻度は年間数人程度でありますけれども、申告時期は1か月半で十数人との回答があったところがございます。

次に、苦慮していることにつきましては、①と言いますか、意思疎通がうまく図れない。内容を正しく伝えることが難しい。多くの時間を必要とする場合がある。大きな声になるが共通して多く、個人情報の保護の観点から、場合によっては個別対応できるスペースが必要との回答があったところであります。

一方で、本庁のほうでも補聴器補助等を実施しておりますけれども、補聴器の装着、あるいは帯同が多いという回答もございました。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 人とのコミュニケーションにおいて、音を感じ取る重要な役割を果たしているのが聴力です。そのため老人性難聴により聴力低下が見られると、コミュニケーション障がいを引き起こし、日常生活に支障が出る可能性があります。高齢者の多い日本では、老人性難聴が見られる方も多く、QOL生活の質にも関わるため、注意しなくてはなりません。

しかし、人間の五感を担っている聴力は、一般的には加齢とともに機能も低下してくるので、老人性難聴は生理的変化とも言えます。自分の相談内容なども知られるのが嫌で二の足を踏んだり、また筆談などで聞こえないので書いてくださいと、相談者から言うことも勇気が要ります。

では、質問要旨②聞こえにくい人へ、どのように対応されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 窓口対応の調査において、苦慮している事案に対する職員の取組や対応について、お答えしたいと思います。

聞こえにくい人への対応としまして、1つ目に筆談、2つ目にマスクを外して口元が見えるようにゆっくり話す。3つ目にパンフレット等を用いる。4つ目に耳元で話す。5つ目に個人情報は声に出さず筆談とする。6つ目に別室での対応。7つ目に職員2人での対応。8つ目に骨伝導の音声拡張器を1台整備しておりますので、お客様の承諾の下、活用すると、そういった回答があったところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 窓口では、相談する際に聞こえにくい方とか、何度も繰り返してお話しされる方があると思います。聞こえにくいということで、コミュニケーションがしにくいことを遠慮している方もいらっしゃるかと思います。特に、相談ごとに関しては気にしないでお話ができるなど、窓口の方も大切なことをお伝えするときに、大きな声を使わずに配慮しながら、先ほど言われたように別室で相談に乗るとか、配慮をしながらお話をされているとは思いますが、それでは質問要旨③個人情報の観点から対策は取られているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 個人情報法の観点からの対策につきましては、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、筆談もしくは別室での対応を心がけているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 加齢などにより、耳が聞こえにくい人や日常生活での聞こえに不安を感じる人が、安心して窓口で説明を受けたり相談できる環境の整備のため、軟骨伝導の仕組みを利用したイヤホンが製品化され、耳の穴を塞がなくても音漏れが少ないといったメリットがあることから、自治体や金融機関の窓口などで普及が進んでいます。

日南市では9月から、都城市では10月から導入されています。これにより、窓口での説明を楽に聞け、また大きな声で話す必要がなくなり、個人情報が周囲に漏れるリスクを減らす効果があります。そして、喜ばれています。

また、ある市では次のように言われていました。窓口に耳マークを掲示し、聞こえに不安がある人には筆談や集音拡張器で対応してきました。しかし、筆談では手間がかかることで、スムーズな意思疎通が難しく、集音拡張器では個人情報などのデリケートな内容が、周囲に漏れ聞こえることが課題になっていました。現在、軟骨伝導イヤホンを導入し、介護認定訪問審査時に必要

に応じて携帯し、活用する予定ですとされています。

軟骨伝導イヤホンは、耳に軽く当てるだけで利用でき、骨伝導とは異なり骨を圧迫することがないため装着時の痛みはほとんどなく、通常のイヤホンのように耳の穴を塞がず使えます。耳の穴を取り巻く軟骨組織に振動を与えることで、鼓膜を震わせ音を感じさせる仕組みで、補聴器のように耳栓タイプのレシーバーを耳の穴に深く差し込む必要がない上に、球状のイヤホン部分に耳たぶにかけるだけでいいので、耳を塞がず雑音も少ないし、また通常のイヤホンのように穴はなく、衛生的です。通常のイヤホンだったら穴があって、そこに耳の感染症があるんですね。そういうのもちょっと懸念されて不衛生な面があるので、皆さん嫌がられます。聞こえづらさや大きな声で会話し、個人情報や周囲に漏らすリスクの軽減が図られることで、窓口における住民サービスの向上にも大きくつながると考えます。

また、窓口業務の時間短縮、先ほど筆談と言われましたけど、筆談はかなり時間がかかるし、思うように文章にできないんですね。言葉だったら会話でできるんですけども、時間短縮にもつながるといことです。軟骨伝導イヤホンは集音器とセットになっていて、雑音を取り除く機能があり、音漏れもなく小さな声でもはっきり聞くことができるそうです。今年の国会でしたかね。前岸田総理もこの軟骨伝導を試されて、クリアに聞こえると言われていました。

そこで、質問要旨④窓口対応に軟骨伝導イヤホンの導入はできないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 聞こえにくい人への窓口対応に、軟骨伝導イヤホンの導入の見解について、お答えしたいと思います。

軟骨伝導イヤホンは、耳周辺の軟骨の振動を通じて音が聞こえるものです。音が柔らかく、耳の穴を塞がないので、周囲の音が自然に入り、イヤホンに穴が開いていないため、清潔に保つことができるなどの特徴があり、聞こえにくい人が意思疎通しやすいことから、役所や金融窓口での導入が図られているようです。

本庁では、先ほど触れましたとおり、1台の骨伝導音声拡張器を整備しておりますが、装着に関する不安、衛生面を危惧されてか、現在のところ利用頻度は少ないようでございます。

本庁における聞こえにくい人に対する窓口対応の今後の見解としましては、DX推進計画におきまして、AIを利用して議事録作成支援システム、いわゆるAI議事録の導入を進める中、音声リアルタイムに画面上に文字化する機能を生かして、聞こえにくい人に対する円滑な窓口対応を講じていく計画を、現在、立てているところでございます。

ご提案の軟骨伝導イヤホンの設置につきましては、既に設置している自治体の利用状況などを参考としながら、導入の可否について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） それでは、資料2のほうを御覧ください。

骨伝導イヤホンに対する軟骨伝導イヤホンの優位性ですね。

この表を見ると、先ほど高齢者支援課に1台置いてある骨伝導ですね。あれとは全く違うということが分かると思います。軟骨伝導イヤホンを窓口に設置することにより、マスクの着用等による聞こえづらさや、大きな声での会話による個人情報や周囲に漏らすリスクの軽減が図られます。窓口用の価格は約3万円と、従来の補聴器より安価です。

資料3を御覧ください。

軟骨伝導の仕組みを使ったイヤホンは、音漏れしにくいと先ほど言いましたが、耳の穴に入れずに軟骨に触れるだけでいいので、耳を塞ぎません。また、先ほど言ったように、イヤホンに穴が開いていないのも特徴です。導入されれば難聴であっても人を介せず、本人が質問に答えることができ、1人でも相談に行きやすくなり、コミュニケーションの可能性が広がり、社会参加ができるようになります。先ほどご家族が付き添って来られるとか言われましたけれども、1人でも来られて相談ができることになります。

再度お聞きしますが、導入を前向きに検討できないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 都城市では、これを10月から導入したということでございますので、そして、また日南市も導入したということでございますので、その辺の利用状況等を確認しながら、言われましたようにそんな高いものではございませんので、導入について検討させていただきたいと思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ありがとうございます。そうすると相談もしやすくなると思います。

軟骨伝導イヤホンを、老眼鏡は普通にどこにでも置いてありますよね、同じように使っていただき、聴覚障がいの人や高齢者の方に優しい窓口対応ができるよう、耳のバリアフリーに取り組むべきと考えます。

ミュージック・ペンクラブ・ジャパンの主催する受賞式では、軟骨伝導を用いれば加齢による難聴だけでなく、若年性難聴にも光が当たる。今なお熱心な研究が行われていることに対しても、高く評価すべきであると受賞理由について言われたそうです。細井学長はまだ一般に知られていないが、賞をきっかけに関西初の新技术として、多くの人に知ってもらいたい。活用が進んでいくことを願っていると話されています。

それでは、次の質問に移っていきます。

質問事項3の通学路についてを先に行っていきます。

本町のホームページには、このようにあります。平成24年全国で登校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月24日と10月22日に町内各小学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても、関係機関で協議してきました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、三股町通学路交通安全プログラムを策定しました。今後は、本プログラムに基づき関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図っていきますとのことです。

それでは、質問要旨①令和4年度に合同点検を実施され、対策を進めていると思われませんが、現時点での取組状況はどのようになっているのでしょうか。また車両への交通事故防止のため、注意喚起への啓発の徹底はどのように進められているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 合同点検を実施し対策を進めていると思うが、現時点の取組はについてお答えいたします。

通学路交通安全プログラムにより、毎年1回各学校側から通学路の危険箇所を提出していただき、教育課学校教育係、総務課危機管理係、都市整備課都市計画係、土木事務所道路保全係、都城警察署交通規制係と通学路点検を実施しております。

その中で危険箇所が町道であれば町で、県道であれば土木事務所が、横断歩道や信号については都城警察署が見解を示し、看板設置等であれば教育委員会が主体となるなど、今後の対応について協議を行い対応しております。

その結果については、先ほどご紹介いただいた町ホームページのほうで公開しているところがございます。

令和4年度、5年度につきましては、横断歩道の引き直し、停止線の引き直しが12カ所、また梶山小学校の下之馬場集落館前横断歩道ではドットラインの整備など、様々な対応がなされております。

今年度は、11月7日に合同点検を実施したところがございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、総務課のほうから通学路における車両への交通事故防止の注意喚起、啓発活動についてお答えしたいと思います。

交通安全を所管する危機管理係では、通学路合同点検の意見のほか、地区要望、意見を踏まえて、警察、交通安全協会三股支部、県土木事務所、都市整備課等の関係機関と情報共有を図りつ

つ、カーブミラーの新設、横断歩道の新設や補改修、速度制限等の道路表記の新設、見直し、グリーンベルトの設置等により、運転者に通学路としての意識づけ、注意喚起を促しているところでございます。

また、年4回の交通安全運動期間中の街頭指導による通学路の周知、注意喚起、運転者また自転車利用者の運転マナーや、夕暮れ時の早めの点灯運動など、回覧、広報による啓発活動を実施しているところでございます。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 各関係機関と連携して実施しているということだったんですけども、私が令和3年だったと思うんですけども、カーブミラーを要望して、まだ未だについていないんですね。順番に優先順位をつけて、予算もあるので、順番にと言われて、カーブミラーは結構要望が多くて、10件近くカーブミラーの要望を出しているんですけども、ついてないのが残り8件ぐらいかなと思うんです。

そのときに、担当の人が言われたのが、「要望書を毎年出してください」と言われるんですよ。その担当の方は移動もないのに、じゃあ「私が去年出した要望書は捨てられたんですか」と言ったら、「取ってあります」と言うんですよ。私たちもそんな暇はないんですよ。毎年毎年カーブミラーのできていないからと要望書を出すような暇はないので、ちゃんと前回の要望を踏まえて、順次につけていただきたいと思います。

資料10の1、要求資料の10の1を御覧ください。

10の1には、町内の通学路の要対策箇所が書いてあります。そして、資料10の2や資料10の3の一覧では、新たな要対策箇所となっているようですが、前年の対策が進んでいないところは、どこで確認できるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） この要対策箇所一覧表に未と書いてあるものについて、まだ実施されていない部分がありますが、実施された後はこちらを済というふうに書いていくようになっております。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ホームページ上を見れば、今まで未だったところが済になるということですね。それでいいですか。

○議長（指宿 秋廣君） 答えられん。休憩する。答える。教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 実施年度については書きませんが、済になった場合は済としますので、ホームページ上で確認していただければと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 要望を出した箇所を、いつできたのかなと毎回確認しないといけないことになりますね。

できれば、要望を受けた箇所は、要望した人に報連相があると思うんですけども、連絡いただければ助かると思います。

それで、ホームページ上にはこのようにあります。継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果、把握を行い、対策の改善、充実を行います。これら取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきますとのことですが、質問要旨②危険な箇所に通学路注意の立札や路面に通学路標示などをできないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 危険な箇所に、県道に設置してあるような通学路注意の立札や路面標示などができないかの質問について、お答えいたします。

町では、通学路の合同点検結果を基に、道路幅員の狭い箇所や見通しの悪い箇所について、順次、安全対策を実施しております。その対策方法といたしましては、歩道の拡幅や側溝の蓋かけ等による歩行空間の確保やグリーンベルトや区画線の設置等による車両運転者への注意喚起など、その現場状況に合わせた適切な対策を実施しております。

ご提案の県道に設置してあるような通学路注意の立札や路面への通学路標示、これも対策方法の一つではありますので、通学路の安全対策を行う際の選択肢として、検討してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 県警察本部によりますと、県内では過去登下校中に16人の小学生が交通事故でけがをして、そのうち小学校1年から2年生に当たる7歳児が6人と最も多くなっています。7歳児は、子供だけで行動する機会が増える一方、また危険の予測が難しいことなどから、事故のリスクが高いとされています。登下校時を見守ってくださっているボランティアの見守り隊の方々には、本当に感謝でいっぱいです。子供のことを一番に考えてくださっています。見守り隊の方から要望や相談があると思いますが、ちゃんと対応してくださっているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午前10時36分休憩

午前10時38分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 先ほど申し上げたところで、各学校側から通学路の危険箇所を提出していただきますが、その際に、見守り隊の方もその協議の中に入っていただいて、ご報告いただいております。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 報告はしますけれども、それに対しての対応をされているのでしょうかという質問です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 学校の中でまたそれを協議していただいて、危険箇所として提出していただきますので、その全てのものが報告されているかどうかというのは、こちらでは把握しておりません。

そして、危険箇所を提出していただいたものにつきましては、先ほどご説明したように、各機関で相談しまして対応をしております。まだ、すぐにはできないものについては翌年度、またどうしても対応ができないものについては、教育委員会での指導であったり、通学路を変更する、そういったものもございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ということは、先ほどの要対策箇所に反映されているということですね。

令和3年8月に、東植木、西植木、稗田公民館代表による陳情書が出されていると思いますが、その内容としては、通学路の拡張や下校時のトイレ対策などです。その進捗状況はどうなっているか分からないようです。

それでは、質問要旨③通学路におけるトイレ問題の見解をお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 通学路におけるトイレ問題の見解についてお答えいたします。

現在、各小学校では、特に低学年になりますが、下校前にはトイレに行くよう指導をしております。また、下校途中にトイレに行きたくなるような状況になった場合の対応としては、小学校によっては、児童に対しまして、校区内にあるこども110番おたすけハウスについて周知するとともに、依頼の方法等についても指導をしているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 警察庁によると、13歳未満の子供が登下校時などに犯罪に巻き込まれるケースは、ここ数年ほぼ横ばいで推移し、全国で573件、いずれも午後3時から午後

6時の下校時に発生が集中している。従来の見守り活動に限界が生じ、地域の目が減少しているということです。

平成30年5月に、新潟市で下校途中の小学2年の女儿が殺害された事件を受け、政府が同6月に策定した登下校防犯プランでは、警鐘を鳴らし、地域ぐるみ通学路の危険箇所を把握し、犯罪対策を強化するよう要請されました。

また、全国の地域ボランティアのほとんどが高齢者で、関係者は世代交代が進んでいないと危機感を示しています。

警察庁によると、昨年末の防犯ボランティア団体の構成人数は250万人で、前年から約8万5,000人減少、共働き家庭も増えており、通学路の安全を見守る体制は手薄になりつつありますとの記事がありました。

令和3年12月に一般質問しましたが、当時の教育長は、見守り隊も通学路の危険箇所を察知する重要な役目を担っていただいているものと認識しております。通学路交通安全プログラムにご意見を生かせるよう、進めていかなければならないと思っておりますと発言されました。

では、質問要旨④トイレ問題の解決のため、稗田公園の西側にトイレを移設はできないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） トイレ問題の解決のため、稗田公園のトイレを移設できないかの質問についてお答えいたします。

稗田公園のトイレは、現在の位置でも公園利用者等から利用されております。建屋の老朽化も見受けられないことから、公園のトイレとして、特に問題があるとは考えておりません。

また、移設となると建屋の再利用よりは、新設のほうが安価になるというふうに思われますが、管工事や電気工事まで必要となりまして、工事費が1,000万円以上係ることが想定されますことから、ほかの公園のトイレと比較した場合、優先順位的にもトイレ問題の解決のために移設することは難しいと言わざるを得ません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 3年前の教育長の答弁で、「トイレを設置するということは考えていないところでございますが、やはり対応が必要でございますので、より細やかな指導を行うといったようなことで、対応していきたい」と発言されました。

先ほど、教育長も言われたように、下校前にトイレ指導をするといったようなことですね。しかし、見守り隊の方のお話を聞きますと、この3年間、以前と何も変わらず、月に10人ほど、多い時には日に3人ほどの子供がトイレに行きたいと言ってきて、こども110番などのところ

ならトイレも借りやすいけれども、「民家の人には頼みにくい」「なるべく何度も頼まないよう配慮しているが」との苦悩を話されました。このことは3年前からの話ではなく、ずっと前からの話です。

何の問題解決もされず、見守り隊の人に任せっぱなしで、トイレ設置や移設が難しいのなら、公園の中央に使っていないプールのトイレがありますが、そこは使えないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 稗田公園のプールのトイレを使用できないのかということについてお答えいたします。

稗田公園のプール施設は、需要の減少と監視員の配置等の運営等の理由により、令和2年から閉鎖をしております。このトイレは、物理的には使用可能でございます。現在は、いつ誰でも利用できるような開放された施設ではない状態になっておりまして、鍵の管理責任など問題があります。使えるということで施設を開放いたしますと、使っていないプールへも入ることができるようになってしまい、トイレを利用される方以外の方も入って来られる可能性もございます。ですので、もし開放するとなれば、プールのほうに行けないように、トイレだけに入れるような対策を講じる必要があります。物理的には使えます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 稗田公園のトイレは、私も何回も行って見ました。日中、こんな明るい日でも遠くで物騒なんですね。川の横にあって、横はアパートで、日中はアパートには仕事に行かれていて、ほとんど出入りはありません。見守り隊の人が、子供がトイレに行きたいと言ったので、付き添って連れて行っている間に、その子のおじいちゃんが迎えに来て、すれ違ってしまって学校まで行かれたそうです。後でお孫さんから、帰ってきてトイレに行っていたことを話されたとのこと。そういうことも起こっているんですね、遠いが故に。公園のトイレは1人では行かせられないと、見守り隊の人もちよっと物騒なのでということをおっしゃっていました。

そこで、プールのトイレが放置されているので、修繕して柵をして、プールのほうに行けないようにして、柵をして使わせてもらうことは可能なんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 利用は可能ではあります。ただ、どういうふうにし切るか、開放するかというのは、町としてどう対応するかは協議をしていかないと、この場ではお答えすることができません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） では、プールの対策が必要と言われるんですけども、では、稗田団地の集会所がちょっと手前にあります。稗田団地の集会所を使わせてもらうことはできるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 稗田団地の集会所のほうの利用についてお答えいたします。

稗田団地の集会所には、男女兼用の洋式トイレが1基に設置されておりまして、こちらも物理的には使用可能でございます。ただ、このトイレを含めて、集会所は稗田団地の入居者に管理をいただいております。水光熱費は共益費のほうで、住宅に住まれている方から支払いをされている状況であります。それから、集会所ですので鍵がかかっておりまして、鍵の管理については支部長さんが行っておりますので、こちらを利用するというふうになりますと、支部長さんをはじめ、入居者の方々との調整が必要になってまいります。

そもそも集会所が団地の住民の方の共同のための施設ということで、目的外の使用になってしまいますので、これらの調整に、非常に時間、様々な問題を解決する必要があるというふうに考えております。

そういった問題をクリアする前に、鍵のかかる施設の中に第三者のいない、閉ざされたような空間の中に子供を連れていくことや、子供自体が連れて行かれることに、子供本人であるとか、保護者が非常に不安になるのではないかとというふうに懸念されます。

ですので、小学生のトイレの問題、そちらのほうの解決に向かうのであれば、教育課がご答弁いたしましたように、こども110番の認定店など、地域の協力を仰ぐほうが優先ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 先ほど答弁しましたこども110番おたすけハウスについて、付け加えてお答えいたしますが、三股西小学校のほうでは、稗田公園の近くにありますが、このこども110番おたすけハウスに登録されております十字屋さん、また稗田保育園のほうには、子供たちがトイレを使うことがあるかもしれませんということで、お願いには行かれているということです。子供たちにここを使いなさいというような指導はしていないと思うんですが、近所のそういうおたすけハウス等になっているところには、学校のほうからもお願いをされているということでお聞きしているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かに、見守り隊の方も十字屋さんやら都研磨さんとか、ほかに天翔とか利用されているんですよ。利用されて、子供は行きたいと思ったときにしか行かないで

すよね。私たちもそうですけれども。大人になると、前もってここからここまでトイレがないから、前もって行っておこうか思いますけれども、小学生がそこまでのことを考えて、下校してないんですよ。なので、見守り隊の方が困っているのは、その都研磨さんから次の児童館に行くまでの間の民間のお家を借りていることで悩んでいると、3年前、その前から言われているんですよ。なのに、何の対策もされてこなかったということなんですよ。

今、こうやって議論していますけれども、この3年間何の議論もなかったはずですよ。なので、その見守り隊の苦悩をどこまで真剣に取り上げて、一緒に考えてくださっているのかというのがすごく疑問です。見守り隊の方が、子供が下校時にトイレに行くのが余りにも多いときに、学校の先生にも相談されたそうです。すると、その先生は「漏らせばいい」「恥をかけば」と言われたそうです。余りにもひどい考えで愕然としました。このような考え方の先生に指導されたら、子供はかわいそうです。漏らしたことがネックになり、途中でトイレがないと思うと、なおさら行きたくなくなるものです。そんなことが原因で、学校に行くことができなくなったりします。そうならないように、見守り隊の方は一生懸命に活動してくださっています。提案が全て駄目なら、何か改善策はないか、いい考えがあるのでしょうか。町長にお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） このトイレ問題、これにつきましては3年前もお話がありました。それで教育課のほうでもいろいろと検討されたと思います。

ただ、この稗田公園のトイレを移すということは、物理的または財源的にも、そしてまた今のトイレを見ても、そう古くはありませんので、そこを移すということは考えられないということです。

それで、子供たちの通学路におけるトイレをどうするのかというときに、先ほどお話がありましたように、こども110番ですね。私も見てみましたが、すぐ沿線沿いには十字屋さんがあるんですよ。そして、今、言われましたけれども、稗田団地の集会所、目の前が稗田保育園なんですよ。もうすぐ目の前ですね。ですからどちらかという、子供さんたちが行きたいとなると、やっぱり人の目があるところのトイレを使ったほうがいいのではないかと。そういう意味合いでは稗田保育園、あるいは十字屋さん、あるいはその沿線沿いにあるこども110番、そちらのほうに教育機関のほうから、学校のほうから、こういうことがあったときにはトイレの借用をお願い……。これは西小学校だけの問題ではありませんので、ほかの学校のところも、例えば三股小学校が谷、その間にもやはり沿線が長いですから、トイレをどうするのかと同じ問題ですよ。そういうときにはやっぱりこども110番・おたすけハウス、やっぱりそういう沿線沿いに子供たちが通学路のところでどう対応していくか。これは言われるようにテーマですから、課題ですから、しっかりと対応していく必要があるのかなというふうに思います。

その辺について、町がすべて沿線沿いにトイレを造ると、それはちょっと無理です。そういう意味合いで、やっぱり町民の力を借りる、地域の力を借りる、これが大事かなと私はそう思います。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かに、谷のほうは2.4キロでしたかね。前回3年前にお聞きしたときにあるということでした。谷のほうに帰られる児童が少ないという点も、問題が起きていないという問題が上がっていなければ、児童が少ないということになりますね。植木のほうは子供が多いんですよ。

前回言われたように、NHKでもそういうことを言われていましたよね。三股は子供出生率が1.何倍でしたか、高くて子供が多いということなので、ごめんなさい、時間過ぎましたね。

最後に、令和3年の一般質問時に教育長が言われたコミュニティ・スクール制度の導入は、4年度から本格的に始まったと思います。これは学校運営や学校課題に対し、広く保護者や地域住民の皆さんが参加できる仕組みです。子供がどのような課題を抱えているか、地域でどのような子供を育てていくか、何を実現していくのかという目標、ビジョンを共有できます。

また、来年には新入生が入ってきます。下校時にトイレを借りるのは1年生が多いそうです。あと3か月の間に解決されることを強く望みます。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで休憩します。

午前10時54分休憩

午前11時02分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、内村議員。

〔10番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（10番 内村 立吉君） 発言順位2番、内村です。

通告したことについて、質問をしていきます。

本町の農業につきましては、水の効率的な利用ということでブロックローテーションに取り組んでおります。その中で、休耕田の転作につきましては、水を使う作物、水を使わない作物とあるわけですがそれでも交付金があります。その中で、転作における畜産農家の粗飼料づくりということで、WCSという作付をしております。

その中で、WCSの交付金利用判定基準が変わったということでもあります。WCS（稲発酵粗飼料）の交付金判定基準が変わったことについて、どのように変わったということをお伺い

ます。後は質問席にて質問をしていきます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） W C S（稲発酵粗飼料）について、①から④の4項目の質問の答弁につきましては、この後、担当課長から答弁させますが、私のほうからは、W C S（稲発酵粗飼料）とその作付に対して交付される水田活用の直接支払交付金について、説明させていただきます。

まず、W C Sとはホールクロップサイレージの略で、稲の子実が完熟する前に稲全体を収穫し、サイレージ化した粗飼料であります。サイレージという言葉をお聞きになった方は多いと思いますが、サイレージとは、発酵させて飼料とするために、草を密閉して保管する方法を言います。つまり、W C Sはその対象となる作物が稲であるというのが特徴でございます。

次に、交付金についてですが、国では水田フル活用を促進し、担い手農家の経営の安定化や、戦略作物の本作化を支援することを目的に、水田利用の直接支払交付金を交付しております。

水田で、水稻以外の作物を栽培する場合、条件を満たせばその農家に対して交付金が交付されるもので、対象作物には、麦、大豆、飼料作物、加工用米、飼料用米がございます。

W C S（稲発酵粗飼料）の交付金判定基準の変更については、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） まず、W C S（稲発酵粗飼料）の交付金判定の調査は、農政企画係の職員を調査班長に位置づけ、当該事務に従事する農業再生協議会の職員と調査班を編成し、一筆一筆、目視によって作付状況を調査いたします。

昨年度からの判定基準の変更点につきましては、昨年度までは、生育不良等によりその収量が50%未満と判定された場合不合格とし、交付金は交付対象外として扱いました。50%以上と認められた場合には、50%から100%まで10%刻みで判定し、交付金の対象として取り扱いました。

例えば、作付面積10アールに対して60%と判定されますと、10アール当たりの交付金基準額が8万円ですので、その6割の4万8,000円が交付されました。今年度からは、その判定基準を80%以上は合格、80%未満は不合格とし、交付対象外として取り扱いました。

80%以上と判定されると、今年度からは交付金は満額交付されることとなります。つまり、昨年度まで適用いたしました80%または90%の評価算定額はなくなりました。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今、課長のほうから答弁がありましたけれども、50%から100%まであって、そのパーセントに応じて交付金が出されるというようなことですね。

そしたら、この中でこの前資料をもらったんですけども、作付面積の8割収量未満は不適となり、交付されないので注意してくださいというようなことがありました。その中で、10アール、1反歩に対しての基準収量というのはあるわけですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 10アール当たりの単収につきましては、一般的に米につきましては、大体2,000キログラムということで算定されております。ただ、その場所によりまして、若干その辺りは変わってくるということであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） それじゃあ、先ほどもありましたけれども、50%以下は全く駄目というようなことですか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 今年度から80%未満が駄目ということですよ。つまり、昨年度までは50%以上を10%刻みで認めていました。つまり、50%、60%、70%があったということです。今回は、80%以上は全て合格、それ未満は不合格ということですよ。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 分かりました。

2番に行きますけれども、今までの検査方法につきましては、農業再生協議会の職員により、全筆の現地調査を実施、都城、北諸地域における判定基準とありました。検査方法につきましては、今までは8月と9月、2回現地調査を実施して、1回目の調査時点での結果を対象として、9月の再調査には農業委員会等の農業に精通されている方を同行していただいて、合否の判定を行っていたということでもありますけれども、検査方法につきましては、どのようにあるかということをお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 検査方法につきましては、先ほどお答えいたしましたので、割愛させていただきます。

今、申し上げました8月と9月ということで調査するということですが、まず8月に第1回目の調査と。そこで、生育が不良だったり、あるいは圃場が雑草等で覆われて判定が困難だった場合に、9月に再調査するという形で、2回やっているということでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（１０番 内村 立吉君） それでは、８月と９月と、２回検査を実施するというようなことですね。

そして、１回目の検査で合否の判定が難しいところには連絡して、２回目の検査を行うというようにことの通知を出されるということで、理解してよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 議員のご説明のとおり、そのようにやっております。

一応、対象農家につきましては、１回目の検査が確認できない場合におきましては、文書等によりまして、調査結果と再調査日を通知するとともに、対策を講じてもらうなどのお願いをしております。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（１０番 内村 立吉君） その中で、３番ですけれども、６年度の作付面積、合格した面積、不合格した面積はどのようなようであるか、また、判定基準の内訳というものはどのようなようであるかということ伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 令和６年度の作付面積、合格した面積、不合格面積はどのようなかのご質問についてお答えいたします。

作付面積は約１１８．８ヘクタール、合格面積は約１０５．３ヘクタール、合格率８８．６％でした。不合格面積は約１３．５ヘクタール、１１．４％でございました。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（１０番 内村 立吉君） １１８．８ヘクタールが作付面積であって、１０５．３ヘクタールが合格した面積で、８８．６％の達成率、合格した面積パーセントがですね。１３．５ヘクタールが不合格面積であって、１１．４％が不合格面積ということでありますね。

それでは、今までは判定基準は、以前は基本的にＡが合格であって、Ｂが条件付き合格、Ｃが協議員による判断、Ｄが不合格、Ｅが経過観察となっておりました。このような判定基準が変わったわけですが、なぜこのような判定基準になったのか、こういうふうに判定基準が変わったことによって、変化があったかどうかということ伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 昨年度までですけれども、適用した判定基準は、本町独自のものであります。ところが、今年度から変えた理由ですけれども、九州農政局の指導によって、今年度から適正な基準に変更したということあります。つまり、本町以外は８０％以上を合格としていたということあります。

そして、この基準が変わったことにより変化があったのかということでございますけれども、判定する側、いわゆる我々役場側、事務局におきましては、昨年度まで収量予測を50%未満か否か、50%以上は50%から100%まで、10%刻みで判定しなくてはならず、調査員はその判定にかなり神経を使いましたが、今年度から80%以上を合格ということでございましたので、今年度の判定基準を見直したことによりまして、調査員の負担軽減が図られたと思っております。

一方、判定される側、耕作農家におきましては、判定基準を見直したこと、適正化したことにより、より徹底した管理が必要であると意識づけられたものと推測いたします。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今までは三股独自のものであって、九州農政局からの指導によってこういうことになったということで、理解してよろしいでしょうか。ということは、どこもそのような一律統一したやり方ということでよろしいのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 農政局のほうで80%以上を合格ということにすることが、この基準であるということで指導がございました。それでやったということで、全国的にこのような基準を用いているということであるようです。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） それじゃあ、全国的に一律統一になったということですね。こういうことになって、やっぱりなかなか資料を見まして、初期的な栽培とか中期的な栽培とかいろいろ書類をもらったわけですけども、雑草が茂ったり、発育が不良であったり、タニシの食害とかいろいろあったりして、管理がなかなかできていないところは、交付金が出せないというようなことでありますけれども、一律統一ということでもありますので、そういうことに理解いたします。

続きまして、以前にも町内の農用地ということで伺っております。何でこういうことを伺うかということですけども、やはり、今、荒れ地、非耕作地とか、そういう相続をしない方がいらっしゃるといようなことをよく聞きます。農地につきましても、登録をしない、継続しないといようなことを聞きますので、そういうことについて、状況がどのようになっているかということをもっと聞きたいと思いましたので、こういう質問をいたしました。

農用地につきましても、遊休農地、荒廃農地ということが非耕作地となっております。非耕作地の判断としては、農地法に基づいて、利用状況の調査判定により、農業委員会や農地利用最適化推進委員が農地利用を確認して、非耕作地の判定をしているということでありました。

その後の令和2年から3年にかけて、ちょっと書類を前にいただいておりますけれども、2年から3年においても、非耕作地が増えているようであります。月別にも、そのようなことについての面積とかもらっております。今回、非耕作地について、面積、筆数について、どのようなものであるかということ伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 町内の非耕作地、遊休農地、荒廃農地の面積、筆数はどのようなことのご質問についてお答えいたします。

まず、遊休農地とは、1年以上にわたって耕作を行っておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地、または周囲の農地と比べて著しく低利用となっている農地で、農業委員会の調査に基づいて判断された農家の意思に関わらない客観的な不耕作状況の農地を言います。

一方、荒廃農地とは、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では、作物の栽培が客観的に不可能となっている農地を言います。

なお、荒廃農地は、令和3年度に遊休農地への調査、統合に伴い廃止されましたので、ここでは遊休農地に関してお答えいたします。

遊休農地は、毎年、農地法に基づく利用状況調査の判定基準により、農業委員や農地利用最適化推進委員が、農業振興地域、農用地区域を重点に利用状況を確認して判断いたします。

その結果は、毎年度、県担い手対策課に報告しております。議員ご質問の非耕作地、遊休農地の状況についてであります。令和6年3月報告分では、29筆、2万3,117平米、その前年、令和5年3月報告分は、29筆、2万1,067平米でございます。したがって、筆数の増減はなく、面積は2,050平米増加しています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 6年と5年が29筆だったですね。6年が2万3,117ですか。5年が2万1,067ですね。前、資料をいただいたときに、3年の3月時点で34筆だったんですよ。そのときに1万9,144平方メートルだったんですよ。筆数は5筆減っているんですけども、面積が増えている状況なんですよ。今回何で増えているかというようなことは、ちょっと分からないんですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） あくまでも推測になりますけれども、必然などによりまして、いわゆる借り手となる耕作農家が、好まれない農地が多いことが原因ではないかというふうを考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 分かりました。

次に、非耕作地について、以前も聞いたわけですがけれども、10アール以上の非耕作地というのは少ないんですよね。10アール以下の耕作地が多いというような筆数も出ているわけですがけれども、今回、10アール以上の耕作地の面積、筆数というのはどねえであるかということ伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 10アール以上の非耕作地の面積、筆数はどのようなご質問についてお答えいたします。

議員ご質問の10アール以上の非耕作地の状況については、令和6年3月報告では6筆、1万2,007平米、その前年、令和5年3月分では5筆、9,018平米で、筆数は1筆増加し、面積は2,989平米増加しております。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 10アール以上につきましては、6年が6筆、5年が5筆ですか。ちょっとあんまり以前と変わらない状況ですがけれども。

それでは、相続未登記農地について質問していきますけれども、相続未登記農地につきましても、以前、質問したときに増加している状況でありました。このことにつきましても、広い面積の農地は少ないというようなことであつたわけですがけれども、今回改めて伺いますけれども、相続未登記の農地の面積、筆数はどのようなものであるかということ伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 相続未登記農地の面積、筆数はどのようなことのご質問についてお答えいたします。

農業委員会が独自に行った調査によると、三股町全域で相続未登記農地は、令和6年11月の調査では2,131筆、面積が169.2ヘクタールとなっております。その前の調査は、令和5年8月の数値ですがけれども、2,456筆、197ヘクタールでございます。よって、筆数で325筆減少し、面積で27.8ヘクタール減少いたしました。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 4年時点で2,322筆あつたわけですよね。そして、そのときが189ヘクタールでした。今回、今、聞きまして、5年度がちょっと増えて、6年度がまた減っている状況でありますけれども、このようなことをどのように解釈いたしますか。分かりますか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） こちらにつきましては、農業振興課、いわゆる農業委員会のほうに、農地の持ち主の方が亡くなったとかということで相談に来られたときに、相続登記をやっていただくようにということでお願いしております。

こちらにつきましては、後ほどの質問にもありますが、令和6年4月から相続の義務化が決定いたします。これは民法、不動産登記法の改正なんですけれども、その法律によりまして、相続によって不動産を取得した相続人が、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請することを義務づけるという制度であります。こちらの制度内容を詳しく説明して、できるだけ早い時期に来ていただくようにということでお願いしております。そのようなことも影響したのかもしれません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 以前も地区別ごとに、中央地区、樺山地区、宮村地区、梶山、田上地区、長田地区、蓼池、餅原地区というようなことで明細をいただいております。

その中で、この非耕作地も相続未登記についても、蓼池、餅原地区が非常に多い状況であります。次に中央地区になっている状況であるんですけども、何かやっぱりさっき課長が言われたように、必然的な問題とかあるんじゃないかと思っております。小さいところが多いようでありますから、機械化、それらのことも関係するんじゃないかと思っております。

その中で、4番目にいきますけれども、10アール以上の相続未登録の面積、筆数はどのようにあるかということ伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 10アール以上の相続未登録の面積、筆数はどのようにかのご質問についてお答えいたします。

筆数は473筆、面積は73.6ヘクタールで、相続未登録に占める割合は筆数で22%、面積で43%でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 473筆ですかね、73.6ですか。令和4年度が543筆だったんですよね。83ヘクタールだったんです。減少していると思います。その中でやっぱりこのような、何か法規についてのいろいろ、このようなことが、この数字に現れているんじゃないかと思っております。

その中で、最後に5番目にいきますけれども、相続なかなか難しい状況でありますけれども、借入れのある方は相続が放棄できないというようなことをいろいろ聞きまして、やはりこういうことを放棄しようと思っても、この相続の義務化が決定したことにより、どのような状況にある

か伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 令和6年4月より相続の義務化が決定したことにより、どのような状況であるかのご質問についてお答えいたします。

先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、民法不動産登記法が改正されました。これは令和6年4月から施行されたもので、相続登記が義務化されましたので、農業委員会におきましては、相続義務化について、死亡届を提出された町民を対象に、窓口で啓発、周知を行っているところでございます。

このことによりまして、対象農地の削減につながったものと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） それでは最後になります。畜産についてです。

第65回の宮崎県畜産共進会が10月に行われまして、いろいろありますけれども、今日は和牛について聞きたいと思います。なかなか、今、生産も肥育もなかなか厳しい状況でありますけれども、この価格によって、やはり相場がいろいろ決まってくる状況でありますから、しかも出荷も多い時期であります。

まず、和牛につきましては、生産と肉牛枝肉に分かれておりますけれども、本町の出品牛についてどのようなであったかということをお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 第65回宮崎県畜産共進会の本町の出品牛についてお答えいたします。

本共進会は、肉用種牛の部、枝肉の部の2部門に分かれて開催されました。

まず、肉用種牛の部は、10月3日から4日の2日間、児湯地域家畜市場で開催され、本町からは1類の部に大脇吉美氏のにしふくもも89号が出品されました。本町からの出品は、令和元年度以来5年ぶりで上位入賞を目指しましたが、結果は2等賞でございました。

次に、肉牛枝肉の部は、10月22日にミヤチク高崎工場で開催され、県内から101頭の出品がございました。そのうちJA宮崎都城地区管内から出品牛は26頭で、うち4頭が本町からの出品でございました。

結果でございますが、管内出品牛26頭中5頭が優等賞に選ばれ、本町の出品牛では、有限会社福永ファームが優等賞4席に入賞し、株式会社福永牧場と西村雄三氏が1等賞、馬渡芳文氏が2等賞でございました。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 管内から26頭だけど、生産につきましても大脇吉美さんが入賞されたということですね。これは都城北諸から選ばれたわけですよね。その中で、久しぶりに三股町から選ばれたということですが、今後まだ厳しい状況ですけれども、昨日だったですかね、今日だったですかね、マルキン事業が発行されて、その中で、肥育農家が資金繰りができたから、ちょっと子牛の相場が上がったというようなことも言われておりますので、まだまだ飼料とか高い状況でありますから、今後、いろいろ厳しい状況でありますけれども、また今後、町としても、助成できるようなことがあったら、助成できるようなことをお願いしたいと思っておりますけれども、町長どうでしょうか、このようなことに対して。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 飼料価格の高騰、そしていろいろな資材等の高騰ですね。そちらの中で、この生産、そして肥育のほうも厳しい状況だというような認識をしております。また、新しい内閣もできましたので、また新たないろいろな施策もあろうかと。そしてまた地元の江藤さんが大臣になりましたので、その辺りのところの様子をよく見ながら、町としても国、県と足並みをそろえて、この物価高騰対策には取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時39分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番、堀内和義議員。堀内和義議員。

〔6番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（6番 堀内 和義君） お疲れさまです。発言順位3番、堀内和義です。通告に従い、質問してまいります。

まず、勝岡新坂の崖崩れ事故による犠牲者を弔う慰霊碑建立について質問をいたします。

昭和44年6月30日午後3時頃に、勝岡新坂の町道のシラス崖が、幅30メートル、高さ15メートルにわたって崩れ、下を歩いて下校中だった三股中学校2年生で、餅原の上牧みち子さん、徳田朋子さん、今村啓子さん、田上の川越幸子さんの4人が生き埋めとなり亡くなりました。私が高校2年のときで、事故現場にも行きましたが、当時のことはよく覚えております。

その日は梅雨の末期の土砂降りの激しい雨で、それまで経験したことのない、滝のような大雨でございました。小中学校、高校は授業を短縮し、午前中に下校となりました。

当時の宮日新聞の記事を紹介しますと、九州北西部を襲った梅雨前線による大雨は、28日午後から30日にかけて九州の中南部に移動し、雨量はえびの高原で676ミリを記録したほか、都城、鹿児島、雲仙では300ミリ以上の局地的な集中豪雨に見舞われた。

鹿児島、出水両市のシラス地帯を中心に崖崩れで家屋が押し潰され、死者27人、行方不明6人が出たのをはじめ、九州各県警のまとめた被害状況は、死者36人、行方不明7人、負傷者72人に上った。

本県は、都城・日南地方に被害が集中し、死者4人、負傷者5人が出たほか、家屋の全壊5戸、半壊4戸、床上浸水558戸、床下浸水706戸となっている。

また、崖崩れなどによって、道路、鉄道の数か所も埋没、県立高校4校、小中学校38校が臨時休校としたが、三股町では下校途中の女子中学生4人が崖崩れで生き埋めとなって死ぬ、悲惨な事故が起きたとあります。

崖崩れの事故後、新坂の事故現場の坂の上にある小さな広場には、三股町、三股町ライオンズクラブ、交通安全三股支部が、交通安全を悲願する交通安全地蔵尊を建立しています。毎年6月には三股中学校の生徒たちが清掃、お参りを実施しておりますけれども、地蔵尊は交通安全を祈願するものであり、亡くなった4人の女子中学生を弔う慰霊碑ではありません。

新坂は急な坂ですので、自転車で一気に上り切るには、速度の切替えのある自転車でもかなりきついですし、女子中学生は自転車から降り、自転車を押して上っております。交通量も多く危険な場所でもありますので、交通安全を願う地蔵尊も必要だとは思いますが、4人の貴い命が奪われた場所でもあります。4人の冥福を祈るためにも、慰霊碑は必要であります。遺族、同級生からも慰霊碑の建立の要望書が出ております。関係者の要望を十分考慮して、慰霊碑の建立ができないか伺いし、あとは質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 勝岡新坂の崖崩れ事故による慰霊碑建立についてということで、新坂の坂の上にある広場に交通安全地蔵尊は建立されているが、亡くなった4人の女子中学生を弔う慰霊碑はない。慰霊碑の建立はできないかということのご質問に対しまして、勝岡新坂の交通安全地蔵尊建立の経緯に触れた上で、慰霊碑の建立についてお答えいたします。

昭和44年6月30日、お話がありましたとおりですが、西日本一帯を襲った豪雨により、勝岡新坂において崖崩れが発生し、帰宅途中の三股中女子生徒4名の貴い命が奪われる惨事が発生しました。

このときの惨事の様子や、二度とこのような惨事がないよう願う多くの方々の思いとして交通安全地蔵尊が建立された経緯が、その当時の広報みまたの記事から読み取ることができます。

初めに、昭和44年8月号の記事では、学校帰宅途中の惨事に触れて、「通学道路の安全整備へ」が大きな見出しとなっており、文面に「通学通園道路の安全整備、安全教育の徹底にのり出しております。」というふうに掲載されております。

昭和45年1月号の記事では、「受難の地、勝岡新坂に交通安全地蔵尊が」と題して、文面に勝岡新坂付近に、「多くの人々を交通の災難から守るために善意ある隣人の悲願をこめて、受難の地に交通安全祈願の像を建てる」とあり、「地蔵尊は三股町ライオンズクラブと交通安全協会三股支部が町と協力し、約35万円をかけて建てられた」というふうに記されております。

このことから、自然災害で亡くなった方々の霊を慰める慰霊の念と、惨事を二度と繰り返さないため、帰宅途中の通学道路に起きた災難、交通の災難として捉えており、慰霊の意を含む交通安全地蔵尊として建立されたものというふうに考えております。

したがって、現在の交通安全地蔵尊は、慰霊碑の意味合いを含めて建立されたものでありますので、新たに慰霊碑を建立することはいかがなものか、必要ないものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 今、町長の答弁にもありましたが、三股中学校では交通安全地蔵尊が建立されているということで、先ほど議員のほうからもありましたように、三股中学校では、この下校時の災害が風化しないように、生徒会を中心に毎年追悼集会を行っております。

また、追悼集会前には、三股中学校の生徒会と部活動の有志が集まり、交通安全地蔵尊の周りの清掃を行っているところでございます。そのような活動をしております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 参考資料として、現場の写真を添付しておりますので、見ていただきたいと思っております。

①が、勝岡小学校方面から坂を上り、坂の上にある小さな広場となっております。北側から撮った写真ですが、左側の奥に交通安全地蔵尊が見えます。右側の町道の奥に車が走っておりますが、この付近が崖崩れのあった箇所であります。

事故後、シラス崖は削り取り、防護壁が覆土され、安全で明るくなっておりますが、事故以前の道路は、両側がシラスとボラで道路まで近く迫っており、いつ崩れてもおかしくないような場所でカーブとなっております。昼間でも薄暗いところでもありました。

②③は、交通安全地蔵尊を正面から撮ったもので、亡くなった中学校の同級生が、ちゃんと線

香立てを置いております。

先ほど言いましたけれども、地蔵尊は交通安全を祈願するものであって、事故で亡くなった彼女たちの慰霊碑ではないと思います。

②右側の石碑には、「多くの人々を交通の災難から守るために善意ある隣人の悲願をこめて、受難の地に交通安全祈願の像を建てる」と記してあります。この中に、4人の死を弔うことについては何も記してありません。

④は地蔵尊のアップですけれども、建立後55年が経過しており、10年前くらいに頭部が落下し、同級生が修復をいたしております。また、つえの先端が折れるなど、損傷箇所が出てきております。

遺族は高齢化して亡くなった方もあり、同級生も古希を迎える年齢です。遺族、同級生たちの望みがかなうよう、慰霊碑の建立を重ねて検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど登壇しましてお話ししましたけれども、この交通安全地蔵尊を建立するときに、この4人の弔い、そちらのほうの慰霊の念も込めて、これを造られたんじゃないかなど。

その当時の方々にお話を聞きたいんですけども、亡くなってらっしゃったり、ちょっとそのときの認識がどうだったのか、ちょっと分かりませんが、しかし、中学校でもこの地蔵尊を清掃したり、そして、そこに4人の方々の慰霊の念を込めての捉え方をしていますので、その点では、この交通安全地蔵尊、これ自体が慰霊のというふうに認識されているんじゃないかというふうに考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 事故から55年が経過し、関係者も高齢化して語り継ぐ人も少なくなり、風化しつつあるということにつきまして、三股中学校の活動をご紹介させていただきます。

被災後55年が経過し、関係者も高齢化していますが、三股中学校では、この下校時の被災について記憶が薄れることがないように、毎年追悼集会を行っています。

追悼集会では、事故当時、三股中に勤務されていた黒木直行元教諭に、平成18年に講演をしていただきました。その後も、講演内容等を在校生に伝え続けています。被災した4名の追悼だけでなく、命の大切さについて考える機会となっています。

また、三股中学校の事務室の前の廊下には、黒木直行元教諭作成の壁新聞が掲示してあり、当時の新聞記事や平成18年の講演についての記事等が貼ってあります。

三股中学校の生徒には、55年が過ぎた現在でも語り継がれています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 町長、教育長からも話があったんですけども、やはりそこに対して、4人を弔う文章が何もないんですよ。あれ見る限りでは、交通安全地蔵尊ですよ。

だから、慰霊碑建立の要望書ということで、町長宛てに当時の同級生、有志から要望書が上がってきていると思うんですけども、これを見ても、やはり遺族、同級生については、ちゃんとした慰霊碑が欲しいよねということですよ。私もそう思います。

さっき冒頭でお話したんですけども、私も現場に行きました。見ました。遺体も見ました。本当にショックでした。今でもやはり忘れることができません。同級生はなおさらだと思います。

そういうことで、私はあげん大きな地蔵尊じゃなくてもいいと思うんです。小さいやつでもいいですから、そこに行って、いつでも線香をあげて拝めばいいと思うんですよ。やはりそれぐらいは、配慮してもいいんじゃないかなというふうに思っております。

そういうことで、町長への要望書も、私も読まさせていただいてコピーしましたので、今後もそういうことで、ぜひ関係者の皆さん方の納得いくような慰霊碑建立について、再検討をお願いしたいと思います。

次に、当時の新聞記事では、救出作業は午後3時半から、陸上自衛隊都城駐屯部隊、地元民、消防団員ら約500人が救助に当たったが、今村啓子さん、上牧みち子さん、川越幸子さん、徳田朋子さんが、同6時までには全員が遺体となって収容されたとあります。

事故から55年が経過し、関係者も高齢化して語り継ぐ人も少なくなってきました。事故を風化させないためにも、事故当時の状況を記載した伝承碑の設置はできないか伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 伝承碑の設置についてお答えいたします。

交通安全地蔵尊の右傍らに、別の碑に「多くの人々を交通の災難から守るために善意ある隣人の悲願をこめて、受難の地に交通安全祈願の像を建てる」というふうに、先ほど話しましたけれども、昭和44年11月5日に、そのように記されております。地蔵尊の建立の発端となった自然災害による4名の貴い命が奪われた惨事について、触れられてはいないところでございます。

自然災害の伝承碑の意義は、災害の状況を記することにより、教訓を後世に伝えることにありますので、時間の経過とともに風化されないよう、町全体に伝承されるべき歴史と教訓というふうに考えます。したがって、惨事の歴史を踏まえ、地蔵尊の建立の意図が読み取れるよう、現地において文字として伝え残すことが必要というふうに考えます。

設置の方法としましては、一般的に石碑という考えもありますけれども、費用対効果等いろいろ観点から、耐久性のある案内板や説明板の設置の方法も含めて、教育課と設置検討を進めてま

いりたいというふうに考えています。

先ほどお話ししましたが、慰霊碑についてはどうかなというふうに思います。

ただ、言われるように、やっぱりこの惨事を伝えていくということは重要でございますので、伝承碑というふうな形での設置というのを検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 交通安全地蔵尊のあれ見ると、多くの人々を交通災難から守ると、これはいいんですね。

ですから、やはりあれは交通災害じゃなくて、あくまでも自然災害ですね。道路改良をもうちょっと早くすれば、こういう惨事は起きなかったかもしれないんですけども、やはり大きな自然災害、町内ではこれが一番最初じゃなかったかと思うんですけども、やはり新坂の今の状況なり事故現場、事故の記録を残すためには伝承碑は必要でございますので、先ほど言いましたように、石碑ではなくても、あそこに行ったら、こういうことがあったんだよという碑は、何かがないと、あそこに行っても何ら分からんとですね。

知らん人は、何じゃろうかいなど。お地蔵さんがありますよねと。何のお地蔵さんじゃろうかと。言っても交通安全ですから、それが新坂の事故とは、ほとんど知らないんじゃないかと思うんです。

確かに、中学校については、毎年6月にそういうことで、そういう思いを追悼すると、そういうことで非常に感謝するわけですけども、当時を覚えとる人は、私よりか上の年代だと思えますよ。

私も、先ほど言ったように、高校2年ですから、たまたまそこに行ったから分かっただけであって、それと、あそこを3年間通って、本当に昔の新坂は怖かったです。夕方は真っ暗で、今ほど電灯もないし、昼間でも竹がわあっと生い茂って薄暗いところだったので、本当に怖いところでした。

そういうところ含めて、やはりそういう伝承碑をぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

それから、今あそこに交通安全の地蔵尊があるわけですけども、やはり55年が経過したということで、風雨にさらされるということで、先ほど言ったように、十数年前に、首が落ちた、つえが折れたということでもありますので、今からどんどん損傷箇所が出てくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、せっかくですから、よかったら、屋根の設置はできないかなというふうに思っております。

将来的に、伝承碑あたりも、その屋根の中に造ればいいんじゃないかなというふうに思ってお

るんですけども、これについてはどうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 交通安全地蔵尊の屋根の設置についてのご質問にお答えいたします。

地蔵尊に屋根を設置する意味合いとして、献花とか線香を上げる行為において、雨風を防ぐ簡易な構造物の設置というふうを受け取っておりますけれども、地蔵尊自体が仏教固有の教義に基づくものでありまして、これを税金で建立するということは、政教分離に抵触するおそれがあるというふうに、憲法の20条、そして、89条に抵触する可能性がありますので、これについては慎重に取り扱う必要があるというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 私もそこまでは気がつきませんでした。

だけどやはり年々そういう損傷箇所が出てくることは確かですよね。ですから、やっぱり何らかの対策をしていかないと、将来的に長い目で見ると、地蔵尊もどうなのかなということですよ。やはりこれを後世に明確に残していくためには、何らかの対策をしていかないと駄目じゃないかなというふうに思っております。

それから、広場の南側の町道に竹が生えて、中に産業廃棄物、古タイヤ等が不法投棄されております。これを撤去できないか伺いたしたいと思います。

場所が、写真の②ですけども、地蔵尊の後ろになるんですけども、後ろが竈門神社に行く道路ですね。あそこに竹が生えて、それと、地蔵尊のちょっと後ろにもタイヤが幾らかあります。

毎年、竹を刈ってもらっているんですけども、今回はその一部が竹が刈っていないということで、同級生の方から、あそこに古タイヤが捨ててあるよということで、私も確認をいたしました。そしたら、結構やっぱりいっぱいありました。これは、この一、二年のうちに捨てられたものじゃないんじゃないかなというふうに思っておりますので、ここの撤去をお願いしたいと思うんですけども、どんなでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 広場南側の町道脇に産業廃棄物、古タイヤが投棄してあるが、撤去できないかの質問についてお答えいたします。

一般質問の通告を受けまして、現場を確認を行ったところ、町道脇に不法投棄と思われる古タイヤ、資料の石像の後ろの斜面に2つぐらい見えますけども、それ以外にも私が見たところ、7つぐらいはあったような感じでした。古タイヤを確認いたしました。

本来、不法投棄は原因者を特定して、原因者に撤去を求めていくところではありますけれども、今後、地震などの影響により町道へ滑落する可能性もありますので、道路管理者として撤去を行

うこととしております。

また、再発防止のため、警告の看板を設置することを検討しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 撤去していただければ、すっきりと明るくなりますので、毎年、竹がすぐ生えてきますので、草もすぐ生えてきますので、町のほうでも刈ってもらったんですけども、やはり年に一、二回は、あそこの草刈りあたりもしていただければいいんじゃないかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは、2番目の質問に入ります。

選挙投票率の向上対策ということについて質問をいたします。

事前に、さきの衆議院、それから参議院、県知事選挙における県内市町村ごとの投票率の資料、資料の4-1から4-4を頂きましたので、見ていただきたいと思います。

まず、今年10月27日に実施された資料4-1ですけども、第50回衆議院選挙の三股町の投票率が46.64%と、都城市の45.17%、小林市の46.01%に続いて、県内26市町村でワースト3と、下から3番目となっております。

資料4-2ですけども、令和3年度衆議院選挙は50.46%で、ワースト2。資料4-3の令和4年度参議院選挙では44.78%で、ワースト3。令和4年度県知事選挙は54.42%で、ワースト2。常にワースト2か、ワースト3となっております。

選挙ごとに投票率も下がっていく傾向でございます。特に、都城、三股、県下でも非常に悪いということでございます。住みよい町、宮崎県一の三股町としては、恥ずかしい数字ではないかと思っております。

投票率向上の対策は検討されているのか伺いたい。お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） それでは、令和6年10月27日に執行されました第50回衆議院議員選挙の本町の結果を踏まえ、選挙管理委員会書記長として回答させていただきます。

今回の衆議院議員選挙は、県内投票率50.61%、令和3年実施の第49回同選挙に比べ3.05%減少し、小選挙区制度導入から過去3番目に低い結果で、26市町村中23市町村で、前を下回る結果となったところでございます。

本町の投票率は、有権者数2万320人に対し、投票者数9,478人の46.64%で、第49回同選挙の投票率50.46%に比べまして3.82%減少しており、県内投票率と比較し3.97%低く、前回との減少率では0.77%高い状況となっており、市町村別では、下位より

3番目に低い結果となったところでございます。

選挙管理委員会では、投票率の向上を図るため、新聞折り込み広報活動による選挙ムードの啓発、期日前出張所の開設、期間限定のくいまーるバスの無料運行、投票所の地図記載、QRコード貼付による入場券の工夫、期日前投票時の事務の簡素化等を実施したところでございます。

また、年間行事にもなっている「わけもんの主張」におきましては、若い世代に選挙への関心を高めるため、令和5年度から視聴動画を録画して、都城管内の高等学校に配付できるようにし、政治への参加、選挙投票を促す機会をお願いしているところでございます。

また、明るい選挙推進協議会と協力しまして、街頭での広報活動を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） いろいろ対策をしていらっしゃるんですけども、三股町に限らず、各市町村でも投票率は下がっております。やはり選挙に対する関心、意識の低下だと片づければ、何も解決しません。

検討したからといって、すぐに投票率を上げるのは難しいとは思いますが、やはり何らかの対策をしていかないと、年々減る一方ですよ。特に、先ほど言ったように、都城市は常にワースト1ですよ。それに三股もワースト2かワースト3。本当に、この地方は何でこんなに悪いのかなというふうに思っているんですけども、やはりこれも三股だけではなくて、都城と連携しながら、何らかの対策をまた考えていただきたいというふうに思っております。

次に、町内における各投票所の投票率はどのようであったか伺いたい。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） それでは、第50回衆議院議員選挙における町内投票所の投票率の結果について回答いたします。

資料のナンバー5を御覧いただきたいと思います。

町内には、11の投票所が設けてございます。最も高かったのは第4投票所。ここは投票所ですと、第4地区分館になりますが、こちらが54.63%。次に、第5投票所。こちらは第5地区防災センターの53.61%で、県内投票率50.61%を上回るのは、この2つの投票所となったところでございます。

最も低かったのは、第6投票所。こちらは6地区分館でございますが、こちらが42.51%。次に、第11投票所。三股西小学校の42.57%となっており、県内投票率を下回るのは、計9投票所となっております。

投票率は42.51%から54.63%の幅がありますが、50%に満たない投票所は、有権者

数の多い投票所に見受けられる傾向にあります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 身近な町長選挙、町議会選挙でも、投票率が50.45ということで、国政選挙より少しは高いんですけども、やはり全体的には4ポイントしか高くないということで、各投票所でも同様の傾向が見られるようでございます。

特に投票率の悪い6投票区、それから第11投票区ですか。6地区分館と三股西小あたりが悪いんですけども、何か要因があるんでしょうかね。特に若い人が多いということもあるんですけども、私の地元でもあるんですけども、確かにこれはいかんと思うんですけども、そこあたりの要因は分かりませんか。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） 今のご質問にありました、低い投票所の分析ということについては、本当にこれはちょっとよく分かりません。

ただ、過去の直近の選挙の投票率から見ると、やはりその投票所、地区ごとの投票率の低さというのは、傾向的にやはり同じぐらいの、町全体を考えると、やはり投票所、投票区によって、そういった低い傾向が見られるというのはあると思います。

ただ、その要因というのは、今、分析がちょっとできないというところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 次に、6年度衆議院選挙の町内における年齢別の投票率をいただいたんですけども、資料6、この中で10代が31.93%、20代では23.75%、30代で32.61%、40代でも38.44%と、非常に若者の世代が低い。逆に、高齢者の70代になりますと、64.32%と一番高いですよ。

やはり若者世代の投票率が極端に低い。ここあたりを伸ばしていかないと、投票率は上がらないんじゃないかなというふうに思っておりますけども、先ほどと似たようなことなんですけども、若者世代の投票率を向上させる対策はないものか、また検討されていないのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） 若い世代の投票率向上に向けた対策、検討についてということで、第50回衆議院議員選挙の世代別の投票率の結果からお答えしたいと思います。

資料ナンバー6を御覧いただきたいと思います。

まず、投票率の高い世代順は、70代の64.32%、60代の61.33%であります。低い世代順では、20代の23.75%、10代の31.93%となっているところでございます。

注目すべき点でございますけれども、30代・40代が30%台、50代が50%程度である

ことでございます。

30代から50代の有権者数は、町内で9,058人、有権者総数2万320人の約44.6%を占めている中、投票率は投票数3,704人の40.9%と、投票率全体の46.6%を大きく下回っている状況でございます。

仮に、この世代の投票率が50%に達した場合に、町内全体の投票率は4%以上上昇する試算となるとでございます。

このことから、投票率の低さの要因として、10代から30代までの若い世代と捉えた場合の投票率の低さとともに、40代・50代の投票率の低さが顕著に現れた結果となったところです。特に50代までの投票率の低さから、世代のスライドとともに、十数年後の投票率は60代・70代の投票率に現れて、全体的な投票率の低下を及ぼすことが懸念されるものでございます。

これまでに、県選挙管理委員会や都城北諸県支会及び明るい選挙推進協議会におきまして、投票率の向上を議題とした意見交換や検討を重ねてきたところでございます。

その内容についてご紹介いたします。

1つ目に、期日前投票時の事務の簡素化。2つ目に、投票用紙の記号式化。3つ目に、期日前投票期間の投票時間。4つ目に、わけもんの主張の目的意識。5つ目に、投票時の特典の付加。6つ目に、高等学校に期日前投票所の開設。7つ目に、ネット投票の実現。8つ目に、居住・移転に伴う住民票の異動の強化等でございます。

特に、若い世代の政治への参加、投票率の向上につきましては、早急に実行できる行動としまして、先ほども少し触れさせていただきましたが、わけもんの主張の視聴動画を録画しまして、都城管内高等学校に令和5年度から配付できるようにしたところでございます。

最近では、SNSを活用した選挙活動が注目されており、若い世代の政治への関心、また参加を高める新たな手法・効果と考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 選挙権が18歳以上となったわけですが、そうなりますと、高校生も該当する人がいるわけですから、都城東高校と協議しながら、学校内に1日でもいいんですけれども、期日前投票所を設置して様子を見てはどうかなというふうに思っております。

近くには西部地区体育館でも期日前投票を実施しておりますけれども、学校ですることによって投票権のない、ほかの生徒も政治に対する関心が出てくるのではないのかなと。初回が大事でありますので、1回でも投票する機会があれば、次からは投票所にも足を運びやすくなるのではないかなというふうに思っておりますけれども、この意見についてはどうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） 今、議員のほうからご質問がありました東高等学校、こちらの活用についてなんですけれども、その件につきましては、三股町選挙管理委員会のほうでも、3年、4年前から学校のほうと話をさせていただきまして、学校のスペースを屋内スペースなんですけれども、一部お借りして選挙事務として開設することで、投票所、出張所ということで、若い人たちに政治への関心が持てるんじゃないかということで、学校側と協議をさせていただいた経緯がございます。

結果としましては、なかなかこちらのスペースの問題、管理の問題、そういったところもありまして、結局、今のところ実現には至っていないんですけれども、一つそこで結論として出たのが、近くに西部地区体育館がございますので、そちらのほうの期日前投票所の出張所開設しますので、その際、投票できる体制を学校側としても、学生に期間中、その時間中に投票できるよう協力をいただくということで、現在は話を進めたところでございます。

いった学校のスペースを借りて、記述前投票所を開設ということについての議論は行ったところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） やはり若いうちから政治に関心を持ってもらわないと、非常に厳しいのかなというふうに思っております。仮に親が選挙に参加する家庭では、その子供たちも親に勧められて投票に行く傾向があります。

逆に、親が無関心の場合は非常に厳しいようで、家族含めて参加できる対策も今後は必要じゃないかなというふうに思っておりますので、何でもやってみる価値はありますので、そういう方策があればぜひやってもらいたいなというふうに思っております。

それから、次に、投票日の日曜日は仕事だったり、何かと用事が出てきます。最近では、期日前投票を利用する人が増えてきておりますけれども、期日前投票数はどうであったのか伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） それでは、期日前投票率、投票の投票率についてということでお答えしたいと思います。

第50回衆議院議員選挙の期日前投票の投票について、県内の状況からお答えしたいと思います。

資料ナンバー7を御覧いただきたいと思います。

期日前投票は、選挙公示翌日の10月16日から26日までの11日間行われたところでございます。県内の投票者数は19万3,803人、有権者数の22%に当たり、第49回同選挙か

ら9%増えて、参・衆通じて過去最高の投票率となったところでございます。

また、市町村別では、日南市、国富町、木城町、西米良村を除く22市町村が第49回同選挙を上回っており、伸び率の大きい市町村は、五ヶ瀬町が43%、日之影町が33%、高千穂町が17%となっているところでございます。

三股町の投票者数は4,935人、第49回同選挙に比べ3%増えており、有権者数の24.3%に当たることから、投票者の4人に1人が期日前投票を利用している結果となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 町内においても、文化会館が11日間、それと、西部地区体育館と6地区分館が1日実施ということで、最近は当日投票数が非常に少なくなっているわけですが、そこで、長田地区も投票率は非常に高いんですけども、年配が多いと。それと、町文化会館までは非常に遠いということで、長田地区にも期日前投票所を設置できないか伺いたい。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） 長田地区に期日前投票所を設置する考えについてお答えしたいと思います。

期日前投票所は、市区町村ごとに1か所以上設けることができ、うち1か所以上につきましては、午前8時30分から午後8時までの投票時間箇所を設置しなければなりません。

本町では、現在、文化会館を選挙期間中の期日前投票所として設置するほか、出張所として、第6地区分館、西部地区体育館に1日間の時間帯を限定して設置しているところでございます。

出張所の設置理由につきましては、過去に投票所の削減による費用対効果の検証から行政改革検討委員会で審議され、平成18年執行の町長選挙から、15投票所から現在の11投票所になっております。その代替として期日前投票出張所を設置し、段階的な見直しを経て、有権者数の多い投票区や町内設置場所の選定において、現在の川北・川南・中央の3か所に至ったものでございます。

長田地区の投票所は、以前より町内でも投票率の高い投票区でございます。期日前投票所の設置につきましては、地元の要望等に配慮した上での検討になりますが、現在、投票所に足を運んでいただく手段として、選挙期間中にくいまーるバスの無料利用を実施しておりますし、長田地区のデマンド交通事業を進めておりますので、バスを利用した期日前投票所への誘導を図ってきたいというふうに考えます。

したがいまして、現在のところ出張所の設置は考えていないところでございます。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。時間が来ているので、1回止めます。傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることとしております。

また、50分を過ぎた残りの質問部分については、ほかの最後の質問者が終了した後に行うことができることとしておりますので、ご協力お願いをいたします。

.....
○議長（指宿 秋廣君） では、これより14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時22分休憩

.....
午後2時32分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位4番、上西議員。

〔3番 上西 雅子君 登壇〕

○議員（3番 上西 雅子君） 皆さん、こんにちは。発言順位4番、上西雅子です。通告に従って質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、町の子育て政策についてです。

本年初頭、新春の挨拶として、町長が本町の人口減少化を緩やかにする対策として、3つのプロジェクトを打ち出し、その1つ目が子育て支援プロジェクトとして、具体的には、3つの無償化を打ち出しました。1つ目、3歳未満児の保育料無償化、2つ目、小中学校の給食費の無償化、3つ目、高校生までの医療費の無償化を実現することを宣言されました。

このことで、少子化の抑制及び移住・定住につながり、町の経済活性化につながることを期待しているというふうに言われました。また、このことは、町のふるさと納税推進ポスターにもなって、至るところで貼られています。

今回の質問は、そのうち1つ目と3つ目のことについて質問をしていきたいと思っております。

まず、①の質問をいたします。

高校生までの医療費助成拡大についてです。

町は既に、中学校を卒業するまでの子供の医療費の助成制度を導入しています。

まずは、その概要と目的、そして、導入以降の効果について質問をいたします。あとの質問は質問席で行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 町の子ども医療費助成制度についてお答えいたします。

まず、制度の概要でありますけれども、乳幼児及び小中学生の入院・外来・調剤に関わる医療費について、一部負担金に対する助成を行うものでございます。

乳幼児は、入院・外来・調剤ともに無料で、小中学生は、入院・調剤は無料、外来は1診療報酬明細書につき最大200円の自己負担としております。

次に、制度の目的は、子供の医療費の一部を助成することにより、子供の疾病等の治療を容易にし、子供の保健・福祉の増進と、健全な発育の促進を図ろうとするものでございます。

最後に、その効果であります。事前要求資料1を御覧ください。

令和元年度から5年度までの実績を、乳幼児、小学生、中学生ごとに分類したものでございます。令和2年度11月から制度を拡充し、中学生について入院のみであったものを、小学生と同じく、外来・調剤も助成の対象としたところでございます。

資料の中学生を見ると、令和元年度は7件、47万4,879円であったものが、毎年増え続け、5年度は1万1,069件の2,685万4,000円となっており、制度の拡充により、中学生が疾病等の外来治療も必要なきに受けていただけるようになったことが、増加の要因として効果が現れているものと考えております。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 確かに、この資料の1を見ましても、年々増え続けているというのが分かると思います。これは、必要なきに必要な医療にかかることができているということだと思っております。

私は、この質問に当たりまして、現在の近隣市町の子供の医療費助成制度を調べてみました。南西隣の都城市は、中学生までの医療費の助成をしていますけれども、自己負担はゼロとなっています。

そして、経済圏域の近い日南市と宮崎市に関しては、我が町と同様、中学生までの助成であり、同様に1医療機関当たり200円の自己負担となっています。

そして、南隣の鹿児島県曾於市ですけれども、高校生までの医療費を助成しており、1医療機関当たり200円の自己負担となっています。

ほかの市町村の方に、三股町のイメージについて質問をすると、大概の方は、子育てに力を入れている町ですよというふうに言ってくれます。大変うれしいコメントではあるんですけど、医療費助成の面だけで言いますと、ほかの市町と変わらないし、サービス内容が少し低いという結果になっていると思います。

中でも、曾於市が実施している高校生までの医療費の無償化については、想像している以上に、その差による住民の敏感な反応があることを、ぜひ知っていただきたいと思っております。

私が知っている町民のうち、2つの世帯の方たちが、町民の子供さんになるんですけれども、三股町の実家近くに住みたいと思っていたけれども、高校生になる子供が持病を持っているので、定期的に医療機関に通っていますと。そのために、それが理由で曾於市に転居したという方のお話を伺いました。その方たちから、三股町が医療費を高校生まで無償化にしたら、移住する人も増えるのではないかねという声もいただきました。

曾於市の人口は、我が町よりも8,000人多い、約3万3,000人の市ですけれども、ここは給食費も小中学校とも無料です。大変子育て政策に頑張っている市ではないかと思います。

また、別な観点で言わせていただきますと、子供の医療費助成の目的について、町長のコメントでは、人口減少を緩やかに持つていくためというふうに言われました。先ほど健全な育成のこともおっしゃられましたけれども、町民の目線からすると、そのコメントが心を打つコメントなのか、少し疑問に思いました。

子供の発育・発達の観点から見て、何かの異常を感じたときに、すぐに医療機関にかかれば、潜んでいる病気を発見することができて、同時に早期に治療をすれば、治りにくい病気も治る可能性が高いという観点で、子供の医療費助成の意味はあると思います。

日南市のホームページには、医療費助成の目的は、そうした文言が前面に書かれてありました。そうしたことから、高校生まで医療費が無償化することの意味は大きくあるのではないかと思います。

私は以前、精神保健福祉士として、精神障がい者の支援を主にやっていたんですけれども、最も治りにくいと言われている精神疾患は統合失調症という病気です。この病気が発症する年齢は、ほとんどが10代の後半から20代の前半です。原因は、いまだにはっきりしていないそうなんですけど、何らかもともとの素地があるところにストレスがかかって統合失調症にかかるというのが主な要因と言われています。

治療は、早期に発見をして服薬治療の開始。そして、できるだけストレス要因を減らすように環境を改善することが大切というふうに言われています。いずれにしても、医療機関の早期の介入が必要となります。私が支援してきた人たちも、高校生から発症したという人たちが大勢いらっしゃいました。

そうしたことから、思春期で悩みやストレスの多い高校生が心身に違和感を感じたときに、医療にかかるハードルが下がることで、病気の早期発見、早期治療につながるのではないかと思います。治療して寛解状態になれば、進学や就職にもつながっていきます。

そうした観点からも、高校生までの医療費を早期に無償化にすることは必要だと思います。その結果、若い世代の方たちが子育てがしやすい町、三股町として改めて見直して、移住世帯が増えるのではないかと考えます。そのことについて意見をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 子供の医療費の助成が中学生までとなっていることから、高校生を迎える子を持つ親が、曾於市等に転居する事例を幾つか耳にしている。町長が3つの無償化の一つである、高校生までの医療費無償化拡大に早期に着手する必要があるのではないかとこの質問にお答えいたします。

現在、町の子ども医療費助成制度は、県の乳幼児医療費助成制度補助金、町ふるさと未来基金繰入金、そして、一般財源で実施しております。

事前要求資料を御覧ください。

表の下段に、年度ごとの県補助額、基金繰入額を示してあります。今年9月議会予算決算常任委員会で説明いたしましたように、町の制度と県の制度では対象年齢が異なるため、事業費総額に占める県補助額は少なくなっております。

町では、医療費助成を高校生まで拡充するためには、概算ではありますが、さらに2,000万円が必要であると試算しており、これを一般財源で賄うことは現状難しいと考えております。

今後はさらに拡充できるよう、子ども医療の助成対象の引上げ及び所得制限の撤廃について、国、県に引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 確かに、概算で高校生までの医療費を無償化すると、一般財源から2,000万円の拠出ということになると、確かに大きい拠出だとは思いますが。国や県からの助成が広がるといいかなと私も思います。

同じように、要求資料の1の一番下の表で分かるように、子供の医療費助成事業は4,000万円から9,000万円ほど、一般財源から拠出してあります。確かに少ない額ではないと思います。

ポスターに大きく書かれてあるのも、ふるさと未来基金に、ふるさと納税に期待をするところとして書かれてはあります。

しかし、このことは、町長が大きくふるさと納税を推進するのにする目的として、この3つの無料化というふうに書いてございますので、そここのところはぜひ実現すべきなのではないかなというふうに思っています。

子育て支援プロジェクトの3つの無償化の一つは、高校生までの医療費無償化というスローガンが絵に描いた餅にならないように、ぜひ早期の実現を要望したいと思います。

次に、①の③の質問に移ります。

3つの無償化の1つ目、3歳児未満の保育料無償化についてです。

町は昨年度の9月より、保育料を第1子のみ無償化といたしましたけれども、1年2か月が経過をしています。その効果について教えていただけますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 昨年度からの保育料第1子無償化の効果についてお答えいたします。

町は、年少人口が出生数の減少に伴い自然減となっている現状と、さらに転出者数の増加に伴う社会減となっていくことを止めなければならない。この課題に対応するため、第1子保育料無償化を昨年5月から実施しております。人口減少や少子化対策として子供が増えるためには、まずは負担の大きい第1子保育料を軽減し、子供をもうけてもらうことが重要であると考えたものです。

その効果についてであります。まず、3歳未満児がいる世帯の転出・転入状況を確認いたしました。5年度は、転出が36世帯に対して、転入は40世帯でありましたが、6年度は10月末時点で、転出が32世帯に対して、転入は9世帯であり、転出世帯数が上回るペースとなっております。

また、町内児童の保育施設入所児童数を前年同月と比較し、確認いたしました。5年度までは前年同月比で13人から37人の間で推移しながら減少していたものが、6年度は前年同月比で88人から149人の間で推移しながら減少しており、減少幅が増加をしております。

入所児童数の明らかな減少は、3歳未満児がいる子育て世代の社会減と、5年度に出生数が減少したことが要因であると考えております。

この減少結果に、保育料第1子無償化がどれだけ歯止めになっているのかを測ることはできませんが、実際に福祉課の窓口では、この事業に対して、ありがたい、小さい自治体なのに頑張っている、安心したなどのお声をいただいております、子育て世代に負担軽減を実感していただいているものと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 確かに、都城市が無償化した後に、三股町も頑張って無償化したことの意味は大きいと思います。

しかし、この間、私のほうには頑張っているねという声も届いているんですけども、やっぱり第2子も都城市と同じように、第2子も同様に無償化をしてほしいとの要望が聞こえてきています。

都城市が昨年度初頭より、全ての子供の保育料を完全無償化したことで、この差を比較されることが大きな理由の一つと言えます。

出産して子育てを始める世帯が、どこに居を構えるかと考えた場合に、少しでも保育料の安い

地域を選択するのは当然かと思えます。隣の都城市は、移住応援給付金の額の多さが一番の理由だとは思いますが、今年の1月と11月の都城市の世帯数の推移を見ますと、1,205件も増えています。若い子育て世代の人たちが、この不景気でひどい物価高の時代の中、何人子供を産んでも安心して住み続けられるような三股町にしていく必要があるのではないのでしょうか。

また、ちょっと別な観点から、第1子は町独自の政策で保育料の無償化をし、第2子は国の政策で半額、第3子より下の子供は無償ということになっていますけど、町の行政事務としては、第2子の世帯のみに請求をするということになっていると思います。結局、そこだけのために事務負担がかかっているということになると思います。

また、制度上の第1子ということなので、上の兄弟が卒園して小学校に上がると、制度上の第2子は第1子となって、その段階で無償化の対象となります。また、それは世帯ごとの収入によって違うということを伺いました。こうした一戸一戸の世帯の把握、変更などなど、事務負担が大きいのではないかなというふうに考えました。

保育料の完全無償化も、町長の子育て支援プロジェクトの3つの無償化の一つとして打ち出されているものです。早期の実現を考えていますけど、改めていかがでございましょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 幼児を持つ親から、第2子まで無償化してほしいとの要望がある。近隣市町と比較されることや担当部署の事務負担、そして町長の掲げる3つの無償化の一つであることを鑑み、早期に着手することが必要でないかのご質問にお答えいたします。

現在、町内に居住し、保育施設を利用する児童は、第2子のみ保育料をお支払いいただいております。その額は国の施策により、町が定める基準の2分の1の額となっております。

近年、全国の自治体で独自に子育て支援策が取られた結果、大きな自治体と小さな自治体で格差が生じております。同じ生活圏の住民には、同じ住民サービスが提供されることは望ましいですが、自治体の財政状況によるため、現在、第2子までの保育料無償化の実現は容易ではありません。

また、担当部署の事務負担についても、ご質問いただいたところであります。

無償化した場合、保護者に対する事務である保育料の請求・徴収に関することはなくなり、事務量の軽減につながりますが、国・県に対する事務である教育・保育給付交付金交付申請のため、児童ごとの階層区分判定に基づく概算は必要であり、やはり行ってまいります。

今後は、子育て支援策の地域間格差が起きないように、保育料無償化についても国が統一して取り組むよう、要望を続けてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 事務負担は、国や県にも報告する必要があるから、事務負担はそんなに軽減はしないのではないかということですね。

先ほどおっしゃられましたように、町としても世帯の把握とか健康とか、請求するかしないかというミスが発生するようなプレッシャーとかもきつとあると思うんですけど、事務担当にはあるのではなかろうかというふうに思っております。

都城市のように財政のことも大変あると思うんですけど、県や国の助成を期待し、ふるさと納税も期待するところではありますけれども、都城市のように、すっきり第2子も無償化として完全無償化とうたうほうが、子育て世帯からの印象は全く変わるのではないかと思います。

繰り返し申しますけれども、町長の子育て支援プロジェクトの3つの無償化を、絵に描いた餅にしてはいけないと思います。ぜひ早期に全ての子供の保育料無償化の実現を要望しまして、1つ目の質問を終わりたいと思います。

それでは、続いて、2つ目の質問に移りたいと思います。

町内の小中学校の教職員の働き方改革についてです。

町の教育方針については、教育基本方針・教育施策というものが、町の教育委員会より発行されています。要求資料2の資料2ですね。三股町教育基本方針・教育施策を御覧ください。

この資料は令和4年度のものですけれども、令和6年度版も後で教育長のほうから頂きました。内容はほとんど変わりませんでした。

この資料の4ページ目の（6）の③を御覧ください。

教育施策の2、学校教育の中の6が、学校環境と体制の改善というふうになっています。そのうち③が、学校における働き方改革の推進というふうになっています。

全国的にも、学校の教師の働き方については、ブラック企業並みだなどと言われて大変問題になっているところです。そのことについて、町の教育委員会として何か改善策を打ち出しているのか質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 町の学校における働き方改革の推進における教育施策についてお答えします。

本町の学校における働き方改革の取組といたしましては、教職員の業務改善と勤務時間の管理、教職員一人一人の意識改革に取り組んでおります。

具体的には、校務支援システムを活用した勤務時間の把握と業務の効率化、留守番電話の設置による業務内容と時間の削減・勤務時間外における対応、学校閉庁日の設定、さらには各学校の工夫による独自の取組といたしましては、業務の見直しと分担・校時程の工夫、風通しのよい職場環境づくり等を行っております。

県内一斉の取組といたしましては、リフレッシュデイの設定、部活動の活動時間・休養日の設定、家庭・地域等との連携による業務の分担等を行っております。

また、外部人材を活用して、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置による教職員の業務軽減にも取り組み、教職員の負担軽減に向けた取組を積極的に推進しております。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 町の教育委員会として、いろいろと改善策を打ち出していることが分かりました。

では、同項目の教育施策のうち、教職員1人の月当たりの時間外労働時間の把握や調査は、町単位で行われているのでしょうか。もし行われているのなら、その結果についても教えていただけますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 教職員の月当たり時間外労働時間の把握及びその結果についてお答えいたします。

教職員の出退勤時刻は校務支援システムで管理しており、町内全教職員の毎月の業務時間を把握しております。

国が勤務時間の上限の指針として示しております、月当たりの時間外業務が4.5時間を下回る教職員の割合につきましては、県では、第二期学校における働き方改革プランで目標値を設定しており、令和5年度の教諭等の目標値が70%に対し、町内の教諭等は80.7%で達成しており、10.7%上回っております。

しかしながら、一方で、教頭をはじめとして、まだ長時間業務に従事している教職員が一定程度いる状況にあることから、引き続きその改善に取り組んでいるところでございます。

教育委員会といたしましては、毎月の勤務時間の実態を踏まえながら、今後も質の高い教育活動に専念できる環境を実現できるよう、学校における働き方改革を推進してまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 最近の新聞で、確かに教頭先生たちの時間外労働が多いというところが問題になったのを、私も読ませていただきました。

近年、国は学校教師の時間外労働とか働く環境を改善していくために、様々な取組を呼びかけていると思います。

1つが、教師の労働時間を制限し、過剰な時間外労働を防ぐための法律を導入をする。2つ目が、教師が効率的に働けるように、事務作業の自動化やサポートスタッフを増強する。今おっしゃられたことだと思います。3つ目、教師のメンタルヘルスをサポートするためのプログラムやリソースを提供するということが書かれてありました。

これらのことは、教師の働き方の改善と学校の教育環境の向上を目指すというふうにしています。こうした国の取組姿勢の中にもあります、サポートスタッフの状況について質問させていただきまます。

各学校、町内の各学校に何名のスクール・サポート・スタッフが配置されているのかを聞きたいと思います。よろしいでしょうか。すみません。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） スクール・サポート・スタッフの配置状況等についてお答えいたします。

本町では、本町独自の取組として、平成29年11月から学級数が12学級以上の小中学校である、三股小学校、勝岡小学校、三股西小学校、三股中学校に1名ずつ配置しておりました。

その後、令和3年度からは、教職員の働き方改革による、学校や教師が担う業務の明確化及び適正化により、国庫補助対象としてスクール・サポート・スタッフの配置を始めました。

配置要件につきましては、従来、本町で行っていた学級数12学級以上と同じ要件でしたので、現在も継続して4校で実施しているところでございます。南九州大学の学生さんにもその役を担っていただいております。

また、スクール・サポート・スタッフの勤務状況等についてですが、年間180日、1日当たり4時間程度としております。業務内容は主に、印刷や配付物の仕分、授業で使用する道具の準備や環境整備等となっております。

年間の授業日数等や学校内の業務等、配置日数等を勘案すると充足しており、教職員の時間外勤務削減の効果的な要因になっていると考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） そしたら、今、三股、勝岡、三股西、三股中で1名ずつ。あと、その他南九大の学生がサポートしてくださっているということですか。すみません。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 今の4校に1名分ずつ配置しておりまして、三股西小学校と勝岡小学校につきましては、3名程度の南九州大学の学生が交代で勤務するという形で、1名分を3名くらいで交代で担っているということです。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 南九大の学生がそういうふうに配置をされているということは、先生にとってもいいと思いますし、学生にとってもすごく学びになるのではないかと、いい取組だと思います。

町内外の現役の教師の方々や早期に退職した元教師の方々、そして体調不良で休職を経験した

教師の方々に、私なりに聞き取りを行いました。そのところ、スクール・サポート・スタッフの存在は大変ありがたいですと。そうした人員をもっと充足させてほしいというふうに意見をいただきました。

スクール・サポート・スタッフというのは、国とかで定数が決められているわけではなく、恐らくニーズに合わせて配置できるのではなかろうかと思います。

国が取り組もうとしていることは、教師の労働時間を制限し、過剰な時間外労働を防ぐための法律の導入などですが、しかしながら、この聞き取りを行ったところなんですが、ほとんどの教師の方々は、自宅に仕事を持ち帰っていることを聞きました。

なぜならば、学校にいる間は生徒の動きに目を離せず、生徒が下校してからも親からの電話の対応、職員間の話合いなどがあり、結局テストの採点や保護者への通信、次の授業やイベントの準備等々は持ち帰ってやらざるを得ないし、また、そのほうが集中できるからというふうに聞きました。

体調を崩して休職を経験した教師は、忙しい時期は仕事を自宅に持ち帰って、自分の子供たちを寝かしつけた後にリビングで仕事をし、なかなか終わらないので布団で寝ない日が続いたというふうな苛酷な現状を話してくれました。

どうしても職場にいる間が労働時間とみなされるわけですから、教師に残業手当がつくなどの話は出ていますけれども、業務量が減らない限り、根本的には変わらないのではないかなというふうに思いました。

この話をしてくれたのは小学校の教師ですけれども、中学校の教師も同様ではないかなというふうに想像をいたします。

このことを改善するために、先ほど申しましたスクール・サポート・スタッフなどが教師の業務の補助をし、それ以外にも補助するような職員体制をより強化する必要があるのではないかと考えます。そのほか教職に就く方々が何に負担を感じているのかを聞き取るなどして、きめ細やかに行うことも必要ではないかと思えますけれども、例えばメンタルサポートの面とかそういった面で、もしご意見があれば伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） まずは、スクール・サポート・スタッフの人員の充足等についてお答えします。

先ほどお話ししましたとおり、国の配置要件につきましては、学級数12学級以上というふうになっておりますので、現在は12学級以上の4小中学校に配置をしているところでございます。

また、本町ではスクール・サポート・スタッフ以外には部活動顧問の負担軽減を図る目的として、令和元年度から部活動指導員を配置してまいりました。今年度は2名の指導員を配置し、部

活動顧問の負担軽減に尽力していただいているところでございます。

現在、国は多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援し、教師と連携を図ることで、学校教育活動の充実と働き方改革の実現を検討しているところです。町の教育委員会としましては、このような国の動向や県の考えに注視しながら、人材登用について検討してまいりたいというふうに考えているところです。

先ほどお話がありましたとおり、教職員の時間外勤務というのは、私たちが集計しているような時間外に持ち帰りですら仕事をしていただいているというような状況もあります。少しでも先生方の負担が軽減できるように、私たちも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 今おっしゃられたような部活動指導員とか、今まで本当、部活の先生は当たり前のように夜遅くまで働いていたと思うんですけど、そういう方たちを補助するような指導員がもっとたくさん出てきて、地域で教育はプロの教育者だけではなくて、地域の人たちがそこに協力をしていくということも、また必要な姿なのではないかなというふうに思います。

文科省から、教員の定員のところは、全く増員の何かあまり話がないところから、恐らくそこが一番の教員の増員というところが一番の願いだとは思いますが、それがかなわないのであれば、せめて教員を支えるサポーターを充実させていただきたいと考えております。そのほか、教師のメンタルサポート面もぜひ充実させていただき、先生たちが働きやすい教育現場をつくっていただきたいと思います。

余談ではありますが、私たちが子供の頃は、教職のお仕事は憧れの仕事と言われていました。しかし、今は成り手不足が問題となる時代になっています。「未来を創る 心豊かで活気あふれる 文教三股の人づくり」のために、教育現場を改善し、明るくしていくことが今求められていると思います。ぜひできる限りの教育現場の環境改善を要望いたしまして、私からの一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより15時25分まで本会議を休憩します。

午後3時13分休憩

午後3時25分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位1番、田中議員の残りの一般質問を行います。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） では、続きまして、質問事項2のワクチン接種についてに入ります。

従来の注射で接種するインフルエンザワクチンの場合、厚生労働省や日本小児科学会が、生後6か月から12歳——13歳未満——の子供は2回接種することを推奨しています。それは従来のワクチンは不活化ワクチンで、1回の接種だけでは重症化を防ぐために必要な免疫が獲得できないからです。13歳以上は基本的に1回の接種です。

また、2024年からは、2歳から18歳の子供を対象に、鼻に噴霧する点鼻薬タイプの生ワクチンも接種できるようになりました。こちらは生ワクチンで獲得できる免疫力が高いため、シーズン中に1回の接種でよいとされています。

インフルエンザの予防接種の最も大きな効果は、重症化を防ぐことです。特に子供は重症化しやすいため、厚生労働省や日本ワクチン学会は、予防接種の必要性はあるとしています。

そこで、質問要旨①子供のインフルエンザ予防接種の必要性についての見解をお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 子供のインフルエンザ予防接種の必要性についてお答えいたします。

インフルエンザは、インフルエンザウイルスの感染を受けてから、1日から3日間の潜伏期間の後に、発熱、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛、関節痛などが比較的急速に現れ、これに、せき、鼻汁などの上気道炎症状が続き、約1週間の経過で軽快する感染症です。風邪に比べて全身症状が強く、小児では中耳炎などの合併、まれに急性脳症を伴うなど重症になることがあります。

インフルエンザは流行性があり、一旦流行が始まると、短期間に多くの人へ感染が広がります。例年12月から3月が流行期間です。

インフルエンザワクチンは、感染を完全に阻止する効果はありませんが、インフルエンザの発病を予防することや、発病後の重症化予防に一定の効果があります。6歳未満の小児を対象とした研究では、発病防止に対するインフルエンザワクチンの有効率は60%と報告されています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今言われたように、インフルエンザの予防接種をしたからといって、絶対にインフルエンザに感染しないわけではありません。しかし、予防接種をすることで、インフルエンザウイルスが体の中に入っても、発症を防ぐ効果があります。

要求資料の8を御覧ください。

インフルエンザがかなり増えているのが分かりますね。6歳未満の子供を対象にした2015年から2016年の研究では、発症予防に対するインフルエンザ予防接種の効果率は、先ほど言われたように60%と報告されています。

また、発症したときに重症化するリスクを下げることができます。

質問要旨②、13歳未満の子供は2回接種することが推奨されているため、2回で6,000円から1万円ほどの費用がかかります。インフルエンザワクチン接種費用の補助はできないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 子供のインフルエンザワクチン接種費用の助成についてお答えいたします。

資料の8を御覧ください。

宮崎県のインフルエンザ発生状況は、定点医療機関当たりの報告数が、令和元年度2万3,545人、令和2年度8,219人、令和3年度3人、令和4年度291人、令和5年度3万9,771人となっております。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症発症前の令和元年度の発生数を上回っている状況です。

高齢者のインフルエンザワクチン接種は、予防接種法に基づき、市町村が実施する定期接種で助成がありますが、子供のインフルエンザワクチン接種につきましては、希望者が各自で受ける任意接種になり、接種費用は全額自己負担となっております。

西都市や高鍋町など接種費用の一部助成を行っている市町村もありますが、必要経費を対象者13歳未満、2回接種、2,000円の助成を接種率70%として試算した場合、約1,000万円と多額の費用がかかることから、現在のところ、費用の助成は考えていないところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 本町は、本年4月にNHKの放送で、このように放送がありました。出生率が県内の市町村別で最も高かったのは、三股町の1.84は、全国の市町村でも47番目に高くなっています。三股町は都城市のベッドタウンとして、子育て世帯の人気を集めているほか、住民参加のまちづくりでも知られていますとの放送でありました。

このように、本町は1人1子は少なく、2人、3人、4人と子供世帯が多いです。そうになると、全員にインフルエンザ予防接種は大変困難となる金額です。

全国では、いろいろな市町村で、先ほど言われたように、県内でも接種料金の助成がされています。2019年9月にも一般質問しましたが、そのときに町長が、助成というものにつきましては全く検討したことがございません。本町は、ロタウイルス、おたふく風邪、そちらのほうに取り組みましたと答弁されていました。

ロタウイルスは、2020年10月より定期接種となり、全額公費で接種できるようになりました。なので、ロタウイルスが定期接種になった分を、インフルエンザワクチンの助成をしてい

ただけないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） ロタウイルスは任意接種で、その当時は、町のほうで1人当たり2万1,000円の助成を行っておりました。ロタウイルスは、2回接種と3回接種の二通りのワクチンがありますが、合計すると、2万1,000円の助成をしていたところです。

そのときの実績を見ますと、任意接種でロタウイルスの助成を行っていたときの1年間の実績が238万8,000円となっております。これに関しましては、県のほうの助成がありましたので、県のほうの補助が約48万円となっております。差し引きますと、町の負担が約190万となっております。

ロタウイルスの町負担は190万円となっております。インフルエンザワクチンの助成の必要経費を概算しますと、1,000万円となっておりますので、ロタウイルスの費用をそのままインフルエンザワクチンのほうにということに関しましては、ちょっと必要経費の差額が大きいことから難しいと思っているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かに大きな金額なんですけれども、子供に、自分自身、親1人、2人、両親だったら、高齢者になると1,500円ぐらいですか。接種はできるけど、親が打ったら3,000円ぐらいですか、接種できますよね。

子供は、その倍かかるんですよ。一人っ子だったら、6,000円出せるかもしれないんですけども、三股町は先ほど言いましたように、2人、3人、4人と子供が多いんです。そうなると、全員に接種できないとなると、やっぱり教室で蔓延してしまうのは目に見えています。

また、この辺をちょっと考慮してもらって、これからちょっと検討していただければと考えます。

では、次に子宮頸がんですが、子宮の入り口に当たる子宮頸部で発生するがんのことですね。

子宮頸がんは、我が国の女性では罹患する人が多く、年間約1万1,000人が子宮頸がんにかかり、約3,000人が子宮頸がんによって亡くなっています。20歳代後半から増加し始め、特に30歳から50歳代で多くなります。20代と30代の女性では、最も罹患する人が多いがんです。子宮頸がんの95%以上で、HPVが子宮頸部に2年以上持続して感染していた人から発生します。

そこで、質問の要旨③子宮頸がんの受診率と啓発はどのようにされているか、お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 子宮頸がん検診の受診率と啓発についてお答えいたします。

子宮頸がん検診は、子宮頸がんの早期発見・早期治療を目的として、20歳以上の女性を対象に集団検診と個別検診で実施しております。検診内容は、問診、視診、子宮頸部の細胞診となっています。

資料の9を御覧ください。

こちらに子宮頸がんの受診率を記載してあります。過去5年間の受診率は、令和元年度6.4%、令和2年度7%、令和3年度7.2%、令和4年度5.9%、令和5年度6.4%となっています。

子宮頸がん検診の啓発は、回覧広報、町ホームページでの広報、対象者に個人通知を行っています。また、今年度21歳になる人には、子宮頸がん検診のクーポン券を郵送しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今言われたように、いろんな方法で啓発活動をしてくださっているにもかかわらず、このパーセントを見ると、桁が違うのかなって思うぐらい低いですよ。

これまで子宮頸がん検診は細胞診が用いられてきましたが、2024年、本年4月より、厚生労働省の要件を満たす一部の自治体に限り、HPV検診単独法も住民検診で実施することが可能となりました。

HPV検診単独法のメリットは、受診者としては、HPV検査陽性者のごく一部が、数年後に子宮頸がんの有病者となり得るため、そのリスク保持者が追跡管理されることで、子宮頸がんの早期発見・早期治療につながる。

または、現行の細胞診の検診間隔は2年ごとですが、HPV検査単独法では、受診者の約8から9割が5年ごとになることから、全体として受診行動の負担軽減が期待できると思われれます。

また、自治体のほうのメリットとしては、がん検診の未受診理由で最も多いのは、受ける時間がないからが28.9%であるため、受診行動の負担が軽減されることで、受診率向上への影響が期待できます。そして、検診間隔が延長されることで、事務負担等が軽減されることが上げられています。

そこで、質問要旨④子宮頸がん検診時にプラスして、HPV検査単独法を検診助成できないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） HPV検査単独法の費用助成についてお答えいたします。

子宮頸がん検診については、厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針において、20歳以上の女性を対象に年に1回の細胞診を行うことが推奨されていました。

今回、がん検診のあり方に関する検討会の議論を踏まえ、指針が改定され、市町村が実施する

対策型がん検診、科学的根拠に基づくがん検診として、令和4年4月1日より、HPV検査単独法が追加されました。

HPV検査単独法は、検診結果によって、次回の検診時期や検査内容が異なるなど複雑性があり、適切な受診勧奨等が行わなければ、期待される結果が得られないことから、市町村や検診実施機関等における精度管理が重要とされています。

HPV検査単独法を実施するためには、担当者が導入に向けた研修等を受講することや、医師会や検査実施機関等関係者の理解と協力が得られていること等、5つの要件を全て満たす必要があります。この5つの要件を満たした市町村は、HPV単独法を導入できますので、30歳から5歳刻みの年齢を対象に、導入に向けて関係機関との協議を行っていきたいと考えております。

子宮頸がん罹患率減少効果につきましては、HPV検査単独法と、現在行っている細胞診にプラスしてHPV検査単独法を実施した場合を比較して、大きな差はありません。また、偽陽性者数を指標とした不利益は、HPV検査単独法よりも細胞診とHPV検査単独法の併用が明らかに大きいことから、現在行っている細胞診にプラスしてでの助成ではなく、HPV検査単独法の助成を検討してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ありがとうございます。これでHPV検査単独法、これは郵送でできるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） HPV検査単独法につきましては、来年度に医師会と、また検査実施機関等と検討する予定にしております。個別検診、集団検診ありますし、どういう方法で検査するのが、一番受診者にとっても、また検診を受けてくれる医療機関にとってもよいのかという方法を今後検討していきますので、また詳しいことが決まりましたら、話がまとまりまして実施する方向になりましたら、また皆さんにお知らせしたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 大変に期待ができる検査だと思いますので、これで受診率が上がって、がんの人が少なくなれば本当に助かると思います。

子宮頸がんの治療では子宮温存が困難ですが、その手前の前がん病変、がんになる手前で発見されれば、子宮全摘出手術でなく、病変がある部分のみを切除する手術が行われます。妊娠の可能性を残すことを考える場合には、特に、がんになる前の症状で発見することが重要です。

以前にHPVワクチンで一般質問を幾度か行ってきましたが、ワクチン接種を逃した人など、

子宮がん検診で早期発見する必要があります。一次予防として、HPV感染を防ぐためのワクチン接種があり、二次予防として、がんになる前の段階や、がんの初期に発見するための定期的な検査があります。

先ほど言ったように、受診率が低いのが現状です。このHPV検査単独法は、市町村が導入した場合に限り適用されるものなので、これで適用されるとなると、本当に期待が持てる結果となると思います。どうぞよろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 発言順に、堀内和義議員の残りの時間設定のために休憩をいたします。

午後3時45分休憩

午後3時46分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番、堀内和義議員の残りの一般質問を行います。堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） それでは、引き続き、質問事項の2の⑥から質問いたします。

6地区分館の期日前投票所は午後3時から午後7時45分となっていますが、蓼池周辺には企業も多くあり、企業勤めで昼休み、また帰宅時間を利用して投票する人もいますので、西部地区体育館と同様、午前10時から午後7時45分までの時間延長はできないか伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） 期日前投票所、投票出張所となる6地区分館の開設時間の延長についてお答えしたいと思います。

現在、6地区分館は午後3時から午後7時45分までを開設しているところでございます。同じく出張所となる西部地区体育館は、午前10時から午後7時45分までとなっているところでございます。

6地区分館の開設当初は、午後1時半の開始時間としていたようですが、投票者の来所時間の傾向及び住宅地の整備に伴う若い世代の流入を考慮し、仕事外の夕方の時間帯をポイントとした経緯から、現在の時間帯に移行したものと認識しております。

開設時間の延長につきましては、選挙事務に従事する職員、立会人等の意見及び有権者の意見を拝聴しつつ、投票率向上の期待効果を検証し、判断していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 先ほど言いましたように、企業がたくさんありますので、できれば昼時間を利用して来る人がいるんじゃないかなということです。まずやってみて、効果があるかないか判断すればいいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） 先ほど言いましたとおり、選挙管理委員会という組織の中で、この案件については、そういった提案があったということで、今後の検討としてさせていただきますと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 企業は先ほど言ったようにたくさんあるわけですから、企業にもできれば期日前投票を勧めるパンフレットあたりを配布できないのかなと思ったんですけど、このような件についてはどうでしょうかね。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） 期日前投票所、出張所のパンフレットということですか。よろしかったですか。（「そういう期日前投票があります……」と呼ぶ者あり）

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。指名してからしゃべってくださいね。（「はい」と呼ぶ者あり）堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） ちょっと私の説明が悪かったんですかね。せっかく期日前投票があるものだから、蓼池近辺に企業がありますんで、そこに対して期日前投票のパンフレット、そこあたりが配って、少しでも投票率が上がるといいんじゃないかなと。

先ほど言いましたように、6地区は、なかなか若い人の投票率が悪いということであるものですから、そこあたりを考えていくと、少しは投票率も上がるんじゃないかなと考えたものですから、質問しました。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） やはり投票率の向上という意味で、この期日前出張所の活用という点では、一つの方法として、周辺の企業にそういった出張所があるということを促すというか、周知することも一つの案かもしれません。

一応、回覧等においては、出張所の場所、それと時間等についても回すんですけれども、事業所という点で、そういう点については、これについても選挙管理委員会のほうで持ち帰ったところで、また検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 一応やってみて、そういう結果ですから、よかったらまた検討し

ていただきたいというふうに思っております。

次に、町の文化会館の期日前投票ですけども、衆議院選挙では10月16日から26日までの11日間、午前8時30分から午後8時までとなっております。

私も過去に4回立会人として出たんですけども、午後7時以降は数人しか来訪がありませんでした。1時間短縮しても11日間あるわけですから、来る人は多分時間調整をしますので、午後8時を午後7時までの1時間短縮はできないものか。これによって結構、時間・経費の無駄にならないような気がするんですけども、どうでしょうかね。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） 先ほどの堀内和義議員からの質問にはお答えしたとおりなんですけども、一応この期日前の選挙制度というのが、期日前の投票所を設置するについては、1か所以上設置しなければいけないというふうになってはいますが、そのうち必ず1か所は8時半から8時まで開設しなさいというふうには、これは定められておりますので、今、中央の部分の文化会館を唯一の全日程、期日前投票で開設している点から、ここの時間を変更するということはできないところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） この時間の割り振りは、県選管が決めたんですかね。国が決めたんですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） 先ほど申しましたとおり、この選挙制度、これ国が示す制度の中で、これはもう決まり事になっておりますので、変更することはできません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 了解しました。

最後の質問になりますけれども、選挙投票日前の1週間は、町コミュニティバスくいまーるが、昼間の全コース無料となっているようですけれども、利用者はどのようなようであったかお伺いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） 第50回衆議院議員選挙期間中の無料期間における、くいまーるバスの利用者状況についてお答えしたいと思います。

10月21日から26日の期間中に、文化会館前バス停の乗降者は3人というふうになっております。この3人が投票目的で利用されたかどうかは、確認できていないところでございます。

また、令和3年から令和5年の間に行われた選挙、並びにその期間における乗降者数と通常の乗降者数を月単位で比較して利用者の動向を検証してみましたけれども、効果を判断することは至らなかったということでございます。

くいまーるバスの無料運行ということ、選挙期間中の効果検証なんですけれども、検証はなかなか難しいという、あったかどうかは判断はできないということでございますけれども、選挙管理委員会以外で、くいまーるバスの運行を所管する総務課行政係としましては、こういった期間を利用していただいて、バスの利用者、利用してもらい、利用率を上げるという意味も含めて、この無料期間というのを設けたという意図もございますので、その辺をご理解いただきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） なかなか把握が難しいということなんですけれども、今後、投票率を上げる方策としては、いいことじゃないかなと思っております。

ただ、無料バスがあるんだよということを知らない人も多いんじゃないかなと思っておりますので、もう少しそこあたりを周知を徹底して、少しでも投票率を上げるようにしていただきたい。

そして、県内市町村投票率ワースト3の汚名返上をお願いをいたしまして、以上をもって、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は明日6日に行うことといたします。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時56分散会

令和6年 第8回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和6年12月6日(金曜日)

議事日程(第4号)

令和6年12月6日 午前10時00分開義

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
4番 西村 尚彦君	5番 田中 光子君
6番 堀内 和義君	7番 新坂 哲雄君
8番 楠原 更三君	9番 堀内 義郎君
10番 内村 立吉君	11番 指宿 秋廣君
12番 山中 則夫君	

欠席議員(1名)

3番 上西 雅子君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君

町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	福永 朋宏君
高齢者支援課長	……………	杉下 知子君	農業振興課長	……………	山田 正人君
都市整備課長	……………	田中 英顕君	環境水道課長	……………	岩元 勝二君
教育課長	……………	島田 美和君	会計課長	……………	瀬尾 真紀君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合せて50分以内とすることをお願いいたします。

また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることといたしておりますので、ご協力をお願いします。

本日の会議日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守してください。

発言順位5番、楠原議員。

〔8番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（8番 楠原 更三君） おはようございます。発言順位5番、楠原です。通告に従って質問してまいります。

まず、最初に、郷土愛の育成について伺ってまいります。

延岡市には内藤記念館、野口遵記念館、宮崎市には半びどん、SOKKENスタジアム、日南市には小村寿太郎記念館、高原町には神武ホールがあります。それぞれの町のブランドともいえるものを冠した公共施設です。

それぞれが、それぞれの町のアイデンティティーの1つであり、郷土愛を構成する重要なブランドであると思います。中には、かなりメジャーな人もいますが、地道な郷土学習の積み重ねを経て、認識されるようになってきた人もいます。

本町の先人の一人に三島通庸公がおられます。それについては、具体的に三股開拓50年を記念して建立されました三股開拓碑碑文に書かれています。それによると、三股開拓とは、三股のスタートを意味していると解釈できます。

また、三股町総合計画の中には、本町は、明治初期に都城地頭として赴任してきた三島通庸が

町の基礎を築き、教育の振興にも尽力したとあります。

また、2016年に栃木県那須塩原市にあります那須野が原博物館を訪問した際、当時の館長さんから、三島の都市計画の原点は三股にありますと聞きました。これは三島公への十分なる外部評価です。この場合の都市計画の原点とは、三島公が行った全国各地での都市計画の原点という意味を持っています。これは三股の持つ大きな誇りの一つです。

2018年には、ご存じのように、山形県の町村会の市長さん方が本町を訪問され、三股小学校にある三島通庸公の胸像の前で集合記念写真を撮られました。これも三島公に対する一つの外部評価ではないでしょうか。

延岡市や宮崎市、日南市などのように、本町も開拓の碑にある三島公の名を冠した公共施設を持つことで、町の思いが児童生徒に伝わり、郷土学習に役立つのではないかと考えます。

三島公を三股町と他の自治体と区別する三股ブランドとして活用してはと思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。

あとは質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） おはようございます。公共施設などに三島通庸公名をつけることは考えられないかについてお答えいたします。

公共施設などに個人名を冠することに対して、町がどのような基準を設けるかというところがまずは出発点と考えます。また、個人の顕彰には賛否を含めた慎重な議論が必要であることも考慮すべきですし、個人の場合、ご家族等のご理解を得ることも必要となります。通称や愛称であっても、町民の多くの方が納得できるものが望ましいと考えます。

現時点では、三島氏の名を公共施設などにつけることは考えていないところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 公共施設などに三島通庸公名をつけることは考えられないかのご質問にお答えいたします。

偉人、先人などの名前をつけた公共施設としては、教育や観光を目的とした功績をたたえる品などを展示する記念館や、生前長らく過ごした自宅などを公開する何々邸など、その施設を訪れることによって偉人、先人の功績を知ることができる施設が多く、先ほど議員がご紹介いただきましたように、県内では延岡城内藤記念博物館や、日南市の小村寿太郎記念館などがございます。

方、アメリカなどでは、歴代の大統領の名前を冠した空港や公園、道路などに偉人の名前をつけることは一般的に行われているようです。

三島通庸公に関する業績は、早馬神社社殿東側に建立されている三股開拓の碑で確認することができますが、先ほどの教育長の答弁のとおり、慎重に検討していく必要があると考えておりま

す。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 何をそんなに慎重にしなければいけないのか。まず、それが私の今の話を聞いての気持ちです。

もう既に、今から100年前、あの記念碑が建立されています。あの大きな記念碑が。以前にもこの議場におきまして、碑文についての解説を私は行いました。

非常に、当時の開拓から50年たったときの熱い思いが、あの碑には書かれております。それを今なぜそんなことが言えるのか。そして、先ほどの教育長の答えの中には、個人の名前を、個人というのが一人という意味なのか、亡くなった方なのか、どちらも捉えるわけですが、あの三股開拓の碑という文字は、三島公の家族の方が書かれているということです。認められている。それ一切関係ないと思うんですが、あとは町がどう思うか。

先ほど来言ってますように、町外での評価は、今までも何回も言ってますけれども、かなりのものがあります。それなのに、なぜそれができないのか。

今、私が思うのは、後でまたですけども、例えば、文化会館だったら三股町文化会館、通庸ホールとか、それでも使えるだろうし、もし今現在、話が比較的進んでいます、五本松の拠点施設につきましても、そういう名前をつける余地は十分にあると思いますけれども、町長、できないんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 三島通庸公の名前をつけるということでございますけれども、これは、三股の今日を築いた人々という本でございますけれども、そちらの中を読ませていただくと、もちろん開拓の祖は三島通庸さんでございますけれども、その後、三股町の発展の基礎を築いたのは、私は野崎重則さん、そして宮田盛儀さんですか、この三股駅を、今、都城から山之口に直線の鉄道の線路であったのを、三股のほうに引き込んで、そして三股町の発展の基礎を築いた、そういう意味合いでは、まだまだたくさんの方がいろんな形で、三股を発展に尽力されたというふうに思います。

第三者から見ると、そういう外部の方から三島通庸公という人は、それなりの有名な方でございますので、評価は高いというふうに思いますけれども、三股の現在を築いた人の中では、三島通庸さんは1年半しかいなかったわけです、2年弱。そういうところで三島通庸さんを崇拝するというのはいかがなものかなと、三股町全体にそういう個人崇拝をしていく、これはちょっといかがなものかなと私は思います。

要するに三股を築いた人は、三島通庸さんも基礎はつくられましたけれども、それ以外の多く

の方々がこの町をつくってきた、そういう意味合いでは1人に絞る、そういうのはいかなものかというふうな私は感じを持っています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） そういう気持ちもよく分かりますけれども、何もないんです、まだ。野崎さんについてもない、宮田さんについてもないんです。まず一歩なんです。一歩として、そういうような場所をつくって、三股の今日を築き上げてきた人々、その人たちをそのコーナー、コーナーで設ける、でもいいと思いますけれども、何もないというのが現実であるということで、このような質問をずっとし続けてきているわけなんです。

郷土学習につきましても、10月に教育の日の記念イベントが行われまして、非常に充実した内容で、時間が過ぎるのを早く感じた次第ですけれども、その場合にも、三股町児童憲章が朗唱されました。昨日の上西議員の資料の中にちょうどあったわけですが、一般質問に関する要求資料、その資料の2番目に三股町民憲章、から児童生徒憲章があります。

まず、この児童生徒憲章を見ますと、その5番目の項目に、郷土「みまた」に関する学習をしますとあります。この郷土「みまた」に関する学習は、カリキュラムの中に位置づけられて実施され、当然のことながら、先生方によって行われることになるのが基本だと思いますが、小学校では副教材があり、それで授業が行われています。

しかし、副教材を通しての学習だけで果たしていいのか。郷土学習を行う場合に、現時点で、町が準備している史跡とか、説明板とか、そういうところを、実際に先生方が見て行って、それを子供たちに還元し、ふるさと三股に誇りを持つ。そして将来10年、20年、30年後、それぞれの場所で、または三股で、このふるさと三股を自慢できる、誇りに思える、そういうふうになっていけばいい、なってほしいと思うわけですが、まず郷土学習、小学校、中学校のときの郷土学習を行う先生方に対しまして、次の質問ですけれども、町内のフィールドワークというのは、実施されているのかどうか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 郷土学習充実のための先生方の町内フィールドワークは実施されているかについてお答えいたします。

令和2年度までは、小中学校新規採用職員及び小学校3年、4年担任と中学校社会科担任教員等を対象に、町内の史跡、寺柱番所、樺山城跡、千本仏首塚、三股開拓の碑を回り、本町の歴史や現状に対する認識を深める取組を行ってまいりました。

現在は、新規採用職員の研修内容が変更されたため、実施しておりませんが、今年度は町内の3、4年生で使用する社会科副読本の編集を行っております。その中で町内の主に3、4年生の

担任が、町内の史跡や産業等について調査をしているところです。

また、4月1日に行っております着任式では、動画を使ってではありますが、三股町内の歴史等についても紹介しているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 私も幾つかの小学校で三股の歴史について、一般の外部の人の話ということで、何回となく話をさせてもらっていますけれども、そのときには、学校の先生も中に入って話を聞かれておりますけれども、やっぱり今言われました副読本です、副読本はあまり表面的すぎる部分がありますが、できるだけ今行われている3、4年の担任の先生を中心に行われていると言われましたけれども、できたら、その学校の先生方を、できるだけ多くの人を案内できるような機会があれば、より郷土学習が進むのではないかなと思いますので、もし余地があるのであれば、考えておいていただきたいと思います。

次に行きますけれども、11月3日に町の表彰式が行われました。そういうときには必ず町民憲章が朗唱されるわけですが、前文にある先人の偉業を、これも何回も何回も取り上げますけれども、先人の偉業を皆さんがどのように理解されているのか、いつも気になっております。

例えば、先ほどから言っておりますが、早馬公園の北東部側に巨木が何本もありますけれども、三股開拓の碑、明治3年ということですが、その当時の雰囲気而今に伝える場所であると思います。そこに三股開拓の碑以外にも、先人の偉業を記念した石碑が幾つかありますが、これらの記念碑を巡れる園路が今回整備されました。

全く雰囲気が変わって、ゆったりと巡れる、安全に巡れる、そういう感じがしましたけれども、この園路のおかげで、今後そこへ人を誘導しやすくなったと思います。

そして、それは、郷土史に触れる1つの機会が増えたということにつながるのではないかと思います。今の状況では碑文の内容を知ることはできません。

いまさっき言いました、開拓の碑の碑文にしましても、西南役従軍の碑文にしましても、内容には本当に思いがこもった表現があります。ああ、何とかかんとかというのが。

今、開拓の碑の説明板は本当に淡々と内容が約して書いてあるだけで、思いは全く伝わる事ができないんですけれども、石碑の説明板、そういうものを設置してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 郷土史に触れる機会の提供として、早馬公園内の石碑に説明板をと
いうご質問についてお答えいたします。

早馬公園内には、三股開拓の碑に関する説明板及び龍雲館の碑には、隣接して標柱を設置して

あります。このほかの石碑には、説明板や標柱を設置しておりませんが、西南戦争や日露戦争に関する石碑は、戦争の経緯を表すものや、戦没者への鎮魂のために建てられたものです。

これらの碑文につきましては、みまたの石造文化続編に掲載させていただきます。

これらの石碑は歴史に触れる機会になると考えますので、説明板を設置することは、今後の検討課題としたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ぜひお願いしたいと思います。

東屋もありますし、景色もいいとこですから、そういう歴史に触れる非常にいい場所であると思います。また、これから3年後に、これも何回も言っていますけれども、3年後、2027年になりますと、西南戦争から150年となります。

西南役従軍碑を見ますと、三股から当時400数名の方が従軍され、そのうち20名の方が戦死され、その招魂塚も一緒に記名され建立されておりますけれども、その中には西南役従軍という文字、西郷菊次郎による文字ということが、あそこに書いてありますけれども、そういうことも含めて、三股開拓の碑の中には、伊地知正治、桐野利秋、そして三島通庸が、下三俣郷ができたときの中心地をここにするとしたということが碑文に書いてあるわけですが、その後、敵味方に分かれて、桐野利秋は西郷隆盛の墓の横に墓が設けられ、三島と伊地知正治は青山霊園に大きな墓として今葬られているわけですが、ちょっとドラマがあるんです。ここでは一緒だったのが、その後、西南役によって敵味方に分かれていく。

そういうの、三股ではこうだけれども、その後こうなった。そういうものを知る機会になるのではないかと思います。また、三股の郷土史研究会がつくっております、「ふるさとみまた」の中に、町内に幾つもの西南戦争の史跡があるということが書いてあります。西南役従軍碑の横に、町内の西南戦争関連史跡の案内もあれば、町内を巡る機会の提供にもつながると思いますけれども、それに連動して、町内にある西南戦争史跡整備というものは考えられないのかと伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 西南戦争史跡整備は考えられないかについてお答えします。

宮崎県内の状況を紹介しますと、西南戦争関連遺跡につきまして、県の文化財センターが、令和2年度から令和4年度まで総合調査をしており、成果報告書を刊行しております。

報告書では、大台場が530基、墓・遺霊碑等が510基、建物などの関連遺跡30か所が確認されており、早馬公園内の石碑も把握されています。

さらに、同センターは、令和5年度から7年度にかけても、調査・活用事業を進めており、三股町につきましては、蓼池にあったとされる弾薬製造局を調べたいとのことでした。明確な所在

地は不明ですが、蓼池でこのような遺跡が確認されれば、調査に基づいて整備を検討することは可能だと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） あと3年後に150年になるわけですがけれども、少しでも、今言われたのも含めて、石碑整備が進むようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、同じく郷土史に触れる機会の提供としまして、広く町民を対象とした町主催での定期的な先人の偉業を巡る、史跡巡りのようなものができるか、伺ひます。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 定期的な町内の史跡巡りはできないかについてお答えします。

史跡巡りにつきましては、過去においてボランティアガイドの募集、三股郷土史研究会との共催で実施してまいりましたが、平成31年を最後に実施しておりません。

三股郷土史研究会が解散いたしましたので、史跡めぐりのコースの検討やスタッフの募集、育成等が必要になります。史跡めぐりが現在の歴史に触れる意味で重要であることは承知しております。

今までに刊行してきた三股町史や資料集や、現在着手しております三股町田の神さあマップなどの活用方法を含めて、史跡巡りは今後の検討課題とします。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ここに、平成20年3月23日午前9時から第1回三股町史跡巡りを行ったときのパンフレットがあります。物すごく立派なものがつくられて実施されているようなんですけども、第1回とありますけれども、この後第2回、第3回とあったのかどうか伺ひます。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 郷土史研究会との共催ということで、3回行っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） こんな立派なのがありますので、十分内容はここにまとめられていますので、あとはその機会をどんだけ設けるか、それだけのことだと思います。

先日、宮日のほうに、川南町で文化財巡りを行ったとして、川南町教育委員会のほうがこの記事を提供して、読者が投稿、わがまちイベントというのに載っております。

身近にあるからこそ意外と気づけない町の魅力を実際に訪れ、肌で感じることでより一層感じてもらえたと思うという、教育委員会のコメントも載っております。

できるだけこういう機会を、もう既にあるわけですから、資料は。わざわざゼロから、これに足したり削ったりすることはあるかもしれませんが、もっとこれを生かせるような、何か行事みたいなものをお願いしたいと思っております。

この郷土愛の育成について最後ですけれども、とにかく子供たちに、将来の三股を担う子供たちに、ふるさと三股を誇りに思っただけのような取組を小学校のとき、中学校のときと、我々はそういう教育を受けていませんので、今の子にはそれをしていただきたい、そういう気持ち強いわけですけれども、そのためには、何回も何回も何回も質問してきておりますけれども、文化財の整備というものが重要だと思いますけれども、町指定の文化財の動きはどのようになっているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 文化財の町指定の動きについてお答えします。

前回の議会でも同様のご質問がありましたが、郷土芸能につきましては、前回答弁したとおり、4月に意見交換を行い、各団体に資料の取りまとめ等が必要であることの説明をしております。

また、国指定を目指している梶山城跡では、意見具申のための文献資料からの調査を進め、VR等の撮影も今年度実施する予定となっております。文化財の町指定につきましては、指定制度の趣旨にのっとり調査方法や保存措置について検討する必要があると認識しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） それは9月で聞いたわけですが、12月でも同じ答えということですね。動きということですから、そのときと今とはどうなのかということは何ったわけですが、一歩でもいいから確実に動いているということをお願いしたかったわけですが、動いているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 町指定というのではなく、国指定を目指している梶山城跡の調査等と、今、高才原第3の遺跡発掘を行っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） もうこういうことを言い始めて9年過ぎるわけですが、最初の頃には、町史編さんのことがあって、時間がありません。町史が発刊された後は、資料編の作成で時間がありません。その後は今現在、高才原の遺跡発掘がなくて時間がありません。全部後回しなんです。

もちろん、そのときそのときの重大な件があるわけですから、考えてされているわけですが、できれば2つ、3つ一緒に同時進行ということはできないのかということでもって、動き

を少しでも加速していただきたいという思いで、毎回聞いているわけなんです。

皆さん、平均寿命何歳あるか分かりませんが、こういう動きが表に出る前に誰もいなくなる、そういうことにならないようお願いをしたいと思います。まだまだこれからも聞きますので、少しでも動きが確実にこちらに伝わるよう、お願いしたいと思います。

高才原の遺跡につきましても、第1回目のところでは目ぼしいものはなかった。2回目は結構出ていると聞くんですけど、何かでか、それも町民の皆さんに、文化財関係ではこういう動きがありますということを逐一報告が欲しいんです。何にもないでしょ。それについてはいかがでしょう。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 現在行われております高才原の発掘におきまして、本年度、多くの土器や住居跡等が確認されているところです。

ご指摘のあったとおり、そういったものの情報発信をしていないということにつきましては、深く反省させていただいて、発信するようにしていきたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） よろしくお願ひいたします。

次に入ります。サイクルマップについてですけれども、サイクリングマップを前回は取り上げましたけれども、このコースを選定される際に、課を横断した話合いというものはあったのでしょうか。伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） サイクリングコース選定時に課を横断した話合いはあったのかとのご質問にお答えをいたします。

本町が有する豊かな自然環境や美しい景観等の観光資源を生かした観光振興を推進するため、自転車を活用したサイクルツーリズムの取組として、昨年9月に上米公園や長田峡、神社などを巡り、夏には陶芸などの体験を織り混ぜたモデルルートを2つ公表いたしました。

町のサイクリングコースの検討は、令和2年頃から始まり、町職員や有志の方々と実際にサイクリングを行いながら検討を行ってまいりました。

令和3年に策定した第6次三股町総合計画にもサイクルツーリズムの検討をうたい、令和4年度に、町観光協会を中心に協議を本格的に開始し、庁内関係部署との協議を行い、コースの選定を行ってまいりました。最終的には、令和5年度の観光協会の総会で最終案を協議し、9月に公表に至りました。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 前回も言いましたけれども、あのマップでは非常に、私は、物足りない、そういうことを前回も申し上げましたけれども、「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業」それで、ご存じのように、前目んまっぷというのができています。

それから、ノルディックウォーキングを推進する事業の一環で、さるかんねというのが2部出ております。

その2部のほうは作成に私も関わったわけですが、歩きたいなと、見てみたいなという思いが伝わるようにという思いを持ってつくったんです。

この前目んまっぷというのも、これ裏表非常にすばらしいのが書いてあるんですけども、見てみたいと思う、歩きたいと思う、そういうのがわざわざ3部、少なくとも3部出てるんです。そういうのがこのサイクルマップには出てないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今、ご指摘をいただきました、四社参りと長田で季節を満喫する体験ルート、2つのコースを、現在公表をしております。

この中には、自転車を使ってサイクリングをしながら、ビュースポット、ここは眺めがいいですよというスポットを、それぞれ長田のほうは、すみません、1か所ですが、4社参りのほうは2か所を、主に霧島山を望む、また電車と霧島と一緒に撮れるビュースポットみたいところを、掲載をしております、こちらの眺めを満喫していただきたいということで、一応載せております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） こういうのは参考にされなかったのかというのを聞いたところだったんです。

今年も、町内の小学校が修学旅行において、知覧を訪問されているんです。この前目んまっぷを見ますと、都城東飛行場敷地、はっきり書いてあるんです。ここが滑走路、ここに三角兵舎、掩体壕はここにある。そういうようなのを、小学校の先生方がしっかりと把握されていれば、この修学旅行の前にこういうものも参考されているだろうし、この新しいサイクルマップにもそういうのが活用されていれば、作成するときの有志の方の絶大なる協力で作られているわけなんです。

その思いを生かすことができると思うんですけど、このようにいわゆる知見を生かすような動きというのは一切なかったんですか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今、ご指摘の部分は、先ほどのさるかんねでさるとか、ノルデ

イックウォーキング、また前目んまっぷというのは、それこそ歩きながら、徒歩で見て歩ける場所ということで理解をしております。

今回のサイクルマップにつきましては、自転車を使いながら、いろいろなスポット、これは四社参りであったり、上米公園、また長田峡というところの見栄えといいますか、ビューを主に満喫していただきたいということで作成をし、スポット、スポットには立ち寄って、そこで満喫をいただきたいということでの趣旨をつくっておりますので、さるかんね、ノルディックウォーキング等のほぼ歩きを楽しむというところと、サイクルを楽しむというところで、趣旨を若干別にしておりますので、そこは参考にはしていないということになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 取り方の違いなんでしょうけれども、自転車でずっと通って、進むんじゃなくて、行って、止まって、降りて、見て、また自転車に乗っていく、そういう楽しみ方というのも十分考えていくべきじゃないかなとは思うんですけれども、今後、もし、よかったらそこまで考えたものにしていただきたいと思います。

このサイクリングどうのこうのということですが、レンタサイクルについて、次、伺いますけれども、駅前の中かもんやレンタサイクルが設置されているわけですが、これについて現状と今後の予定について伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） レンタサイクルの現状と今後の予定はとのご質問にお答えをいたします。

町観光協会が所有する電動アシストつき自転車3台を利用し、三股レンタサイクル事業が平成26年度に開始をされ、令和2年度までの7年間、よかもん協同組合に委託をし実施しております。7年間での利用件数は105件、年平均で15件、月平均でおおよそ1件でございます。

令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業を中止いたしました。令和5年5月に感染症法上の位置づけが第5類となったことから、再開についての協議を行いましたが、サイクリングコースでの使用には不向きであり、月1回程度の利用件数や保険加入、電動アシスト機器の更新など、費用対効果が見込めず、現在のところ再開の予定はございません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） それでは、レンタサイクル準備されていたのは3台と言われました。当初もっとあったような気がするんです、電動以外は。電動以外が4台か5台あったような気がしたんですけれども、そういう自転車はどうなったんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今申しあげましたように、充電機器自体が更新の時期を迎えております。現在は、町観光協会所有の電動つきアシスト自転車は、町のほうで保管をしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） それをレンタルするという予定はなくて、今眠ったままという理解でしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） そのとおりでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） もったいないです。眠ったままという状態は、もったいないです。何か活用方法というのは考えられないのでしょうか。

しかし今、自転車につきましては、ヘルメット着用というのが義務化されていますので、レンタルとして、もし活用するのであれば、ヘルメットもまた金がかかるということになりますので、ぜひ進んでほしいと思いませんけども、あるものを眠らせておくのはもったいないということから、今お伺いしてはいますが、活用方法は考えられているのでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 先ほども少し触れましたが、保険の加入が改めて必要になると、電動アシスト機器、こちらの更新自体に数万円かかるということで、またさらに、今、議員のご指摘のようにヘルメット等の着用、こういったルールづくりをもう一度検討すべきということで、課内のほうでは、検討は継続して行っているところですが、現在のところ再開のめどは立っていないという状況です。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） それでは、次の質問に入ります。

産学官連携についてですけれども、これまでの連携の目的と相手先及び実績につきましては、資料をつくっていただいて、ここにありますが、どうも撮影についてはありがとうございました。

1から7までここに書いてあります。最初の都城高専、それから南九州大学、これについては何かにつけ、聞くことが多いわけですが、4番目にあります、ヤマト運輸との連携が、実績のところにありますけれども、県内では初めてとなるというのが、すごいなと思ったところで

した。

そんだけ、三股は不在時間が多い家庭があるということに、ここで書いてあるわけですが、三股の特徴の一つ側面を見た気がいたします。

この中で私がお願いしたいのは、この1番と2番のところなんですけれども、高専のところにつきましては、ここに五本松交流拠点施設整備事業におけるどうのこうのと書いてあって、あそこの空き地での活動で、何回となく高専の方々の行動というのを見聞きしているわけですが、何か、以前にごまの選別に高専の技術をとということで、私はしも農園さんのところに、高専の先生を案内しまして、あそこで協議したことを覚えていますけれども、町が正式に話し合いを持ってきていただければ、前向きに考えましょうということがありました。

けど、その後どうなったのかちょっと分かりませんが、それから、2番目の南九大につきましては、以前に議会も直接南九大まで伺いまして、確かピーマン、新しいピーマンの栽培について、実際に南九大の教授から話を伺ったことがありました。ピーマンだった、あのときは、ピーマンを直接見せていただきました。

そういうことがあったんですけれども、町の特産品開発に絡んでということでしょうけれども、なかなか一朝一夕で出来るようなことではないとは思いますが、必要なときにいつでも高専とか、南九大とか、相談できる、そういう体制はあるのでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） これまでの連携の目的と相手先は、こちらの一覧のとおりということになります。

今、議員のご質問につきましては、高専と南九州大学の連携の状況と伺いますか、町がお願いしております一つの例として言いますと、三股町まち・ひと・しごと創成総合戦略というのを、おつくりしておりますが、こちらの推進会議には、大学の教授等も参画をいただいておりますが、先ほどご紹介いただきました五本松交流拠点の外部有識者にも南九州大学の副学長や高専の先生にご参画をいただいております。

また、企画商工課以外でも様々な外部の有識者、また各委員には、それぞれの教授等がなっておりますので、包括連携協定を結んだ以降も、様々な分野で協議を行っております。そういう意味では、そういった体制はできているということになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員、時間がないので、残ったところ、最後のということでよろしいですか。

○議員（8番 楠原 更三君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、申合せのとおり、50分が過ぎましたので、発言については、今日の最終の発言者の後にしていただきたいと思います。

これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

中原議員から写真撮影の許可申請がありましたので、中原議員の一般質問の間のみ、これを許可しております。ご報告いたします。

また、傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。

また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後にいうことができることとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

発言順位6番、中原議員。

〔2番 中原 美穂君 登壇〕

○議員（2番 中原 美穂君） 皆様、こんにちは。発言順位、6番、中原美穂です。通告に従い質問させていただきます。

先月、国際交流並びに視察研修を目的とし、ロンドン、フィンランド、バルセロナ、ドーハ、ニューヨークに行っていました。その中国で、フィンランドは世界一幸せな国であるとの情報を聞き、ぜひ一度この目で確かめてみたいと考え、行動に移しました。実際に国を訪問し、自分の目で見て感じることで、私の中の考えが変化しました。

フィンランドは教育や医療が無償で提供されており、平等な社会の実現がなされていました。日本の税収のGDP比は約13%ですが、フィンランドは約42%と日本より高い状況です。社会保障の仕組み、教育や医療、国民年金保障など、充実していました。日本は人口減少、超高齢化社会を迎えるに当たり、国として、今後の方向性を国民とともに真剣に考えていかなければいけないと、強く感じました。

次に、ドーハは国民1人当たりのGDPが世界第8位とトップレベルであり、教育、医療とともに、無償提供されている国です。人口の約半数以上は、外国人労働者で構成されており、カタル人は25%ほどしか住んでいないことが確認できました。

実際に訪問し、現地を確認することで様々な学びがあり、様々な取組を理解することができました。世界を見て、日本と比較すること、そして我が町は何に取り組まないといけないのか、何

をすべきなのかを、再認識することができました。

さて、我が町も国際交流を図る機会として、三股町から高岡伶颯君が世界に羽ばたいてくれる選手として、令和6年11月29日に、三股ふるさと大使に委嘱されました。皆様も存じているかと思いますが、世界最高峰のサッカーリーグの1つであるイングラウンド・プレミアムリーグ、サウサンプトンへの加入が内定されており、三股町から生まれた選手として大変誇るべきことだと思います。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

スポーツ振興について、令和9年に国民体育大会が宮崎県で開催されますが、三股町としてスポーツ関連に関する取組の評価について、どのような計画や考えをお持ちであるのか、教育長のご意見を伺います。

残りの質問は、順次、質問席にて行います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 令和9年に国民体育大会が宮崎県で開催されるが、三股町としてスポーツ関連に関する取組についてお答えいたします。

国民スポーツ大会、通称国スポとは、毎年都道府県持ち回りで開催される国内最大のスポーツの祭典で、昭和21年に京都で始まり、昭和63年の京都大会から2巡目に入りました。

なお、国民体育大会の名称は、令和6年度、本年度ですが、佐賀大会から国民スポーツ大会に変更となっております。

令和9年、2027年に宮崎県で開催される第81回国民スポーツ大会では、昭和54年、1979年の日本のふるさと宮崎国体以来48年ぶりとなります。国スポの会期は、9月26日から10月6日までの11日間で、正式競技37競技、そのほか特別競技、公開競技、デモンストラーションスポーツが実施される予定です。

三股町では、正式競技37競技の中の銃剣道競技が、9月27日から9月29日の3日間、武道体育館で開催される予定になっております。

現在、町では、県や競技団体と開催に向けての準備を進めているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 宮崎県では、スポーツランド宮崎の推進や国民スポーツ大会の開催に向けて、プロスポーツ団体の誘致や合宿の受入りに積極的に取り組んでいます。三股町においても、三股町武道体育館が国民スポーツ大会の銃剣道競技の会場に選ばれるなど、スポーツ振興の動きが見られます。

このような背景を踏まえ、三股町として今後どのようなスポーツ振興策を検討されているのでしょうか。特に、宮崎県としてプロスポーツ団体の誘客に努めておりますが、三股町の目指す関

わり、誘致を検討する競技など、町の特性を生かした具体的な構想や計画があればお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 宮崎県としてプロスポーツ団体の誘客に努めているが、三股町の目指す関わりを問うについてお答えいたします。

宮崎県では、サッカーなどのプロスポーツの誘致に積極的に取り組んでいます。

本町では、本年2月に旭ヶ丘運動公園にて、野球の独立リーグ、四国アイランドリーグ plus の宮崎サンシャインズが合宿され、令和7年度も利用される予定となっております。

本町ではアマチュアスポーツの合宿の誘致を進めており、現在も旭ヶ丘運動公園で野球や陸上競技、武道体育館で剣道やバトミントンの合宿を行っております。また、剣道や弓道の大会等も開催されており、県内外から多くの参加があります。

本町ではプロ仕様の整備の計画はありませんが、施設の改修をしながら、現有施設の利用を促進してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問です。都城市は、法人を立ち上げプロスポーツ誘致を含めてスポーツ振興に力を入れていますが、近隣地域として連携していく取組や考えはあるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 近隣地域として連携していく取組や考えについては、お答えいたします。

町では、アスリートタウンみまたの創造をスローガンに掲げ、競技力の向上やスポーツ、レクリエーションの普及、スポーツ協会の組織の強化に取り組んでおります。スポーツイベントやレクリエーションのイベントを通じ、参加者と町民の交流を図っておるところでございます。

1月には、みまたん霧島パノラマまらそんを開催し、県内外から参加者を募るとともに、多くの町民にボランティアとして支えていただいております。都城市とは、本町にあります武道体育館やテニスコート、弓道場、旭ヶ丘運動公園内の施設を活用していただくことで、連携を図っていきたいと考えます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 連携を図って取り組んでいっていただきたいと思います。

次の質問です。宮崎県では、スポーツランド宮崎の推進や2027年の国民スポーツ大会開催に向けて、スポーツ施設の整備が進められています。特に隣接する都城市、山之口町では、大規

模な総合運動公園の整備が進行中であり、本県のスポーツ振興に大きな期待が寄せられています。

このような県内のスポーツ施設整備の動きも踏まえ、三股町として今後のスポーツ推進策を慎重に検討する必要があると考えます。

そこで、教育長にお伺いいたします。山之口に総合運動場が完成しますが、三股町として、スポーツ振興における競技場の整備や設置を検討する考えはあるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 山之口に総合運動場が完成するが、三股町としてスポーツ振興における競技場の整備や設置を検討する考えは、についてお答えいたします。

山之口の陸上競技場は県有施設であり、今後、町民の利用や大規模大会等の開催が期待できる施設が整備されましたことは、本町のスポーツ振興にも効果があると考えております。

町では、これまで町民のスポーツ振興を目的として、武道体育館、西部地区体育館、弓道場、テニスコート、旭ヶ丘公園内の陸上競技場の全天候型トラック化等の新設及び改修に力を入れてまいりました。

これらの施設について、今後も第6次三股町総合計画にもございますように、利用者が満足して安全にスポーツを楽しめるよう、公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき、老朽化した施設の改修等を行ってまいります。

現在は、町体育館の大規模改修工事を行っており、町体育館については、今後空調設備工事を行う予定です。さらに国スポの本会場となります武道体育館の床の改修、照明のLED化を行う予定としております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問です。三股町内でもサッカー人口が右肩上がりになっており、三股町出身のプロサッカー選手も誕生しました。また、三股町多目的スポーツセンターの整備により、フットサルやサッカーの練習環境も整いつつあります。さらに、本町出身のプロサッカー選手の誕生は、地域のスポーツ振興にとって大きな励みとなっています。

このような背景を踏まえ、三股町としてサッカー競技場の設置や整備は検討しないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 三股町内のサッカー人口も右肩上がりになっており、三股町出身のプロサッカー選手も誕生したが、三股町として、サッカー競技場の設置や整備を検討しないのかについてお答えします。

このたび、三股町民の方が三股町のスポーツ少年団、後にはクラブチームになりましたが、ここから中学校の部活動、そして日章学園を経て、このたびイギリスのプレミアリーグ、サウサ

ンプトンとの契約が内定したことは、誠に喜ばしいことでもあります。

本人の能力、努力はもちろんのことですが、学校、地域の方の、保護者の方のお力添えのおかげだと思っております。

町では、指導者に対して、国及び県が開催する各種講習会への参加を促すとともに、選手の全国大会等への出場を支援し、指導者や選手のレベルアップを促進しています。また、魅力あるスポーツ少年団等の事業を支援しております。

今後も、改修等を行いながら、今ある施設の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 支援のほどよろしく申し上げます。

都城市、三股町含め、サッカー人口が増えている状況です。サッカーをされている子供たちや親御さんからも、日中、ナイターともに利用可能なサッカー専用コートをつくってほしいとの要望も多数上がってきております。

三股町内に大会のできるサッカー場を設立することで、大会地となり経済効果も期待されるのではないのでしょうか。また高岡伶颯選手を三股ふるさと大使に委嘱されましたので、ぜひこの機会にご検討並びに計画をお願いいたします。

質問6に関しては、今までの回答にて理解できましたので、省略いたします。

では、次の質問、PTAについて、三股町は子育ての町として力を入れており、職員の皆様の長年のご尽力もあって、県内及び周辺地域でも子育てしやすい町として知られております。また、三股町のよいイメージと、町としてのブランド力向上に寄与していただき、よくやったださっているとの町民の声も聞かれており、三股町の子供たちのために持続的な施策を進めてくださる職員の皆様には、心から感謝申し上げます。

さて、子育てについて重要なものの一つに教育があります。教育のために移住を考えるといったご家庭もあると聞きます。三股町の未来を考えたとき、今いる子供たちが健全に成長し、三股町を担っていく人材と育ててもらったことこそが、最も重要なことであると考えます。そのためには教育を実施している各学校の現場状況を把握し、平等な教育を受ける体制構築が必要であると考えます。教育上、必要最低限な備品について適数調査、不足分の対応はどのようにされているのでしょうか。

例えば、消耗品や飛び箱、マット等の用具類の過不足確認はどのように管理されているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 教育上必要最低限な備品についての適数調査、不足の対応はどのようにされているかについてお答えいたします。

備品管理につきましては、三股町学校備品取扱規則により行っております。学校において備品管理台帳を作成し、全ての備品を管理しています。夏季休業期間中に毎年備品調査を行い、全ての備品の確認を行っております。廃棄する場合は、町長の決済を経て廃棄することになっております。

備品数につきましては、小学校で最も少ない長田小学校で805個、最も多い三股西小学校で1,172個を管理しています。

備品購入につきましては、当初予算を作成するときに、各学校から次年度に必要な備品について、要望一覧表を提出していただき、校長先生、そして事務職員の方と協議し、次年度の優先順位に従って購入品目を決定しております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、三股町もIT教育に先駆けてタブレット導入を進めており、各学校での運用が始まっております。これからの教育を考えるに当たり、ITを活用した教育は必然であり、推進して下さったことに、町への感謝の声も聞いております。

ただ、IT機器も時がたてば古くなり、プログラムの更新の際の不具合や電池消耗による使用制限が生じることがあると思います。教育現場では、予備のハードがなく、使い回ししているため個人情報の管理に不安がある、充電が弱くなっているとの話も聞きます。教育現場で使われるタブレット等のIT機器の点検管理、ハードの経年劣化に対する対応やプログラムの更新はどのように管理されているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） タブレットの管理につきましては、SKYSEA Client Viewの管理ソフトを使い管理しております。稼働しているかの確認や点検が行われるソフトとなっております。

また、ハードの経年劣化についてですが、例えば、先ほどおっしゃったようなバッテリーが弱くなっているなどのことにつきましては、生徒のほうから申し出てくれますので、それで確認しております。そのような場合には、修理に出して対応しております。

また、プログラムの更新につきましては、先ほど申し上げた管理ソフトにより、リモートでの一括更新を実施しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。近年全国のニュースでもPTAの組織運営に対しての報道を目にするようになりました。

県や市町村単位でPTAが開催されたり、市町村組織から単位PTAが開催するという話も聞

いています。

ただ、各PTAの皆様は、子供たちの成長や教育環境改善のために日々並々ならない努力をされており、三股町においても、教育現場になくはない存在と認識しております。

しかし、PTAは任意団体であり、加入に関して個人の自由意思に任されています。そのためPTAの役員の方を中心に、子供たちに平等で公平な教育環境を維持していけるよう、地道に加入を推進していると伺っております。

PTAは任意団体であります。子供たちの成長促進や教育環境改善を進める組織である以上、経費もかかり、各家庭から会費を徴収して運営費に充てているのが現状で、ぎりぎりの運営費で活動している学校も存在しております。

PTA加入に関して会費がネックになってしまう事例もあり、教育環境改善に努めているPTAの苦闘が忍ばれます。三股町としてPTAを支えていただいていることは承知しておりますし、PTA役員の方々も日頃の支援に対して感謝の言葉もいただいております。

教育を支える立場は同じですが、教育課は学校運営に関わる全般の責任と予算を有していると認識しています。保護者と教職員の任意団体であるPTAの予算と教育課の予算は別会計であると認識していますが、使用用途の違いについてお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） まず、PTAはご承知のとおり、保護者と教職員で構成されております。その活動は学校で異なることもございますが、学校行事の運営、学校環境の整備、児童生徒の教育や安全に関する協力や支援でございます。

教育課で学校に関するところで予算化しているものは、学校の管理運営、教育活動に要する費用、学校施設の維持管理、光熱水費等の管理運営に必要な経費でございます。

PTAの予算につきましては、PTA主催行事や活動に係る経費、PTA運営に係る経費、慶弔費、児童生徒活動奨励費などがございます。PTAの予算につきましては各学校で行われるPTA総会で承認されています。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。教育現場である学校において、児童数に対して飛び箱やマット、踏み台等の用具が足りておらず、教職員の方が毎年役場で軽トラックを借りて、ほかの学校に借りに行っているというお話を伺いました。

教職員は時間のある限り子供たちに接する時間を確保していただきたいですし、必要な事務作業も進めていただきたいと考えています。用具が足りない状況の中で教職員が役場に車両の借り受けをして、ほかの学校の用具を借りてくる。そして授業が終わったら返却に行くという体制は、健全ではないと思います。

また、消耗品の取扱いについて学校に裁量権が乏しく、とても狭い範囲の中から物品を選ばなければならないというお話も伺いました。

教育課が指定するリストの中になく消耗品については、決済されにくく、申請の時間と手間もかかるとお声でした。見直しの検討も必要ではないでしょうか。

また、教育上、必要の最低限な備品や消耗品を、PTAの予算で賄っている現状がありますが、適正であると判断しているのでしょうか、今後の対応に関してもお答え願います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 教育上、必要な最低限な備品をPTAの予算で賄っている現状があるが適正と判断しているのかという問いにお答えいたします。

備品につきましては、各学校からの要望を聞きした上で協議し、予算の範囲内で対応しております。備品につきましては、各学校より要望がございますので、現存の状況、今あるものの数、そして買換え、また新規の取扱いなど、次年度の予算要望の際に協議しております。

予算執行におきましては、年度途中で学校からの要望が変わることがございますので、予算の範囲内ではございますが、変更の対応をしておるところでございます。

寄贈物品等があった場合につきましては、寄贈物品受入申請書で行っております。また財務規則第265条第1号アに定められている評価価格が1万円以内の消耗品とされるものについては、申請の必要がないところでございます。

しかしながら、PTAからの寄贈品については、総会で承認されたものと判断しております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、予算運用に当たり、計画に沿わない出費が発生した場合は、町としてどのような対応をされていくのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 年度当初に年内の予算の額については提示いたしまして、予算の範囲内で計画的に執行していただくように、お願いしております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） もしも、その計画に予算で収まらなかったときの出費が出た場合は、どう対応されているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 新しい事業等が発生した場合は、その内容を検討させていただき、必要があれば、次の予算で補正するという対応もございしますが、協議した上の対応となります。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 人口減少が進む日本で、子供の数も減っていきます。当然ながら、

教育現場で使用する用具も余ってしまうということが予想されます。教職員が動かなければ、借り受けができないという体制の問題ではないかと思います。

三股町として用具を一元管理し、要望があったときに届ける仕組みづくりなどの検討も必要であるかと思います。

また、PTAと教育課は子供たちの成長と教育を支えるという共通認識に立ち、同じ土壌で活動していることに、三股町の未来を支えてくださっていると、頭が下がる思いであり、PTAと行政職員の皆様には感謝申し上げます。

同じ目的、同じ土壌での活動ではありますが、それぞれにおいて、立場と責任の範囲が違っていると認識しておりますし、行政組織と任意団体という違いもございます。お互いが補い合い、支えられるという中で、相乗効果を発揮して教育を推進していくことはとても重要で、有意義なことだと思いますので、今後ともぜひ三股町の未来のためにご尽力願えたらと思います。

では、次の質問に移ります。交流拠点施設の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。特に、第6セクターPFI事業の実施方針が公表されましたが、その後の展開についてご説明ください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 交流拠点施設の進捗状況について問うとのご質問にお答えをいたします。

本年6月に、三股町交流拠点施設整備事業第6セクターPFI事業実施方針を公表し、事業の概要をお示ししました。その後、複数の事業者、グループへの説明を終えいただいた意見を踏まえ、事業範囲の変更など一部を修正し、8月23日に公表をしたところです。

その後、9月30日には、以下の3つを行いました。

1つ目は、まちづくり合同会社みまたを第6セクター候補者として指名し、公平かつ公正な募集及びコンソーシアム組成などを依頼したところです。

2つ目は、本事業をPFI事業で実施する場合の定量的評価と定性的評価を踏まえた総合評価を行い、PFI法に基づき特定事業の選定を公表しました。

3つ目に、町が本事業に求めるプロジェクトマネジメント業務、企画・設計・工事監理業務、建設・施工管理業務、維持管理業務、運営業務、それぞれに関する基本方針、業務内容などを記載した要求水準書を公表したところです。

現在は、公募に向けて関係機関と調整を行っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 次の質問の、この事業による地域経済の波及効果に関して、国の

補助金や民間からの出資なども行われる予定ですが、現状、民間企業は何社が出資を検討されているのでしょうか。また、出資者は何社いらっしゃるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） この事業による地域経済への波及効果に関して国の補助金や民間からの出資なども行われる予定だが、民間企業は何社が出資を検討されているのかとのご質問にお答えをいたします。

今後、組成されるSPC、特別目的会社は、出資をして業務を担う構成企業と、出資はせずに業務を担う協力企業とで構成されます。

募集要領などが公表された後、組成の動きが始まります。今の時点で、何社が出資を検討されているのか、聞き取りなどは行っていないところですが、意欲を示している企業はおられるところでは。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） その意欲を示されている企業は何社でしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 本年3月のモデルプランで聞き取り調査を行っておりますが、出資の意欲を、今のところはっきり示している企業さんは少ないですので、参加している企業自体が少ないので、何社という明確な答えは控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。民間事業者の参画を推進するための具体的な取組と、それによる地域経済の波及効果についてのお考えはあるのでしょうか。

また、交流拠点施設運営について、民間事業者がどの程度の収益予測を立て、取り組む計画なのか教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 交流拠点施設運営について民間事業者がどの程度の収益予測を立て、取り組む計画なのかとのご質問にお答えをいたします。

先ほど答弁で申し上げたとおり、まだどのようなSPC、特別目的会社が組成されるのか分かりませんが、企画提案書の提出を受けて、学識経験者などで構成する三股町交流拠点施設整備事業有識者会議において審査することとなります。その際には、SPCより具体的な収支計画書が示されるものと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） それはいつ分かるのでしょうか。日にちなど、何月など、分かれば教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 先ほどの進捗で申し上げましたが、現在、公募に向けて関係機関と調整中のごさいます。こちらが何月になるのか、また募集の締切りが何月になるのか、そういういったものも、まだ進捗としては見通していないというところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） では、交流拠点施設の運用に関して、三股町が年間を通じてどの程度の予算を充て、取り組む計画なのか教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 交流拠点施設の運用に関して、三股町が年間を通じてどの程度の予算を充て、取り組む計画なのかとのお質問にお答えいたします。

本年３月にお示しました地域密着型官民連携事業計画検討業務報告書概要版、いわゆるモデルプランにおきまして、当時、本事業に関心のある事業者からの聞き取り調査などを行い、収支などの試算を行いました。

設計、建設費を除いた維持管理費用と運営業務に係る費用として、年間およそ６，７００万円となりました。こちらはあくまでも試算ですので、今後、組成されたＳＰＣによる企画提案書を精査してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 予算を運用するに当たり、計画に沿わない出費が発生した場合は、町としてどのような対応をするのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長、大きな問題ですので、町長、お答えください。

○町長（木佐貫 辰生君） 予算を運用するに当たり計画に沿わない出費が発生した場合、町としてどのように対応をするのかとのお質問にお答えいたします。

事業期間中に発生する可能性のある事故、需要の変動、天災、物価の上昇等の経済状況の変化等一切の事由を予測し得ませんけれども、これらの事由が顕在化した場合には、事業に要する支出、または事業から得られる収入に影響を与えることが考えられます。

そのため、今の時点で予想し得る様々なリスクについて、町側とＳＰＣとの間で分担するリスクを定めたリスク分担表を要求水準書として公表しております。リスク分担表に定めのない事案

などが、事業期間中に発生した場合には、その都度協議し、決めていくことになろうかと思いません。

これは、普通の一般の、例えば工事発注もそうですけれども、その中で特別な事由が、また災害等いろんな事由が発生した場合には、その事由を算定しながら、事業者と検討して、お互いに納得するところで、事業を見直していくという形になろうかと思えます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 出費に関しては税金を使うわけなので、しっかりとそのあたりは考えてやっていただきたいと思えます。

三股町交流拠点施設整備事業は、私たち、町の未来を左右する重要なプロジェクトです。このような大規模事業には慎重な検討と透明性が不可欠であり、本事業は町民とともに考え、町民とともに進めるというスローガンの下に進められております。この理念を忠実に実行し、町民の声を十分に反映させ、この事業が三股町の未来を明るくする中で、税金の無駄遣いにならないよう細心の注意を払う必要があります。

町民一人一人が当事者意識を持ち、行政と協力して、このプロジェクトを成功に導き出せるように推進することが大切であると感じています。

三股町の未来は私たちの手にかかっておりますので、共に考え、共に行動し、真に町民のための交流拠点を造り上げていけたらと強く願います。

では、これで一般質問を終わりたいと思えます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時41分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位7番、岩津議員。

〔1番 岩津 良君 登壇〕

○議員（1番 岩津 良君） 皆様、こんにちは。発言順位7番、岩津良です。傍聴に足を運んでいただいた皆様、また庁舎内中継を御覧いただいている方々に感謝申し上げます。

今回通告に従いまして、1、移住・二地域居住について、2、公衆無線LANサービス、Wi-Fiスポットの整備について、3、学校図書・読書についてと3点質問を行っていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

まず、通告1の移住・二地域居住についてです。

日本の政治情勢も変わっていく中でも、理論として取り沙汰されている東京一極集中の是正、また地方創生、総務省統計局が公表している住民基本台帳人口移動報告によると、2020年以降、これまでに転入超過数、転入超過数とは転入者に転出者を差し引いた社会増のことですが、超過を続けていた東京都も、人口移動において例年5万人以上の超過数の推移から、2021年には5,000人程度まで減ってしまうほど変化の兆しがコロナ禍の影響であり出ていましたが、2023年には6万8,000強まで転入超過し、東京都からの人口分散というシナリオは、もはや後退しつつあると言われ、この東京一極集中は止まりません。

この東京一極集中が進むことで、地方衰退の懸念もある中、地方においては消滅可能性都市、消滅可能性自治体と地方都市自治体は位置づけられること自体もなされ、宮崎県内においても10年前は該当が15の自治体、2024年には9つまで該当が変化いたしましたところ、幸いでも三股町は該当には入りませんでした。消滅可能性都市の定義も様々議論なされている中で、地方へのあおりという意見も出ておりますが、今後、社会情勢等がさらに大きな変化をした際には、現状の三股町でも出生数の現状を鑑みると、油断はできないことと可能性として大いに考えられます。

そんな中、隣接する都城市では、大きな予算投入による移住施策によって、人口社会増につながっていることが取り沙汰されている状況は、皆様の認識でも重々広まっているかと思いますが、移住のハードルを大きく下げた施策だと感じます。

これからも国民の人々の暮らしの拠点について、そして、国内外問わずの移住について、注視していく必要があるのではないかと思います。

そのような点を踏まえ、質問要旨の1になりますが、町外から転入された移住者の推移についてということで質問をいたします。

壇上からの質問を終わり、質問席にて残りは質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 移住者の推移はとのご質問にお答えいたします。

各移住支援施策を活用して、本町に転入された世帯につきまして、資料11を御覧ください。

町単独の事業としまして、過疎地域定移住奨励金がございます。小学校の複式学級が見込まれる学校区を指定し、町内外から移住された方を対象に奨励金を交付しております。

平成29年度から今年度までで、長田地区12世帯、梶山地区4世帯、宮村地区46世帯、合わせて62世帯となりました。これらはいくまでも、町外からの移住者に限ったものとなっております。

なお、宮村地区については、令和5年度から、過疎地域定移住奨励金の対象外としておりますが、令和4年中に転入し、5年度に申請した世帯数も含む数となります。

また、令和2年度から始まりました国庫県費を活用した移住奨励金を利用して本町に移住された世帯は、制度開始から本年度までで、現在のところ7世帯、地域おこし協力隊着任のため移住した世帯が、本年度までで5世帯でございます。

また、相談件数としましては、令和2年度から本年度の現時点で97件となっております。

ちょっと社会の増減についてお知らせいたしますけど、令和3年は社会増減は112名の増でありました。令和4年はマイナス34人ございました。そして、令和5年はプラスの89人ございました。そして現在、令和6年でございますけれども、12月1日現在でマイナス84人ということで、本町の場合は、ちょっと波がございます。

ただ人口が、この自然増減のところで、令和3年が65名減っております。そして、令和4年が75名、令和5年が172名、そして、令和6年が121名ということで、要するに自然減が、この人口減に大いに影響したというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 三股町においても社会増減、超過数のほうですけれども、波はあるというところで、今年度に至ってはマイナスのほうに転じているというところの現状でありますけれども、出生数も、並びに大きく減少しているというところも現状であるというふうに鑑みると、これから先のやはり人口減少というところが、顕著に現れてくるのではないのかなというふうに感じるところですけれども、今後、奨励金、これまでの町単独の補助金、奨励金に代わる何か補助金等の導入や施策などというのは、検討はされていないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 現在、資料の11でお示しをしました過疎地域定住奨励金は町単独でございます。移住支援金につきましては、県費、国庫をそれぞれ充当しております。また、地域おこし協力隊については、特別交付税の対象となっております。

現状、このメニュー以外での支援金というのは、検討していないところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 今後、町長もおっしゃられていたように、人口減少を緩やかにされていくというふうな形でお聞きしておりますけれども、今後、その緩やかにしていくための何か大きな秘訣というところについての検討は、例えばどういったものがあるのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 緩やかに、やはり人口減少していくということも、一つの大きな課題かなというふうに思います。

そのためには、やはり子育て支援です。そういうところに力を入れていきたいなということで、今現在、第一子の保育料の無償化とか、給食費の中学校の無償化とかやっておりますけれども、3つの無償化ということで大きく掲げておりますけれども、なかなかその実現に至るには、ハードルが高いところでございますけれども、少しでも、また町民の皆さんのお力を借りながら、ふるさと納税等、そちらのほうの充実を図って、そして、できるだけこの三股から転出しないように、若い人たちがとどまるように、そういう施策をしっかりとやっていきたいなというふうに思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 転出者を防ぐという意味においても、実際、移住してきてくださった町民の方々の満足度というところも、やはり向上させるためにも、町民の皆様の還元というところに関して、やっぱり考えていくことも必要かなというふうなところではありますけれども、現実問題、やはり出生数が少なくなってきたところに関しては、やっぱり捉えていく部分がありますので、3つの無償化というところのハードルは、じゃあ、どこで乗り越えていくのかというところで、ふるさと納税というところが、どうしても頼みの綱なのかなというふうには思うんですけれども、ふるさと納税の部分の額の向上に関しまして、やはり、いろいろ手立てを打つ必要があるのではないのかなというふうにも思います。

そういった意味でも、移住というところに関しても考えつつも、まず、三股町というところに対しての、やはり滞在的な部分に関して、もっと三股町のことを、やはり長くいてもらうというところの観点から行かまして、次の質問に移るところもあるんですけれども、二地域居住の促進法というところに関して、いざ、じゃあ移住というふうになりますと、今どういった仕事、いろんな仕事を抱えられている中、移住という決断はなかなかハードルが高いというところで、やはり簡単にできるということではないかというところなんですけど、本年5月に広域的地域活性化基盤整備法が改正され、この二地域居住というところの促進策が盛り込まれたというふうに、国会、国のほうでなされたわけですけれども、二地域居住というところの、少し耳慣れない部分は、様々定義があるようですが、今回ここでは、都市部と地方の双方に生活の拠点を持つという意味で、広めの定義の質問にはなるんですけれども、イメージでいうと、半分東京、半分宮崎で住んでいますよというところになります。

一方で、コロナ禍というところにおいて、我々テレワークというところがある程度、特に都市部では定着されている中で、働き方や暮らし方の多様化に伴って、移住は難しくても生活の拠点

を複数持つというところに関しては、以前より少し実現しやすい世の中になってきているのではないのかなというふうに感じます。

2021年度には、全国600の地方公共団体が参加して、全国二地域居住等促進協議会というところも設立されたというふうになっており、コロナ禍からも、この二地域居住というところは、全国的において、特に地方部においても、やはり我が自治体、我が町の関わり合う一つの策として、促進しているというところがあるというところが見れます。

そういった意味でも想定すると、この二地域居住というところについて検討していくべきではないかというところも考えますが、町としては、このお考えはどのようにあるのかというところで、2番目の質問に行きたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 二地域居住促進法により、市町村が一定の区域を定め、二地域居住に関する基本的な方針や拠点施設の整備計画を定められるようになったが、町としての見解はどのご質問にお答えをいたします。

二地域居住、特定居住とは、当該市町村外に住所を有する者が、定期的な滞在のために当該市町村内において居所を定めて生活することと法律の第2条で定義づけられております。

コロナ禍を経て、U I J ターンを含めた若者、子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズの高まりを捉え、取組を推進するための計画制度や地域の関係者が連携しやすくするための指定法人、協議会等の制度を措置するため、先ほど、議員もおっしゃいましたが、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部が改正をされました。

二地域居住をする方にとっては、地方での豊かな自然、田舎暮らし、仕事、生活、教育環境、趣味、地域コミュニティーへの参加など、多様なライフスタイルを実現でき、受け入れる我々地域としては、地域の新たな担い手の確保や新たな消費等の需要創出、関係人口の創出拡大などが期待されています。

都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画、特定居住促進計画を作成することが可能となり、特定居住促進区域を設定し、例えば空き家を改修したお試し居住施設や二地域居住等支援法人などの設立が可能となります。

宮崎県では、現在のところ二地域居住に係る事項を含めた同計画は策定しておらず、今後の県の動きを注視しながら、本制度の研究を行ってまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ご説明のとおりなんですけれども、県では、まだ計画が進まれて

いないというところではあるんですけども、やっぱり宮崎も全体でいくと観光というところにも、今後力を入れていくというところもあり、国スポ等とも、今後、県外からも多く宮崎に関わる機会が増えていく中のきっかけとして、少し宮崎にも拠点を置いてもいいのではないのかなという方々も、もしかしたら少なからずいらっしゃるかもしれませんし、大きな、それもチャンスの一つかもしれません。

そういった意味においても、今回、県では計画を、現在は策定していないというところではあるんですけども、県のほうも前向きには進めていきますよというふうなところは、多分考えていられるというところで、前回6月の宮崎県議会のほうでも、一般質問のほうは、この二地域居住は出ておられました。

そういった意味も、今後、市町村とのヒアリング、意見等を聞いていきますよというふうな議事録を拝見したんですけども、県からの、そういった打診というところは、今のところはどういった状況でしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 現在、つい先日、それこそ県のほうから調査のほうはございました。ただ要望等までの依頼ではなくて、現在、その計画を策定する用意があるかというような簡単なアンケート調査のみあったところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 計画するかの用意というのは、こちら側の計画の意向があるかどうかということによろしかったでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 回答としましては、人・物・金ということで、人材、予算等のものがありますので、現状として前向きに検討という回答はしたところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 承知いたしました。この二地域居住ということに関して、いいか悪いかということに関しては、様々な考え方があると思います。

ずっと地元にいられた方からすればデメリットとして、よその方が来られて地域のことは何もせず、都合のいい生活をやられているということに関して、やっぱり少し不満もたまる方も、もしかしたらいらっしゃるかもしれないとか、やはり関わっていただくことに関して、誰も全てが寛容的になれるかどうかというところは、一つ、全てが正解かどうかはまだ分からないところではありますけれども、今回、この二地域居住というところの概念ということに関して、今回既

存の、この、特に地方自治体の形を変える大きな可能性もあるのではないかと、先ほども申し上げましたテレワークで働く場所は、本当に昔より柔軟になりまして、特に都心部では、企業がたくさんあるわけですから、会社においてずっと仕事をするという方も、なかなか少なくなって、多くなってきているというふうなところで、手続なんかも、今後DXも含めて、デジタル化も含めて簡素化されていくというところで、また情勢においても、冒頭申し上げました東京一極集中というところの問題意識は、全国的にも、やっぱり広がっていくというふうに考える中で、例えば学校なんかでも、学習の進捗管理ができるのであれば、季節や体験したいことで転校する人も出てくるかもしれません。

そんな極端な動きも、税制においても法人税やら住民税やら、誰に課税してどこに払うのかとか、二居住に関して様々な議論案も出てくるかもしれませんが、10年後、20年後、やはりそういう人の動きが、今までの過去とは、やっぱり違う住み方、拠点の持ち方というふうなことが変わっていく可能性があるということに関しての、将来に向けた未来の議論というところに関して、もう少し進めていけたらどうかなというふうなところで、今回の質問もさせていただいた中なんですけど、3番目の質問の部分にも移るところであります。

そういったところで、今回、二地域居住でも少し近い部分で、関係人口とはというところで取組に向けた質問をさせていただきたいと思います。

関係人口、じゃあ、そういった関係人口も二居住地域も、どういった定義なのかというふうなところも、正直多分、まだ余り定まっていないうようなところもございます。

ただ関係人口というところと二地域居住は、やはり訪れた観光交流人口というところよりも、やはり地域のことにに関して、もう少し深く、しっかり触れていくというところが大きな違いがあるのではないかなと思います。

分かりやすく言うと、交流人口から関係人口、関係人口から二地域居住、二地域居住から定住人口というふうなところのくくりが、今、一般的に言われている一部ではあるんですけども、今回、関係人口という意味で、地域に、この三股町に愛着を持って訪れるという人を、やはり増やしていくというところも、やはり今後、いわゆるファンづくりです。三股町におけるファンづくりというところの取組として、体験型ふるさと納税だったりとか、そういった意味でふるさと納税というところに関してもつなげていくためにも、この関係人口を増やしていくというところは、やはり進めていくべきではないのかなというふうな意味合いも感じまして、3番の要旨に移りたいと思います。

この関係人口拡大に向けた取組はというところで質問をさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 関係人口拡大に向けた取組はとのお質問にお答えいたします。

関係人口とは、定住した定住人口でもなく、観光で来訪するだけの交流人口でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉と理解をしております。

国土交通省が発表している関係人口の実態把握によりますと、大きく訪問系と非訪問系に分けられ、訪問系を再分類すると、直接寄与型や参加交流型など5つの分類ができるとされております。

直接寄与型とは、町おこしプロジェクトへの参画や地域資源保全活動、マルシェの出店活動などに参加することとされており、本町の取組としては、現在進めています五本松交流拠点施設整備事業は、町内外の企業や学識経験者など多くの関係者に関わっていただきながら事業を進めており、直接寄与型と言えるかと思えます。

参加交流型とは、地域の人との交流やイベント、体験プログラム等へ参加することとされており、本町の取組としては、住民参加創造型公演制作事業「まちドラ！」や、みまたん霧島パノラママラソン、ものづくりフェア事業などを実施しております。

新しい取組として、町の中心地ゾーンを舞台に「オモシロ！みま体験」を今月14日に開催をいたします。このイベントは、「みまたん真ん中からオモシロあおう！」をコンセプトに、様々な体験を通して、人、事と新たに出会い、つながり、三股の暮らしがよりわくわくするような機会を創出することを目的としております。

このような参加体験型のイベントに関わることで、関係人口の拡大に取り組んでおります。

一方、非訪問系とは、ふるさと納税や地場産品購入などとされており、ふるさと納税推進のためリアルイベントでのPRや新たな返礼品の開発、ポータルサイトの新規開拓などに取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 様々な取組で、今回、関係人口というところの取組をされた事例を上げていただき、また直近でも、また開催されるというところはあるんですけども、先ほど申し上げました交流人口から関係人口、また、もし、やはりもっと関わりが強くなれば定住まで至ることにも、やはりつなげてもいいのではないのかなと、そういった仕組みを、やはり、もう少し鑑みてほしいなというふうを感じる部分で、例えばイベントでいうと、定期的にそのイベントの間ではしっかり来たりとかするんですけども、例えば長期的に、何か月か三股に住んでみたいとか、そういった場合は長期滞在プログラムといいますか、そういった支援とかっていうところはなされていないのかお尋ねします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。地域に長期的に滞在をする、いわゆる

お試し住宅等が施策としてございます。確かに数年前に、町営住宅の空いているところを、例えばお借りをして、そういったことができないかというような検討もした経験はございます。

ただ、目的外使用ということで、なかなかそのハードルが超えられなかったのも事実であります。

今、いただいたご意見も含めて、二地域居住についてでいけば、このお試し住宅というのは非常に大きな政策だと思いますので、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ぜひ、ちょっと検討をお願いしたいところと、もう一点あるんですけども、今回、町主催というか様々なイベントです。「まちドラ！」とかそういったところの中で、町外の方とも関わっていくというところもありながら、例えばもっと深く、例えば地域のお祭りごととか、そういったところに絡めて町外の方もしっかり誘致していくというところに関しての取組というところに関しては、どういったものがあつたりとかされていたりするんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今、いただきましたイベントに、その日参加をして終わるといようなものよりも、さらに中に入るようなというご質問だったかと思えます。

現在、ふるさと納税では、文化満喫プランということで、地元の郷土芸能を生かした体験、また発表までを一つのワンセットとしたふるさと納税も展開をしております。

また、長田の奥の旧長田児童館を改修をされて、今、キャンプをされているところ、ここにもふるさと納税のメニューが、今、入っているところでございます。

これは少し長い期間滞在であったり、文化満喫プランの場合は練習から発表までということで、少し滞在型に近いのかなというふうに感じておりますが、それ以外で今のところはないのかなと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） せっかく三股町にもう少しおりたいなというふうなときに、いる場所、泊まる場所がないというところに関しては、少しもったいないなというふうに、やはり感じる場所です。

やはり三股に何か身寄りがある人じゃないと長くいれないだったりとか、そういったところは、少しちょっともったいないなと思えますので、そういったキャンプの場所であったりとか、もう一回お試しの滞在のプランというところも、先ほど申し上げましたとおり再検討いただくという

ところもありまして、ごめんなさい、もう一点あるんですが、先ほど申し上げましたテレワークのことにに関してですけれども、例えば先ほど申し上げたとおり、仕事に関して、やはり、このワーケーションというふうな意味で、仕事と観光という意味なんですけれども、そういった部分は三股町においては、どこでワーケーションを過ごせる場所があるのかというところを質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員、できれば、その趣旨というのを政策を分けてしてもらわないと、要するに「は」って言ったら答えないでいいですという話もなるし、「は、どうしているんですか」と言ったら、どこまでも広がっていくことになるので、少し整理をしてください。

企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今、テレワーク及びワーケーションということでお話がありました。

ワーク、お仕事とバケーションの造語といたしますか、ワーケーションだというふうに思います。

当時、それこそ地方創生で平成27年に地方創生が叫ばれた頃に、総合戦略をつくりました。総合戦略の中には、三股町は年少人口比率が非常に高いということで、若い女性向けの、何かお仕事、テレワークでできないかということで誕生したのが旧商工会館を改修したまち・ひと・しごと情報交流センターでありまして、あちらはインターネット環境を整備し、テレワークにも適用した施設ということで整備はしておりますが、それ以外の施設については、特段、今のところないとは思っておりますが、「あつまい」については活用ができるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 大変失礼いたしました。ワーケーションに関しましては、次の質問事項の公衆無線LANやWi-Fiスポットの整備というところの要旨に当たる部分もあって、つなげる形で今回、ちょっと質問を前倒ししたような形になってしまったので、ちょっと多く広がってしまって恐れ入りましたけれども、その位置づけもありまして、次の質問事項というところにも移りたいなというふうに思います。

Wi-Fi整備に関してですけれども、今回、ワーケーションのことに关しましても、今回、公衆無線LANとかWi-Fiというのは、観光といった意味や防災も、まちづくりに関しても不可欠な社会基盤というふうに進化しているというところは、全国的にもありますし、その利用者数等は引き続き増加傾向にあるかなというふうにも思います。

公衆無線LANサービスとして、利用者のメリットとしては、携帯回線のパケット通信量です。今、データが、やはり幾らとか、そういうふうに制限があったりするんで、通信量を削減できる

であったり、通信速度が速いとか接続が簡単にできたり、災害時にも情報がインフラであるというところもあります。

提供者のメリットとしては、来訪者のサービスの向上です。観光客の誘致、ハード面のおもてなしというところもありますし、店舗施設なんかの情報の発信も、通信速度が速くなるとしやすいく。あとは災害時の活用というところになりまして、今回、Wi-Fi整備というところに関しての検討は、見解はというところで、要旨の1のほうの質問を移らせていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 町内観光促進、ワーケーション、災害、タブレット自学習等々とWi-Fi整備はメリットがあると思うが、進めていくことに対しての見解はとのご質問にお答えいたします。

公衆無線LAN、ローカルエリアネットワークとは、公衆の場でスマートフォンやタブレットなどの端末を無線で接続し、インターネットが利用できるサービスのことで。

無線LANの技術の一つがWi-Fiと呼ばれる技術で、ワイヤレスフィデリティの略で、ワイヤレス機器の相互接続性を保障するという意味だそうです。

平成29年に旧商工会館を改修整備した、先ほども申し上げましたが三股町まち・ひと・しごと情報交流センター「あつまい」は、公設のコワーキングスペースを備えた施設として、ワーケーションも視野に入れた施設となっております。

また、コロナ禍には3密を避ける目的で、町職員が役場庁舎に出勤しなくても、文化会館や図書館で仕事に従事できるようインターネット環境を整備し、サテライトオフィスとしての機能を設けました。

また、災害時などに避難所を開設した際、無料開放するWi-Fiスポットとしては、福祉避難所元気の杜や西部地区体育館など、昨年度までに合計15施設の整備が完了をしております。

また、平常時でも使用できる公衆無線LANとしては、平成27年度に町立図書館に設置をしております。

観光促進のためのWi-Fiスポットの整備に関しましては、宮崎県におきまして設置していますMIYAZAKI FREE Wi-Fiの運営に関しまして、市町村との共同利用は継続したものの県庁本館や平和台公園、鶴戸神宮などで運営していたアクセスポイントについては、機器の老朽化、更新費用などの理由で撤去をし、令和5年度で終了をしております。

本町におきましても、長田峡や上米公園などの案が上がりましたが、県の観光施策も勘案し、費用対効果の面から断念をしたところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 今後、Wi-Fiのそういう観光的な部分での整備というか、計画というところは、今のところないというところによかったでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） そうですね、費用対効果の面で断念をし、今のところ予定はございません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 防災用として、避難所のほうにもWi-Fiを開放するというところもあるんですけども、要旨の中で災害というところもありまして、ちょっと触れさせていたいただきたいんですけども、防災用のWi-Fiとして、分館等にも設置いただいているというところで、この間、自主防災組織の会議の際に、総務課のほうの担当の方が来ていただいて、防災のWi-Fiを開放していただけて接続できますよというふうな案内をいただいたんですけども、防災のときに開放していただくというところで、災害時に開放していただくのは大変ありがたいんですけども、それだけでは少しもったいないのかなというふうにも思うんです。

例えばイベントごととか行事ごと、その場所を使うときでも、平常時でもWi-Fiの接続ができるのも、一つ、せっかく整備したWi-Fiの整備なので、もう少し利活用できないものかなというふうなことも考えますし、例えば以前の質問でもDXの話をさせていただいたんですけども、デジタルデバイスという、少し、デジタルに関しての弱者の方に関しましても、そういったWi-Fiの接続の仕方というところの観点で、例えば分館を利用したりとかする場合でもあれば、そういったWi-Fiも活用できるのではないのかなというふうに考えますけれども、今の防災に向けた、設置されたWi-Fiの整備の利活用について、何か検討があればお答えをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、ご質問いただきましたWi-Fiの町内の整備関係も含めて、企画商工課長のほうから話があったところなんですけれども、実はこのコロナ禍におきまして、一つはこの防災上で、このWi-Fi環境を整備した一つの理由としましては、やはり避難所、こちらの密を避けるという意味で、避難者に対する情報を瞬時に送るという意味で、そういった避難所を中心に、その施設に対してWi-Fi環境整備を行ってきたところでございます。

当初、この整備につきましては、国の事業を活用してやってきましたので、その利用目的が、やはりコロナ禍という点でのWi-Fi整備という観点から、災害、そして避難所運営に通信設備を整備するという観点で行ったところでございます。

現に今、Wi-Fi環境は整備されているんですけども、当初、日常的な通信、これを開放しようという話もあったんですけども、やはり目的は防災、避難所運営という点に特化したところでやったという点と、もう一つは日常的に開放すると、周辺、またその施設内だけじゃなくてその周辺も使えますので、子供たちの通信関係に、利用に影響があるんじゃないかということも懸念されたものですから、今現在のところは避難所運営、もしくは選挙事務等でも使っておりますので、そういったところでの利用目的があつての開放ということで制限をかけているところでございます。

今、岩津議員のほうから質問がありましたとおり、利活用という点におきましては、その施設の目的利用、またその内容等において申請があれば、そういった開放ができるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） せっかく整備されたものなので、使えたほうが、やはりいい部分もあるのかなというふうに感じましたので、質問させていただいたところです。

防災以外でも、またそういった申請等あれば柔軟なご対応いただけると幸いかなというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいというふうに思います。

質問事項3の学校図書と読書についてというところになります。

学校図書の、令和2年度になるんですが、調査結果が公表されておりました。学校図書の現状に関するものでありまして、公立義務教育の小学校の学校図書に整備すべき蔵書の冊数の標準というものを、学級数に応じて定めた学校図書館図書標準を達しているというところの学校の割合は、全国で小中学校は増加傾向はしているものの、小学校で71%、中学校で61%と、図書の蔵書の冊数の標準に満たしている割合は、いまだ十分ではないかというふうに概要では評価されております。

そこで、三股町内においての各学校の図書館の蔵書充足率はどのようになっているかということと、質問要旨1に引き続いて記載している事項なんですけれども、読書教育についての取組はというところで、子供の読書活動の推進に関する法律の中で、都道府県子ども読書活動推進計画等の事項において、子ども推進活動推進基本計画を基に、子供の読書活動の推進に関する施策について計画を策定するように努めなければならないというふうに市町村は定められているというふうにあります。

努力義務なのかなというふうに感じるところですけども、この質問の背景に立った理由は、やはり昨今、ユーチューブやらというところで、動画のほうを、やはり活用する児童生徒の書籍

離れが著しいという話も聞く一方で、宮崎県では生涯読書活動という意義や、人づくりの重要性を踏まえ、子供も大人までも全ての県民が生涯にわたって読書を楽しむ読書県みやざきというふうを目指して、読書環境の整備や読書振興に向けて、今年度9月ですか、県立図書館において、ひなた電子図書館として電子書籍の貸出しをオープンされたというふうにありました。

いずれにしても、児童生徒の読書活動というところは豊かな心を育成するためには大事なことかと思しますので、読書活動についてもどのような取組をされているのか質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） それでは、まずは学校図書館における蔵書の充足率についてお答えいたします。

令和2年度学校図書館の現状に関する調査の中で、学校図書館図書標準の達成率についても結果が公表されております。

この学校図書館図書標準は、文科省が平成5年に公立義務教育小学校の学校図書館に整備すべき蔵書冊数の標準を学級数に応じて定めたものです。

令和2年度の本町の小中学校の達成状況についてですが、小学校で平均77.8%、中学校は102%となっております。中学校については図書標準を達成しており、小学校では達成しておりません。

しかしながら、小学校の達成率は、先ほど議員も言われたとおり全国平均を上回っており、高い水準にあるものと判断はしているところでございます。

次に、読書教育についての取組についてお答えいたします。

町教育委員会では、会計年度任用職員で学校司書2名を雇用し、各小中学校を巡回しているところでございます。この学校司書や司書教諭等の教職員との連携を図りながら、学校図書館の運営等を行っているところです。

小学校におきましては、保護者や地域の方の協力を得て読み聞かせ等を行ったり、家読、親子での読書の期間を設定して家庭での読書活動を推進したりしております。また、読書通帳を用い読書意欲を喚起する取組も行ったりしているところです。

また、中学校においても、先ほど述べましたように学校司書や司書教諭を中心に、中学校のほうでは生徒会活動としても学校図書館の運営に参画しており、学校司書や司書教諭、また生徒らが図書の紹介を行ったり、季節に応じた本を選んだりしながら、生徒が本に親しむ環境設定を行っているところです。

さらに本町の場合は、町立図書館との連携も図っておりますので、学級に町立図書館の貸出しの図書を置いたりとかいうようなことをしながら、児童生徒が本に親しむ環境整備を行っているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 学校図書館における蔵書の充足率について、少し気になる点がありまして、やはり全体で見ると平均として、少し全国平均を上回っているという模様であるんですけども、学校別で行くと、例えば小学校で行きますと、三股西小学校と梶山小学校でも、少し格差があるのではないのかなというふうに感じるところです。

どちらも図書のほうは見させていただいたんですけども、やはり本のボリュームが、少し違うのかなというふうなところは、様子としてかいま見れたところなんですけれども、その辺りに関しての今後の課題というか、この解決というところはこういった検討をなされているのか質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 資料の12のほうでも、令和2年度以降の充足率等も出させていた

だいているんですが、これを見ていただくと、中学校においても充足率が100%を切っているような状況があります。

これは、基準が学級数であることというのも大きな要因にはなっておりますので、蔵書数はそれほど変わっていないんですが、どちらかというが増えていたというところもあつたりもするんですが、学級数が増えることによって、充足率については低下しているというところもあります。

本年度も小学校においては、充足率100%に達していない学校もあるんですが、三股小学校、宮村小学校、三股西小学校については、本年度もその状況でも廃棄をしているような状況もあります。

これは、もう本が古くなったりとか今の時代に合わない、また、全く借りられていないというような本を新しい本と入れ替えているような状況があります。

先ほど言われた梶山小学校ですが、本年度は現在のところ101冊の本を新しく購入しているというような状況もあります。

各学校に学級数だけではなく、生徒数に応じた形で予算を配分しまして、毎年購入しているというような状況がございますので、学校図書館につきましては、なるべく生徒が親しむ新しい本を購入するというような形を取っているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 時間がないので、1問であとは切ります。よろしいですか。50分になるので、よろしいですか。

岩津議員、どうぞ。

○議員（1番 岩津 良君） 数だけではなく、やはり中身の入れ替わりというところで、しっかり学校司書なり司書教諭の方もしっかり見ていただいているかというふうには思うんですけど

ども、例えば読書にもう少し触れていってほしいなというところの観点から行くと、図書の貸出しが各学校によっても週に1回か2回かとか、何か違うかったりするのかなというふうに、三股西小学校は週に2回ですか、そのほかの小学校は週1回とかなんかお聞きしたことがあるんですけども、図書の貸出し日数によっての違いとかというのは、どういった見解なされているのかなというところをお聞きしたいです。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 学校の職員とか、そういう状況によって貸出し日というのは学校によって違いはあると思いますが、ニーズに応じて子供たちが本をしっかりと読めるような環境はつくっていただいているというふうには考えているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 傍聴者への方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたしております。

また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることとしておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、岩津議員の50分が経過いたしましたので、これより14時30分まで本会議を休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位8番、西村議員。

〔4番 西村 尚彦君 登壇〕

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、通告しておきました都市公園における遊具の維持管理状況について質問をしていきたいと思っております。

今回、①から⑦まで7項目、質問項目を上げているのですが、まず今回、この質問を行うに至った経緯について、ちょっとお話をさせてもらいたいと思うんですが、皆さんも同様だと思うんですが、私も子供が小さい頃は、よく公園に行っていました。

本当、子供ってすごく公園が好きで、公園に遊びに連れて行くと、時間を忘れて遊ぶような感じですよ。しかも三股町、非常に公園が多くて、車で5分、10分行くと、すぐ行ける。お金もかからない。非常に子供の子育て、健全な育成にもいいですし、親にとってもリーズナブルでいいというような状況でした。

ところが子供が大きくなると、全く公園に行かなくなるんです。私も、もう15年、20年ぐらい、公園って、近くにあってもほぼ行かなくなりまして、せいぜい公園に行くのは、桜の花を見に行くか、あとはパークゴルフ場に行くかとか、それぐらいしか公園に行く機会がなくなりました。

ところが、ここ一年、実は公園を再デビューと言いますか、また行き始めまして、というのが個人的に申し訳ないんですが、孫ができてまして、これが生まれてすぐは当然歩きませんから、もう関係ないんですが、歩き出すと、子供って、本当公園が好きなんです。

ということで、公園に行き出して、ここ一、二年たったんですけど、そこでしょっちゅう行く公園の状況というのが、よく分かるようになりました。

ご承知かもしれませんが、植木公園です。最近、大型コンビネーション遊具が更新されまして、その情報を入れまして、例によって孫を連れていって見たんです。物すごい状況で、もう人が多くて、小学生が何人乗っているんだろうかっていう、50人とか100人とかいうレベルで密集しているんです。

うちの孫は小さいものですから、なかなか入れないで、土日は無理だなと思って平日に行ったんです。平日の夕方もすごく多いんです。

しかも今、昨日、おとといも行ったんですけど、バスケットゴールが新しくなりまして、バスケットゴールで高校生、中学生、サッカーもしている、遊具も多いということで、本当、公園の遊具というのは、子供の遊び場、子供たちの遊びにとって、本当すごいなというふう感じたところでした。

ところが、植木公園がそういう状況ですから、上米公園に行ってみました。ところが上米公園が、実は去年おとし、これは物すごい人だったんです。

上米公園も、ご承知のように、すごく大きいコンビネーション遊具がありまして、もともと広いですし、広場もありますし、非常によかったのが、実は、先月行ったとき、人がほとんどいない状況でした。

というのが、実はこのコンビネーション遊具が使えなくなっていたんです。大きいやつ、小さいやつ、小さいやつは使えたんですけど、木製のやつ。あと、うちの孫たちが大好きなローラーライダーってあるんですけど、物すごく長いやつがあるんですけど、これも使えないということで、たまたまそこに来っていた若い夫婦さんたちと話をちょっとしたんですけど、「これ、いつ頃使えるようになるんですか」という話をしたところ、「そうですね」というところで、その日は終わったんですけど、そういったことも含めて、三股町内には公園もいっぱいありますし、遊具もあります。

ということで、今回、都市公園における遊具の維持管理状況について聞きたいということです。

都市公園に限定したというのも、ご承知のように公園っていっぱいあります。一般の公園もありますし、例えば児童館のところにも、ブランコとかいろんな遊具もありますし、相当数がありますから、全てを聞いてもなかなか大変でしょうから、三股町の代表である上米公園とか植木公園とか旭ヶ丘運動公園とか、都市公園がありますので、この都市公園に限って、いろいろ状況を聞いていきたいと思えます。

ということで、今回7項目を上げているんですが、私が一番聞きたかったところは、5番目と6番目です。ここを一番聞きたいんですが、その前に町内のいろんな都市公園の状況とか遊具の状況も事前に聞いた上で、5番、6番に臨みたいと思えます。

ということで、まず最初の1番目なんですが、都市公園の整備状況についてお尋ねしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 都市公園における遊具の維持管理についてということで、①が都市公園の整備状況についてということについてお答えいたします。

本町における都市公園は19か所存在し、旭ヶ丘運動公園です。それと上米の総合公園、そしてまた早馬神社の早馬公園など近隣公園、街区公園に区分されております。

また、町民1人当たりの都市公園面積は約19平米であり、経過年数につきましては、昭和51年に上米公園など6か所の公園を都市公園として共有開始しておりますので、長いところで48年というふうになります。

他市町村との比較でありますけれども、国の公表資料によりますと、例えば高鍋町では都市公園が17か所、町民1人当たりの都市公園面積は約13平米、門川町では都市公園が25か所、町民1人当たりの都市公園面積は約11平米であり、1人当たりの都市公園面積は、いずれも本町に比べて狭い状況となっております。

なお県全体では都市公園が1,026か所、県民1人当たりの都市公園面積は約19平米というふうになっておりまして、本町と同程度というふうになっております。

以上であります。

○議長（指宿 秋廣君） 西村委員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ただいまありましたように、県平均からしても大体三股町は平均どおりということですね。

特に先ほど言いました三股町を代表する旭ヶ丘運動公園、上米公園、植木公園について、ちょっとお聞きしたいんですが、設置が昭和51年ということで、約48年、50年近くたっているということなんですが、主にこの旭ヶ丘、上米、植木公園についての設置年数について、ちよっ

とお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 旭ヶ丘運動公園と上米公園と植木公園。

まず、それはコンビネーション遊具のというわけではなく、公園のほうですね。分かりました。お待たせしました。すみません。まず、旭ヶ丘運動公園のほうになりますけど、昭和51年に供用開始しておりますので、48年が経過しております。

続きまして、上米公園につきましても、昭和51年に同じく供用開始をしております、同じ48年が経過しております。

もう一つが植木です。植木公園に関しましては、平成9年に供用開始しておりますので、28年が経過していることになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） やはり旭ヶ丘運動公園、上米公園が、やっぱり一番古いというところ。植木公園が28年ということで、確かに先ほどもありましたように、私の子供も上米公園によく遊びに行きましたし、旭ヶ丘総合運動公園は、ちょうど野球場の後ろ、陸上競技場から下、野球場とソフトボール場の間で草すべりをしたような記憶があって、本当に古いなという感じがしたところです。

それでは、続きまして2つ目の質問事項になるんですが、遊具の設置状況についてお尋ねしたいと思います。

今、都市公園が19あるということで報告があったんですが、この19の、全部一つ一つ詳しくは要らないんですが、大体どのような遊具が設置してあるのか、全体の基数です。を教えていただきたい。

それと、先ほど出ましたように植木公園のようなコンビネーション遊具です。非常に子供に人気がありますので、コンビネーション遊具や大型の遊具なんですけど、これがどこに設置してあって、どれくらいたっているかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） では、遊具の設置状況についてお答えいたします。

現在、町内19の都市公園には、コンビネーション遊具などの複合遊具に滑り台やブランコ、レンジャーロープやシーソーなど、単一遊具を含めて合計90基の遊具を設置しております。

このうちコンビネーション遊具は、旭ヶ丘運動公園に1基、上米公園に3基、蓼池公園に1基、新馬場公園に1基、五本松児童公園に1基、植木公園に1基、前目公園に1基設置しているほか、大型遊具といたしまして、単一遊具ではございますけれども、先ほどご紹介ありました上米公園

にローラースライダーを1基設置しております。

経過年数といたしましては、旭ヶ丘運動公園の遊具、コンビネーション遊具は、設置から43年が経過しております、上米公園の大型コンビネーション遊具は23年、木製コンビネーション遊具が22年、小型のコンビネーション遊具は7年がそれぞれ経過しております。

また、蓼池公園のコンビネーション遊具は33年、新馬場公園は39年、五本松児童公園は21年、前目公園は23年をそれぞれ経過しております。

なお、植木公園のコンビネーション遊具は、冒頭にご紹介いただきましたとおり、今年の10月22日に更新工事を完了しております、新馬場公園のコンビネーション遊具についても、今年の11月15日に修繕工事を完了しております。そういう状況でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） コンビネーション遊具も、やっぱり相当年数がたっている。旭ヶ丘が43年ですか、あの上米公園等が20年超えるということで、やっぱりかなり古くなっているのかなと感じたところです。

それでは、これら年数がたっているんですが、当然安全に使うためには、その保守点検というのが非常に大事になってくると思いますが、遊具の保守点検の状況です。どのような点検を行っているのか、その遊具の点検にかかる費用です。それと、もう一つは遊具の点検もそうなんですが、多分、都市公園というと草刈りやったりいろんな柵の修繕があったり、東屋の何かあったりとか、光熱水費があったりと思うんですが、その公園全体の中の費用の中で、その遊具に係る費用がどれくらいかというのを教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 遊具の保守点検の状況についてお答えいたします。

遊具の保守点検といたしましては、基本的な日常点検のほか、詳細な定期点検を実施しております。日常点検では、職員が目視等により亀裂や破損、倒壊等の確認を年3回の頻度で実施しており、定期点検は専門業者が鋼材の劣化や変形、木の腐朽や亀裂状況、留め具等の不具合やロープの摩耗状態、状況などを確認を行っております。失礼しました。年1回の頻度で実施しております。

点検の費用につきましては、日常点検は職員が行うため費用は発生しませんが、定期点検には約70万円の費用を要しております。

公園全体の管理費用につきましては、令和5年度の実績でございますけれども、約4,000万円であり、そのうち遊具に関する管理費用は、約500万円でございますので、割合といたしましては公園全体の約13%を占めているという状況です。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 公園に係る費用が4,000万円、遊具に係るものが約500万円ということで13%、そのうち先ほどありました業者による定期点検、年一回が70万円ということで、残り430万円ほどが遊具にかかっているということなんですが、これらは主にどのような遊具の用途に使うのかをお尋ねします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 70万円の点検がかかりますので、おっしゃるとおり430万円ありますけれども、この430万円は簡易的な補修、例えばコンクリートの基礎が出ているとか、そういったところをゴムで覆ったりとか、簡易的な対応ができる部分については、その都度補修をしたりしております。その費用が430万円という状況になっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ということは、これは専門の業者が定期点検をされて、その結果を受けたのが、この補修費が主だというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 業者さんによる、専門業者による点検で発見されたものというのは、結構大きなものがあつたりしますので、その全てが費用ではないというふうに思います。

日常点検で発見される簡易的なものもございます。職員による目視点検です。そういったときに、大体軽いような修繕、修繕で済むようなものがございますので、そういったものは順次早急に対応することで、その費用がかかっているということになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 分かりました。

先ほど言いましたように公園に行きだして、ここ一年になるんですが、先ほど言いましたように上米公園とか植木公園とか、たまには都城管内のほかの公園に行ったりもするんですけども、やっぱり子供たちの遊び方を見ていると、確かに公園の遊具を、その決まりどおりという言い方はおかしいんですけど、普通に、例えば滑り台を滑ればいいのか、例えばロープをちゃんと登ればいいのか、いろいろあると思うんですが、使い方が物すごく規定をしない使い方をしているというのをよく分かるんです。

先ほど言いましたように、植木公園が新しくなって、物すごい使い方をする子がいます。通常、小さい子は、当然体力に応じて使えないと思いますから、当然使用者側の責任で使わないといけ

ないというのは当然です。見に行くと、小さい子供には必ず親がついています。当然です、使いこなせないわけですから。そうじゃない小学校の低学年なのか高学年かもしれませんが、物すごく、例えば滑り台を下から登っていったり、途中で小さい子と当たったりとか、何か使い方が想定しない使い方をするんだなというのを、ちょっと感じているところです。

やっぱりそういうことを考えると、この定期点検、基準があると思うんですが、非常に大事ななというのを感じています。

だから、必ずしも遊んでいる子供が、全部、ちゃんと例えば設置者側が想定した使い方をするかということそうでもない。全然違う使い方をして、けがにつながるのかなというおそれもしております。

そういったところで業者による点検、そして職員による目視の点検をしてもらって、異常があればすぐ使用ができなくなるのが私も絶対いいと思っていますが、次の質問に入りますが、その道具の使用状況を、ちょっとお尋ねしたいと思います。

そういった意味で、その使用ができる理由、使用ができない理由、特に使用を禁止している、使わせない用具の原因と、先ほど言いましたように上米公園の遊具、長い間使っていないと思うんですが、その辺も含めてです。

それは、また5番のところで聞きますが、上米公園以外の遊具についての使用できない期間等についてお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 遊具の使用状況についてお答えします。

都市公園内に設置している90基の遊具のうち、現在75基が使用可能であり、残る15基が使用不可としております。

使用できない原因といたしましては、定期点検において施設の老朽化等による部材の破損や腐朽、留め具の劣化等により安全な利用ができないと判断されたことによるものであり、改善されない限りは使用ができない状況であります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、冒頭申しました上米公園遊具の状況についてお知らせください。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 上米公園遊具の使用状況についてお答えいたします。

現在、上米公園では大型のコンビネーション遊具、木製のコンビネーション遊具、ローラースライダーの3基の遊具を使用不可としており、小型のコンビネーション遊具、レンジャーロープ

やつり橋など、その他16の遊具は使用可能な状況となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 確かに私が冒頭申しましたように、上米公園の大型コンビネーション遊具と木製のコンビネーション遊具、ローラースライダー、これらについてはほぼ使えない、使えないというか使用禁止になっている状態です。

先ほども言いましたように、管内にはこういうコンビネーション遊具を備えているところがいろいろあります。例えば大岩田にあります南部ふれあい広場というのがありますが、ここも6種類の滑り台があつてというコンビネーション遊具なんですけど、ここもすごく人が多いです。

あと、高城の観音池公園にもありますし、山田のかかし村のところにもあるんですけど、どこも非常に子供たちが多くてにぎわっている。

ただ、私、全部回って見たんですけど、やっぱり三股の、使えたときです。三股の上米公園が、やっぱり断然人が多いなという感じがしています。

というのが、とにかく場所は広いですし、球技とか、いろんなサッカーもできますし、年齢に応じた遊具が全部そろえてあります。

先ほど言いました南部ふれあいとか観音池とかというのは、やっぱり年齢が、もうある程度決まっています。ところが上米公園は、小さい子から小学生、多分高学年、中には中学生ぐらいまでが使えるということで、総合的に、やっぱり使えるような公園だなというのを、ここ一年で感じたところなんです。

ということを考えて、やはり三股町の一番の中心でありますし代表である、眺望もいいですから、この上米公園の遊具は、ぜひ使えるようにしてもらいたいと思います。

先ほど、町長がちょっと前の議員の質問で言いましたが、子育て支援に力を入れるということが人口減少につながるということですが、まさに子供たちにとっては非常にいい広場でありますし、兄弟、小さい子から大きい子まで一緒に遊べる場所ということ考えると、やはり子育て支援ということ考えると、この三股町を代表する上米公園の遊具は、常に使えるようにしたほうが本当にいいんじゃないかというふうな思いです。

ということを思いを込めまして、次の6番になるんですけど、上米公園遊具の具体的な修繕計画及び今後の進捗についてお尋ねしたいと思います。

もう一つ、その中に書いてあるんですけど、Park-PFIというのを、ちょっと調べたらありました。これの導入についても、ちょっと見解をお聞きしたいんですけど、Park-PFIというのが、都市公園法の改正によって創設されたものです。PFIといえば、今、企画のほうでやっている五本松のPFIというのがあるんですけど、あれとはちょっと違って、公募型の設置管

理者制度ということで、民間事業者が公園にカフェとか食堂が設置できる。その代わり、その民間がお金を払って、そのお金を公園の整備に使うというような制度になっています。

これを採用すると、特例措置制度があるということで、設置管理許可が10年から20年になるとか、建ぺい率が2%から12%になるということで、非常にいいなと思っています。

上米公園をよく考えてみると、先ほども言いましたように春は桜祭りをやって、人がいっぱい来ます。夏はキャンプ場もありますし人が来ますし、パークゴルフ場は一年中プレイヤーがいるということで、当然公園も遊具がしっかりしていれば、すごい人手になるものですから、当然、民間がそこに施設を造るということですから、設けないと絶対来ないと思うんですが、今、SNSの時代で人気があると、どこでも人が来ると思うんです。しかも駐車場も設置してありますので、そういった意味で考えると、このPark-PFIというのも考えてみてもいいんじゃないかなという考えに至っています。

というのが、昨年だったんですけど、6月頃だったと思うんですが、子供連れで行ったときに、露店が出ているんです。氷を売っている露店が。暑いときでした。来ている人が、もういっぱい、子供がやっぱり買いにくるんです。

多分、管理者側のほうで許可を出してやっているんだろうと思ったんですが、あれだけ暑い日は、子供がいて利用するのを考えると、さっき言ったように人手も多いですし、三股町でも眺望が一番いいところですし、何かそういう意思を示す業者もいるんじゃないかなという思いもあって、このPark-PFIについても検討してみてもどうかという質問も入れたところです。よろしくをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 上米公園遊具の具体的な修繕計画及び今後の更新計画と、あとPark-PFIの導入について検討してみてもどうかというご質問についてお答えいたします。

現在、使用不可としている上米公園の3基の遊具のうち、2基のコンビネーション遊具につきましては、既存施設の修繕工事を実施予定であり、今年度中には使用可能となる見込みであります。

残るローラスライダーにつきましては、国の事業の採択基準を満たしますので、現在必要な予算を国へ要望しております、令和7年度に更新工事を実施する計画であります。

また、ご提案いただきましたPark-PFIについてなんですけども、ご説明がありましたとおり、民間の商業施設等がカフェなど、そういったお店を出して、その収益をもって公園を整備するというような手法ですので、公園管理費等が安く抑えられるというメリットがある一方、今であれば三股町、みんなの上米公園だと言い切ることができるんですけども、その商業施設が入ってくると、その商業施設が集客しやすいように公園のほうを整備していきますので、どっち

かという商業施設の公園みたいな感じに企業化してしまうおそれもございますので、導入についてはほかの自治体からも情報収集を行いながら、時間をかけた慎重な検討が必要かというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 確かにいいことばかりじゃないというふうにも思っております。

そういうデメリットもあるということで、とにかく三股町の一番の眺望でもあるし、人が集まるので、先ほども言いましたように子育て支援という名目からいっても、非常に住む人にとっても、車で5分、10分走ると本当に遊べる広場ですので、その辺についても検討していただきたいと思います。

まずは、冒頭から言いますように、遊具の使用がなるべく早くできるようにというのをお願いしたいと思います。

先日、宮日新聞に、10月1日現在の宮崎県の人口構成が発表がありました。何か生産年齢人口と年少人口が過去最低だということで、だんだん少子高齢化が進んでいるなど感じたところなんです。その中でも年少人口については、三股町が16.71%で県内1位という報道がありました。隣の都城が13.84ということで、人口は移住政策で、どんどん増えているんですが、やはり年少人口としては三股町が一番多いというような状況。

たしか昨日だったですか、出生率の話も出ましたが、出生率も全国で七十何番目ということで、やっぱり子供が多いというのは非常に有利な条件だと思いますので、本当、この遊具の管理というのは、力を注いでいただきたいと思います。

先ほどありましたように、全部で都市公園だけでも90の遊具があると。これに、あと例えば一般公園とか、福祉課が管理している公園とかいろいろあると思うんですが、全ての遊具を、例えば整備するというのは非常に大変だと思います、予算的にも。やっぱり、選択と集中というのが必要じゃないかなと思っています。

先ほどから言いますように、何か所か今回の一般質問に際して、町内の主だった公園を、ちょっと視察というか見に行ったんですが、実は蓼池公園に行ったときに、土曜日の午後だったんですけど、小学生がいっぱいたんです、砂場のところ。滑り台の下の砂場にいっぱいいました。蓼池公園すごいなと思って、ちょっと見たら、みんなで固まってゲームしているんです。丸くなって。公園でゲームをしているんだなと思って、なかなか公園の使い方が違うなと思って。

もう一集団は、蓼池公園って、タコの滑り台があるんです、タコの滑り台、あそこにいっぱいいました。あそこにも。いるんですけど上に乗ったまま降りてこないんです。滑らないんです。聞いたんです、たまたまその子たちに。滑り台滑ったらと言ったら、「おじちゃん」って、「お

尻が汚れる、お尻が痛い」とか言って、確かにコンクリートですから、表面触ったらざらざらして全く使えない状態。

先ほどありましたけど33年たっていますので、多分劣化していると思うんです。そういうのを含めて、先ほど90基のうち15基が使えない、75基が使える。ただ75基の使える遊具の中にも、使えるんだけど使わないやつもあると思うんです、古くなって。

新馬場公園にも行って見たんですが、新馬場公園は、誰も遊んでいませんでした。コンビネーション遊具があったんですが、あそこは鉄製なんですけど、もう鉄がさびて、滑り台のところ、これ滑らんだろうなという感じもしました。

ということで、先ほど言いました選択と集中じゃないんですが、古い遊具を全部撤去して新しく造るとなると、もう相当なお金がかかると思うんで、何か補修を、例えば塗装をすとか、厚塗りの塗装をすとか、よく分かりませんが、コンクリートなら洗い出すとか、何か方法があると思うんです。

できれば、やっぱり使用可能な遊具の中でも、使用したくないのを見栄えだけでもよくするように、何かそういう方法も検討してもらえればなど。

たしか、先ほど上米公園のローラースライダーですが、国の事業に乗せるためにということなんですが、やはり期間もかかりますし、そういう事情があるなら、それは仕方ないとしても、各公園のそういった、ちょっと工夫をすれば使える遊具があるんじゃないかなど。

確かに今、先ほど言いましたように、子供たちの生活様式も変わって、ゲームとか携帯が出てきて、公園で遊ぶ人が少なくなっているのかもしれませんが、やっぱり需要はあるんだと思いますので、その辺を再度検討をしていただきたいというふうに考えております。

以上で終わりたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） これより15時15分まで本会議を休憩します。

午後3時03分休憩

午後3時15分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位5番、楠原議員の残りの一般質問を行います。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 質問事項、産学官連経緯についての②番のところを始めたいと思います。よろしくお願ひします。

今後の予定と書いてはいますが、五本松の交流拠点開発の件で、本町と丸善雄松堂との関係が始まっていますが、この丸善雄松堂を調べている中で、丸善雄松堂は沖縄県南城市のある地

域を、新しくにぎわいある洗練された都市空間として整備することを目的とした、にぎわい交流拠点となるまちづくり拠点の整備運営の基本協定を、今年の5月に南城市と締結したということを知りました。

南城市のこの事業で想定される導入機能は、市民活動拠点、教育、健康増進、子供の遊び場、子育て支援、福祉の窓口となっています。どこかで聞いたような機能だと思いました。

ちなみに、この南城市というのは、本町と同じようにハート型の町で売っています。「ハートのカタチをしたハートフルな街」「ハートフルな街」というのが南城市の決まり文句となっているようです。

何か関係が近いなど、つくづく思ったところですが、このような南城市の取組をも通して、本町と丸善雄松堂とは連携相手として何かにつけて参考にできるのではないかと思います。このような件を含めて、産学官の中の民間企業と自治体との連携で、今後考えられているようなものがあれば伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） それでは今後の予定含む学官連携でのふるさと納税返礼品開発の試みとのご質問にお答えをいたします。

今後、学官連携による協定の締結などの予定はございません。また、現在のところ、学官連携によるふるさと納税返礼品開発の予定はございませんが、全国、県内でも同様の事例がありますので、連携協定を結んでいる各機関などとの協議、検討はしてまいりたいというふうに考えております。

今の議員のほうからご紹介がありました丸善雄松堂さんは、沖縄の南城市さんと締結をされたということは、こちらのほうにも情報としては入っております。

本町でも、五本松交流拠点施設整備事業のサウンディングでお手を挙げていただき、それからずっと関係を、今、続けておりますが、丸善さんについては学びという点で、今回の交流拠点については関わりたいという意思表示をいただいているところで、丸善さんとは連携協定等はありませんけれども、この前のふるさと祭りでも出展を福祉課と連携をしてしていただいたり、また五本松交流拠点施設整備に関わる中で、五本松跡地の暫定利用、昨年度も2回ほどイベントに参加をしていただいております。

協定等はありませんが、学官連携という意味では、丸善さんとの関係も大事にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原委員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今、答えの中にありましたけれども、都城市と南九州大学の連携

で返礼品の開発が行われている。それから、延岡学園の調理科と道の駅はゆまで開発された商品が返礼品になっている。そしてまた、道の駅はゆまでは、その商品が売られて人気商品となっている。

こういうのを目の当たりにしているわけですがけれども、本町は、やはり調理科として県内でも、結構活躍が聞こえています都城東高校調理科がありますし、本町内に南九州大学の校舎があるわけですから、そういうような特性をもっと生かして、返礼品の開発に努めることによって関係者が増える、そして話題性が増える、そしてこれがふるさと納税にも好影響を及ぼすのではないかなという気がするんです。

これまで、その東高校の調理科とか南九州大学について、返礼品開発についての呼びかけというのはされたことがあるのでしょうか。伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今、呼びかけはというご質問については、ふるさと納税の返礼品についての呼びかけは、現在したことはないというふうに記憶しておりますが、現在の東高校とは料理コンクールであったり、今年度は料理コンクールに代えまして、ふるさと祭りで出展をしていただいたりもしております。南九州大学とは、今月、エバーグリーンセミナーということで広域連携等も行っております。

ただ、いろんな総務省の基準が変わってきまして、生産また加工について、全て基本的には町内が原則であったりとか、経費率、もしくはその返礼品の金額の割合であるとか、いろいろな規制もかかってきております。

なので、料理ということだけではなかなか、基本的には販売をしているものが企業さんと連携をして、アイデアは学生さんからいただいて、そして売るところはきちっとした民間の企業さんが販売をする。こういったものをふるさと納税にしていけるのかなというところですので、それこそ産官学、三者の連携がふるさと納税返礼品には必要だろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原委員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今言ったように、三股町内にある高校、そして町内にある大学との連携をもっと密にさせていただいて、ふるさと納税の返礼品開発に努めていただいて、話題を提供することで、ますますというか、今、非常に低迷しています三股のふるさと納税、少しは刺激が与えられるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

これで終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 発言順位7番の岩津議員の発言残り時間の設定のために、休憩いたします

す。

午後 3 時 23 分休憩

午後 3 時 24 分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 7 番、岩津議員の残りの一般質問を行います。岩津議員。

○議員（1 番 岩津 良君） 質問事項 3 番の質問要旨①の途中ということで、①の途中から、進めさせていただければと思います。

最後の答弁で、学校図書の貸出日の間隔について、学校のニーズに合わせた対応をしてくださっているというふうな答弁をいただいたところの再質問というところで質問させていただきたいんですけども、学校図書館の学校司書と、学校司書教員ですかね、教諭、教員の方といらっしゃるというふうな答弁を先ほどいただいたところなんですけれども、現場でですね、貸出しの際には、特にクラスの人数が多い子供のクラスは、ばあっと本を借りにきて、借りた本を返して、また借りに行ってという、この手続がですね、すごく混雑するという現場があるというふうなことをお聞きします。

せっかく図書に、まだ本が好きな子供たちは自分のを探して自分で探すことができるんですけども、まだまだ本にまだ慣れてない子供たちにとってはですね、自分自身で探し切ることが難しいなという子供たちにとって、やはりそこにサポートいただける教員の方だったりとか、司書教員ですね、学校図書担当の教員の方がいらっしゃると思うんですけども、やはりそこまでなかなか、読書に関して深くサポートしてあげることが難しいのかなというふうに現場のはたで感じておられるというふうなことをお聞きしたことがあります。

実際に、図書の貸出しに関してサポートを——担当の教員の方の、サポートです。司書教諭のサポートをする方もいらっしゃるというふうに聞いているんですけども、その司書教諭のサポーターという方は町内に何名いらっしゃるのか、質問させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 今、議員から質問があった件のまず前にですね、先ほどの答弁でちょっと数字の間違がありましたので、そちらを訂正させていただきます。

中学校の充足率につきまして、先ほど 102% というふうに答弁しましたが、100.2% でしたので、訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

今の質問について、お答えいたします。

議員が言われた方は、町が配置している、多分、学校司書のことだと思います。学校司書につきましては、町内で 2 名配置しておりまして、2 名の方が全ての学校に、日にちを変えて行くと

というような形になっております。三股中学校、三股西小学校、三股小学校につきましては2日間、その他の学校については1日という形で現在は配置しているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 町の職員ということの位置づけでよろしかったですかね。はい。

実際に、あとは図書室の現場の状況なんですけれども、本棚の状況が少し気になった部分がありました。

結構、古いスチール製の本棚がですね、結構まだ点在している学校が多いのかなというふうに思っています。日々、本棚等も更新されていると思うんですけれども、やはり、本を手に取りやすい環境づくりというところも少しどうなの——していただけたらどうかなというふうに思ったところで、そういった本棚関係は、まあ予算等ですね、あると思うんですけれども、その辺りの更新についてはどうなっているのか、質問させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 現時点ではですね、本棚の更新、そういうところについては考えてないところですが、今後、学校図書室等を整備していく中で、子供たちが使いやすい親しみやすい図書館になるような形になるように、その辺についても今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 私はちょっと現場で拝見したんですけど、結構ぐらついている本棚がちょっと見受けられたので、ちょっと地震でも危ないなと思うほどのものだったので、そういったところも、現場の司書担当の図書館担当職員の方とかのご意見もいただきながら、更新に努めていただけたらというふうなところもございます。

また、次の質問にも入っているところで、次の質問に移ります。

学校図書の古い本、まあ紙なので、やはり古くなっていくとは思いますが、学校図書の蔵書や古い本の廃棄、また新しい本への更新に関してはどのような基準や頻度でされているのかということと、例えばですね、本の再利用というふうなところも含めて、例えば児童館であったりとかの本に関しましては、例えば再利用したりとか、そういったことをなされることはされていないのかなとも思ったところです。まあ劣化が生じるので、なかなか全てが再利用に行き渡らないかもしれないですけども、いろんな形でですね、児童館にも本も行き渡るような形で充実できないのかなというふうにも考えたところです。

また、質問要旨②の中にも引き続きあるんですけども、当時の歴史を残すという意味でも、歴史の資料などは特に何かしら対応できないものなのかなと考えています。例えば、昨今の教育現場であるICTのタブレットを配付、1人1台端末があるようなので、これをうまく生かすこ

とができないのかなというふうに考える意味でも、学校図書館の図書廃棄規準というところで廃棄を対象しない図書の部分に関して、電子化をすることができれば、恒久的にですね、本や資料というものが残せるものではないのかなと考えますので、古い本の書籍についての電子化。また、全体的に、やはり電子化をやっぱりしていく。全国的にも、少なからず図書、学校図書についても電子化を進めている自治体もあるようです。

少しやはり、なかなか本にいきなり慣れる機会が少ない子供たちにとってはですね、やはり電子化というのは一つの気がかりではないのかなというふうなところも感じますので、併せて電子化についての全体的な検討もどうなのかお伺いさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） まずは、学校図書の廃棄等についてお答えいたします。

平成5年1月に、公益社団法人全国学校図書館協議会が、学校図書館図書廃棄規準を定めました。

この規準は、「学校図書館において蔵書を点検評価し廃棄を行う場合の拠りどころを定めたもの」になっております。これには、受入れ後10年経過した図書、形態的には使用できるが記述内容や掲載資料・表記等が古くなり利用価値の失われた図書などの規準が示された「一般規準」と、一般規準に加え、それぞれの種別ごとに廃棄の規準が示されている「種別規準」、郷土資料や学校資料などの原則として「廃棄の対象としない図書」等が示されております。町の各小中学校の学校図書館における図書の廃棄及び更新につきましては、この規準ののっとり、行っているところでございます。

また、廃棄の頻度や、児童館等への移行させる等の再利用についてのご質問もございました。

まず、廃棄の頻度につきましては、学校図書の廃棄や更新に関することについて、先ほど学校図書館図書廃棄規準に「図書の更新にあたっては、校内に蔵書構成を検討する委員会等を設け、教育課程に適合した蔵書構成となるように組織的に対処する」と示されていることから、本町におきましても、学校の状況に応じて廃棄等を行っているところでございます。

次に、児童館への移行についてですが、先ほど述べましたように、学校図書で廃棄対象となるものが、記述内容が古く、利用価値の失われたものであったり、破損等が多いものだったりすることから、現在のところは、図書館等への移行は行っていないところでございます。

次に、古い書籍の電子化及び廃棄の対象とならない図書の電子化についてお答えいたします。

学校図書館にある古い書籍を電子化すること、廃棄の対象とならない図書の電子化につきましては、著作権法が影響してまいります。

書籍奥付には、「本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています」と記されております。この「例外」といいますのは、授業等で、学校の

授業等でコピーして使うというようなことは「例外」とされておりますが、その他につきましては禁じられているということです。

図書の電子化は、学校図書館の図書であっても禁じられているということになっております。現在、県の図書館のほうでは、電子図書を購入して置いておるといことで、町の図書館におきましても、現在は電子図書の購入等はまだ行っていないところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 電子図書についてなんですけれども、今、民間の本出版会社のほうですね、本の個物の導入というところと併せて、電子書籍というところのメニューが多分ある企業が増えてきているのではないのかなと思いますけれども、そういった意味でも、今ある個物をデジタル化するのは著作権法との兼ね合いもあると思うんですけれども、今後、電子化で売り出されている部分を導入していくというふうな検討というのは、考えられていないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 現在、県の図書館のほうがそのようなことを行っておりますので、町の図書館と相談したところによりますと、県の図書館で電子化されたものを、借りるといのか、見ることはできるということですので、その辺と重複しないような形で、また町の図書館でも今後は検討はしていきたいと思いますが、現在のところは、県の図書館の電子化された書籍を利用できるということですので、そのような形が使っていければというふうには思っており、そういうことをお知らせしたりとかいう形ですね、利用していただければというふうには考えているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 全体的な話にもなるんですけれども、今この現状の蔵書数、充足率も踏まえてですね、現状の学校図書の冊数といいか、そういった意味合いにおいても、廃棄も更新もしていくわけなんですけれども、現状、今の教育委員会として、今現状、足りているものと感じているのか。今後どうしていく方針というのは、あるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 充足率等で、数字ではですね、表れるものがあるんですが、実際に借りられている本、まあ「稼働している本」といいますか、そういうところは借りられているところもあります。

毎年新しいものを購入するということは大事だと思いますので、学校図書館におきましては、なるべく、子供たちが興味があり、子供たちが借りたり読んだりするような本をたくさん置ける

ような形は今後も続けていきたいと思いますので、新しい本の購入費については各学校に配分して、購入できるような形は今後も取り続けていきたいというふうには考えているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） いろんな本をピックアップしていくという現場の司書教諭の方々にも大変ご尽力いただいて、生徒たちのニーズに合ったものを多分試行錯誤して、してくださっている中ですね、しっかり予算はつけていただいている部分もあるかなと思いますけれども、子供たちも、先ほど申し上げましたとおり、少しやっぱり読書離れという部分があるですね、どうしても、かいま見れる部分があります。公園でも先ほどの質問にもありましたとおりゲームする時代であったりとかっていうところもあるので、どうしても、その子供たちの本に触れるきっかけづくりをですね、ハード面でいうと、見栄えのいい本棚とかもそうですけれども、本を手に取りやすい環境も含めて整備していくということもですね、細かいところなんですけれども、子供たちが興味示さないものはやはりなかなかそこにはもう行かないということもありますし、やはり、本に対しての魅力も伝えていけるように、司書教諭の方も尽力していますけれども、その司書教諭の方のサポートというところの、手厚いところも鑑みてですね、今後検討いただけたらというふうにも思います。

宮崎県は読書県というところで、今回、三股町もですね、「文教みまた」というところで、今回文化に触れる部分も本にはたくさんありますので、今後もぜひ推進していただけたらと思います。

これで、私の一般質問を終了いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

_____ . _____ . _____

○議長（指宿 秋廣君） 本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時39分散会

令和6年 第8回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第5日)

令和6年12月9日(月曜日)

議事日程(第5号)

令和6年12月9日 午前10時00分開義

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君

企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	……	鈴木 貴君	税務財政課長	……………	黒木 孝幸君
町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	福永 朋宏君
高齢者支援課長	……………	杉下 知子君	農業振興課長	……………	山田 正人君
都市整備課長	……………	田中 英顕君	環境水道課長	……………	岩元 勝二君
教育課長	……………	島田 美和君	会計課長	……………	瀬尾 真紀君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、先日、12月4日に追加提案された7議案を含む今定例会に提案された全ての議案に対する質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は本日配付しました常任委員会付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いいたします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出

くださるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時02分休憩

.....
[全員協議会]
.....

午前10時03分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

.....
○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時03分散会
.....

議事日程(第6号)

令和6年12月16日 午前10時00分開義

- 日程第1 発議第1号の取り扱いについて
日程第2 常任委員長報告
日程第3 質疑(議案第73号から議案第86号までの14議案)
日程第4 討論・採決(議案第73号から議案第86号までの14議案)
日程第5 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
追加日程第1 発議第1号
追加日程第2 質疑・討論・採決(発議第1号)
日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
日程第8 閉会中における議会運営委員会の活動について
日程第9 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 発議第1号の取り扱いについて
日程第2 常任委員長報告
日程第3 質疑(議案第73号から議案第86号までの14議案)
日程第4 討論・採決(議案第73号から議案第86号までの14議案)
日程第5 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
追加日程第1 発議第1号
追加日程第2 質疑・討論・採決(発議第1号)
日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
日程第8 閉会中における議会運営委員会の活動について
日程第9 議員派遣の件について

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	田中 英頭君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	島田 美和君	会計課長	瀬尾 真紀君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 議案書の一部に伴う取扱いについてご報告させていただきます。

本議会に提案しました議案第80号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の議案書の一部に、金額の修正を伴う事案が発生したところでございます。

内容につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきますが、発生要因としまし

ては、国が示す改正文の読み誤りと確認ミスによるものと認識しております。

この件につきまして、議長に報告し、会期中の修正及び提案について協議いたしました。総務産業常任委員会の議案審議並びに採決が終了していることなどから、会期中の修正・提案をせず、次回の議会に改めて提案することの結論に至ったところでございます。

つきましては、このような事態が発生したことをおわび申し上げますとともに、次回の議会に改めて提案させていただきますことにご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、総務課長のほうから具体的に説明させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、今、町長のほうから話がありました議案書の一部修正に至った経緯、また、おわびを申し上げたいと思います。

総務産業常任委員会に付託されました議案第80号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由及び改正内容について、12月10日に委員会において説明をさせていただきました。しかしながら、委員会終了後、委員からの質問事項に対する回答書を作成するに当たり、再確認したところ、議案書の第3条、第4条中の配偶者等の扶養手当の改正額は3,500円ではなく3,000円であることが確認され、修正が必要となったものでございます。

間違いが生じた理由としましては、国が示す給与改正の行政俸給表8級と7級以下の区分で、改正の違いを読み誤りしたことによるものであります。

議案書の修正及び提案につきましては、既に委員会の採決が下されていることや会期日程等を鑑み、また、修正部分の発生する第3条、第4条の適用日が令和7年4月1日以降であることから、今会期中に修正提案せず、次回の議会に改めて提案したいと考えております。

つきましては、このような事態が発生しましたことを心からおわび申し上げ、同様の事態が発生しないよう、再確認に努めてまいります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

○議長（指宿 秋廣君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 発議第1号の取り扱いについて

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、発議第1号「議会・議員活動の豊富化、議員報酬の適正化に関する特別議決」（案）の取り扱いについてを議題とします。

議会運営委員長から、提案の趣旨説明をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 山中 則夫君 登壇〕

○議会運営委員長（山中 則夫君） それでは、発議第1号「議会・議員活動の豊富化、議員報酬の適正化に関する特別議決」について、提案の趣旨説明を申し上げます。

現在、全国的に町村議会議員のなり手不足問題が深刻化しております。その重要な理由の一つとして、町村議会議員の活動量は増加しているにもかかわらず、議員報酬の水準は30年以上ほぼ変化のないままとなっていることが考えられます。

町村議会議員報酬の水準については、各町村議会において判断するものでありますが、地方自治における議会の重要性を考えた場合、それぞれの町村議会が一定水準以上の活動をし、議員報酬の水準を確保していくことが重要であります。

本町においても、町議会の活動内容を充実していくためにも、市議会議員との均衡を踏まえ、町長の給料月額の47%程度を目指すことといたします。

以上、提案の趣旨説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） お諮りします。本日追加提案されます発議第1号につきましては、委員会付託を省略し、本日、既に提案されている議案全てを議了後、日程を追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本日追加提案されます発議第1号については、委員会付託を省略し、本日、既に提案されている議案全てを終了後、全体審議で措置することに決定しました。

日程第2. 常任委員長報告

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いをいたします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 田中 光子君 登壇〕

○総務産業常任委員長（田中 光子君） それでは、総務産業常任委員会の審査結果について、会議規則76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第73号、第74号、議案第80号から第82号の5議案です。

以下、案件ごとに説明いたします。

まず、議案第73号「三股町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について。

本案は、制度の開始から5年目を迎える会計年度任用職員の処遇において、現状に即した職務における責任・困難の程度に基づいた給与の改正を図るため、職務の級の分類の基準となる等級別基準職務表の一部を見直し、処遇改善を図るものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第74号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」について。

本案は、令和7年6月1日に施行される刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律で、文中の懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設するものであることから、施行日までに関係条例等にある「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第80号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について。

本案は、人事院勧告に基づいて若年層の職員に重点を置きつつ、全ての職員を対象とした月例給の引上げ、ボーナス引上げを実施するとともに、扶養手当、管理職特別勤務手当等の諸手当の見直しを行うものです。

人事院勧告のポイントとしては、民間給与との格差があり、総合職試験及び一般職試験に係る初任給率を大幅に引き上げ、若年層に重点を置きつつ、おおむね30歳代後半までの職員にも重点を置き、全ての職員を対象に全俸給表を引き上げ、改定するものです。また、ボーナスを民間の支給割合との均衡を図るため、引き上げるものです。

そして、扶養手当の見直しでは、段階的に配偶者に係る扶養手当を廃止し、扶養親族たる子に係る手当を1万3,000円に引き上げるものです。

また、条例の一部改正に合わせて、議案第74号に触れました法令の改定に伴い、文中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第81号「町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について。

本案は、令和6年人事院勧告に関連して、一般職の国家公務員の給与改定及び特別職の職員の給与に関する法律に準じて、特別職の期末手当を0.05月分引き上げ、来年以降の手当調整のために条例の一部を改正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第82号「三股町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について。

本案は、一般職の職員の給与に関する条例、給与条例により、職員の給与の額等に改定があった場合に、職員の例により会計年度任用職員の給料等を改定する必要がある場合、当該給与改定時期について、給与条例の改正によって適用を受ける職員の例とする新たな条例を定めるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 中原 美穂君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（中原 美穂君） おはようございます。文教厚生常任委員会の審査結果を、三股町議会会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第76号から第79号、議案第84号から第86号の計7議案であります。

議案第76号「令和6年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について。

本案は、歳入歳出予算総額29億1,930万6,000円、歳入歳出それぞれ8万9,000円を追加し、歳入歳出総額29億1,939万5,000円とするものです。これは、郵便料金改定による通信運搬費の追加という説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第77号の「令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」について。

本案は、歳入歳出予算総額3億4,211万6,000円に歳入歳出それぞれ12万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額3億4,223万7,000円とするものです。これは、郵便料金改定による通信運搬費の追加という説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第78号の「令和6年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について。

本案は、歳入歳出予算総額24億7,761万3,000円から歳入歳出それぞれ1億5,956万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額23億1,804万8,000円とするものです。また、保険給付費の減額補正に伴う保険料、国庫支出金、県支出金、一般会計繰越金等を減額補正するもので、歳出の主なものは、保険給付費を減額補正するものです。

介護保険料特別会計補正予算における歳入の減額について質疑がありました。担当課より、保険料改定に起因するものであるとの説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第79号の「工事請負契約の変更契約の締結について（令和6年度町体育館改修建築主体工事）」について。

本案は、令和6年度町体育館改修建築主体工事の工事請負契約において、カーテン及びカーテンレールの取替え並びに内壁ボード等を張り替える工事が発生したため、契約の変更が必要になった。追加工事に関しては、当初から予見可能な事項については、建築主体工事の段階で綿密な

計画を立てるべきである。これにより不要な追加工事を回避し、効率かつ経済的な事業遂行が可能となるのではないかと意見が出ました。したがって、本委員会は、関係部署に対し事前の調査・検討を徹底し、追加工事の発生を最小限に抑える努力をするよう要望しました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第84号の「令和6年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」において。

本案は、歳入歳出予算の総額29億1,939万5,000円に歳入歳出それぞれ297万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,237万4,000円とするものです。

歳入については、一般会計繰越金を増額補正し、歳出については、人事院勧告に伴う人件費を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第85号の「令和6年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額23億1,804万8,000円に歳入歳出それぞれ519万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,324万1,000円とするものです。

歳入は、人事院勧告に伴う人件費の増額に係る保険料、国庫支出金、県支出金、一般会計繰越金等を増額補正するものです。歳出は、人事院勧告に伴う人件費を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第86号の「令和6年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額2,202万6,000円に歳入歳出それぞれ127万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,330万1,000円とするものです。

歳入は、人事院勧告に伴う人件費の増額に係る一般会計繰越金を増額補正するものです。歳出は、人事院勧告に伴う人件費を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、12月10日の文教厚生常任委員会で、方境遺跡発掘調査（高才第3地区）を視察しました。三股町としては初めてとなる花卉型堅穴建物の住居跡が発掘されるなどの現場を視察し、感動いたしました。発掘調査はもちろんのことながら、文化財行政には多額の費用がかかるということを実感しました。私たちには、文化遺産をはじめとして、町内の文化財の重要性を広めて伝えていくことが重要であるとも思いました。私は、この遺跡を通じて先人の暮らしや知恵を学び、郷土の愛着を深め、三股町の誇りとしてこの遺跡を大切に守り、活用していくべきではないかと思いました。

以上、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 岩津 良君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（岩津 良君） それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第75号及び追加上程された議案第83号と計2件でございます。

以下、案件ごとに説明いたします。

まず初めに、議案第75号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第7号）」についてです。

本議案は、歳入歳出予算の総額137億8,207万2,000円に歳入歳出それぞれ4億9,034万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億7,241万4,000円とするもので、災害復旧事業費及び各種の事業の変更、決定、実績見込みなど、当初予算以後に生じた事由に基づく経費等について、所要の補正措置を行うものであります。

各課より説明を受けた後、質疑を行いました。

まず、歳入についての主なものとして、地方交付税は、特別交付税2,000万円を増額補正するものであります。国庫支出金は、障がい者自立支援給付費負担金1,672万8,000円、施設型給付費負担金1億465万4,000円などを増減額補正するものであります。県支出金は、障がい者自立支援給付費負担金836万4,000円、施設型給付費負担金4,459万2,000円、現年発生農地・農業用施設災害復旧事業補助金1億8,064万4,000円などを増額補正するものであります。

次に、歳出について、総務費は、国のシステム標準化に伴う帳票のテスト印刷製本費660万円などを増減額補正するものであります。民生費は、社会福祉協議会消費税補助金2,325万8,000円、障がい者自立支援給付費3,345万6,000円、施設型給付費1億8,758万2,000円などを増減額補正するもので、また、総合福祉システム改修委託料154万円の増額は、現在の子ども家庭支援拠点を来年の4月から子ども家庭センターとして機能できるように準備を進める上で、福祉課の児童福祉係、教育課の学校教育係、町民保健課の健康推進係である健康管理センターの子育て世代包括支援センターとの情報共有が可能となるシステムを改修するものであるとご説明がありました。

そこで意見が出たのは、現在でも虐待の案件などを受けたりする重要な問題である窓口であることから、業務を分かれたままではなく、今後、1つに集約した係として設置していただけないかというような要望がありました。

次に、農林水産業費の再造林率向上強化対策事業補助金364万6,000円の増減額補正は、県が実施する再造林率向上強化対策事業の中で、県と連携した植栽から下刈りまでの補助金のかさ上げ、補助率を90%にするために、県と町それぞれ11%をかさ上げするものとして、本補正に対し、森林環境譲与税を活用するとご説明がありました。また、諸支出金の森林環境譲与税基金積立金は、364万6,000円減額補正するものでありました。

続いて、商工費は、企業立地促進事業補助金を4,722万6,000円などを増額補正するもので、土地取得補助金4,842万6,000円の増額と雇用奨励金を120万円減額するものとして、今回は2事業所分が対象であるのご説明がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第8号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額142億7,241万4,000円に歳入歳出それぞれ6,158万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億3,399万8,000円とするものであり、人事院勧告に基づく経費等について、所要の補正措置を行うものであります。

各課より説明を受けた後、質疑を行いました。

まず、歳入について、地方交付税は、特別交付税6,000万円を増額補正するものであり、そして、国庫支出金、県支出金及び特別会計繰入金は、人事院勧告による重層的支援体制整備事業に係る歳入を増額補正するものであります。

次に、歳出としては、歳出の各費目にわたる給与費等については、人事院勧告に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費などを増額補正するものであります。民生費の繰出金については、各特別会計の人事院勧告に伴う負担額を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、一般会計予算・決算常任委員会の報告を終わります。

日程第3. 質疑（議案第73号から議案第86号までの14議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結しま

す。

日程第4. 討論・採決（議案第73号から議案第86号までの14議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、討論・採決を行います。

議案第73号「三股町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第73号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり承認されました。

議案第74号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第74号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第7号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第75号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号「令和6年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第76号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第77号「令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第77号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第78号「令和6年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第78号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議案第79号「工事請負契約の変更契約の締結について（令和6年度町体育館改修建築主体工事）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第79号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第80号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第80号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第81号「町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第81号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号「三股町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第82号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第83号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第8号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第83号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第84号「令和6年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第84号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議案第85号「令和6年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第85号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第86号「令和6年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第86号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。（「議長、ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）はい。（「私の聞き間違いかもしれませんが、議案第73号は承認って言われたんだけど、承認でよかったんですか」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってね。

ちょっと休憩します。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第5. 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

三股町選挙管理委員会及び同補充員の任期は本年12月21日までであり、先般、選挙管理委員会委員長より、地方自治法第182条第8項に基づく通知が議長宛てに届いております。したがって、この選挙は、地方自治法第182条の規定により行うものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定より、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

次に、お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、三股町選挙管理委員会委員には、竹ノ内徳夫氏、前田孝子氏、山下俊一氏、永徳政治氏の4名の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました4名の方を三股町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4名の方が三股町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、三股町選挙管理委員会委員補充員には、第1補充員から順に、日高賀世子氏、中村俊郎氏、近藤剛康氏、久保田栄子氏の4名の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました4名の方を三股町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4名の方が三股町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

当選人には、直ちに文書をもって個人ごとに告知し、その承諾を求めることにいたします。

追加日程第1. 発議第1号

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第1、発議第1号を議題とします。

追加日程第2. 質疑・討論・採決（発議第1号）

○議長（指宿 秋廣君） 発議につきましては、提案されておりますので、追加日程第2、質疑・討論・採決を行います。

発議第1号を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。発議第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま、発議第1号「議会・議員活動の豊富化、議員報酬の適正化に関する特別決議」が全会一致をもって可決されました。町長におかれましては、この結果について重く受け止めていただきたいと思います。また、後日、町長に対して本特別決議を提出いたしますことを申し添えます。

議事日程の中で、日程第4中、議案第73号の「三股町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の中で、議案の採決のときに承認と申しましたけれども、可決に改めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

日程第6. 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第6、総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨の申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることに決しました。

日程第7. 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第7、閉会中における広報編集常任委員会の活動についてを議題とします。

広報編集常任委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、閉会中における広報等の編集活動の申出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長から申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等編集活動を認めることに決定いたしました。

日程第8. 閉会中における議会運営委員会の活動について

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第8、閉会中における議会運営委員会の活動についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、議会の会期日程等の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査及び調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び調査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び調査を認めることに決定しました。

日程第9. 議員派遣の件について

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第9、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、研修等にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、配付資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時54分休憩

〔全員協議会〕

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

----- . ----- . -----
○議長（指宿 秋廣君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和6年第
8回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 田中 光子

署名議員 山中 則夫